

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 2 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成28年2月26日

- | | |
|-------|--|
| 開　　会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 市長の施政方針 |
| 日程第5 | 議案第1号　専決処分の承認を求めることについて
（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正） |
| 日程第6 | 議案第2号　専決処分の承認を求めることについて
（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号） |
| 日程第7 | 議案第3号　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について |
| 日程第8 | 議案第4号　職員の退職管理に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第5号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第6号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第7号　証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第8号　職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第9号　根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第10号　損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第15 | 議案第11号　平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第16 | 議案第12号　平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3
号） |
| 日程第17 | 議案第13号　平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第14号　平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第15号　平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第16号　市道路線の認定について |
| 日程第21 | 議案第17号　和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定す
る機関に関する事務の委託について |
| 日程第22 | 議案第18号　平成28年度岩出市一般会計予算 |

日程第23	議案第19号	平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第24	議案第20号	平成28年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第25	議案第21号	平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第22号	平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算
日程第27	議案第23号	平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第28	議案第24号	平成28年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成28年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第1号から議案第24号までの議案24件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、宮本要代議員及び玉田隆紀議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの27日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの27日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案24件と報告1件であります。

次に、平成27年第4回定例会から平成28年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、受理した請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、建設常任委員会へ付託い

たします。

次に、平成27年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成28年1月29日金曜日、和歌山市のダイワロイネットホテル和歌山で平成27年度和歌山県市議会議長会第3回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、紀の川市議会の正副議長の紹介、和歌山市議会議長会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催市である和歌山市長の挨拶、平成27年度永年勤続職員表彰が行われました。

引き続き、和歌山市議会議長の進行で議事が進められました。報告事項につきましては、前回の議長会総会から今回の議長会総会までの会務報告、引き続き、協議事項では、平成28年度議長会関係役員市の内定について協議を行い、和歌山県市議会議長会会長、近畿市議会議長会支部長、全国市議会議長会副会長に和歌山市、和歌山県市議会議長会副会長、近畿市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員に海南市と紀の川市、和歌山県市議会議長会監事に御坊市と岩出市、全国市議会議長会産業経済委員に有田市、全国市議会議長会共済会代議員に岩出市と紀の川市、自治体病院経営都市協議会理事に田辺市と橋本市、石油基地防災防災対策都市協議会副会長に有田市、全国高速自動車道市議会協議会理事に新宮市の内定を行いました。

最後に、平成28年度和歌山県市議会議長会第1回総会の開催市と期日について協議を行い、開催市につきましては、橋本市で、期日は平成28年5月20日金曜日に開催することを決定し、平成27年度和歌山県市議会議長会第3回総会を閉会いたしました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○井神議長 日程第4 市長の施政方針を願います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

春暖の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本日、平成28年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程しております、平成28年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

さて、国においては、一億総活躍社会の実現を目的とする「強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の高三本の矢が発表され、平成28年はこれらの政策が本格的に動き始めるとされていましたが、各制度や地方創生関連の交付金などの詳細が不明確な状況であります。

そうした中、平成28年度当初予算は、国の動向を注視しながらの困難な編成作業となりましたが、引き続き、健全財政の堅持を財政運営の軸とし、これまで取り組んできた、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上を重点事業とし、それぞれの事業に重点を置いた予算編成としております。

一般会計当初予算案は155億1,450万円で、対前年度比0.3%の増となり、特別会計などを含めた当初予算総額は306億3,532万2,000円で、対前年度比0.6%の減の予算となりました。

なお、現在、国において、平成28年度予算、予算関連法案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が明確でないものもあることから、必要に応じ補正予算での対応も必要かと考えております。

続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、岩出市誕生10周年記念についてであります。平成28年度は、岩出市誕生10周年の記念すべき年を迎えます。平成18年4月1日の単独市制施行から、はや10年が過ぎました。本市では、この記念すべき年を市民の皆様方とお祝いすべく、記念式典を初め特別記念事業など、さまざまな趣向を凝らしたイベント等を開催いたします。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方創生についてであります。まち・ひと・しごと創生法第10条の規定による、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定については、国政の状況等を勘案しながら検討してまいりましたが、間もなく完成いたします。

なお、今議会においては、国の平成27年度補正予算（地方創生加速化交付金）を活用した各種事業費を補正予算案に計上させていただいておりますので、ご承認を賜りますようお願いいたします。

今後、本市の特性を生かした施策により、地域の発展と活性化に努めてまいります。

次に、防災訓練についてであります。住民の自助・共助の意識高揚を図るため、毎年開催している地域防災訓練を平成28年度は9月4日の日曜日に、市内7会場にて実施する計画であります。市民の皆様が多数参加いただけるよう、訓練内容の充実に努めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。平成27年度より新たに子育て支援課を創設し、体制の強化を図ったところであります。今後も引き続き、岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的・計画的に施策を推進するとともに、国・県の動向や住民ニーズの変化に対応した事業実施に努めてまいります。

次に、人権施策についてであります。平成28年3月末に改定する岩出市人権施策基本方針に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現に向け、地域に根差した人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権相談業務を継続して実施してまいります。

次に、障害者計画についてであります。全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する地域社会の実現をめざし、障害福祉の向上を図る目的で、第2期岩出市障害者計画を本年度策定いたします。また、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されることから、行政として社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うとともに、障がいや障がいのある方への理解促進も図ってまいります。

次に、生活保護についてであります。岩出市の保護率は国や県全体の水準と比較すると低率ではありますが、社会情勢が依然として厳しい中、傷病世帯や独居高齢者世帯など援助による自立が難しいケースが増加し、被保護者数も増加しております。今後も関係機関と連携し、生活保護の適正な運営を図ってまいります。また、生活保護に至る前の生活困窮者の自立についても、法にのっとり支援してまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。家庭系可燃ごみの排出量は、一定の減量が図られておりますが、所期の目標までには至っておらず、引き続き、ごみの減量と分別を徹底していただくための取り組みなど、啓発活動を進めるとともに、集団資源回収事業など減量化に取り組む市民を支援する各施策を推進してまいります。また、事業系ごみの減量化につきましては、今後も、排出事業者に対するエコショップ・エコオフィス認定制度への登録勧奨を進めるなど、引き続き減量意識の

向上に努めてまいります。

次に、健康づくりについてであります。市では、がんの早期発見と早期治療により、がんによる死亡率の減少を図るため、各種がん検診を実施しているところがあります。平成28年度は、各種がん検診のさらなる受診率の向上に向け、引き続き、市内企業・団体等との連携を深める取り組みを進めるとともに、要精密検査と判定された方の精検受診率の向上に努めてまいります。

次に、母子保健についてであります。乳幼児の健康管理と子育て支援といたしまして、保健師や助産師による新生児訪問指導や乳幼児健診、発達相談事業の継続実施により、育児不安の解消と乳幼児虐待予防に努めてまいります。

次に、国民健康保険についてであります。市民の健康意識の向上と疾病の予防、早期発見・早期治療を目的とした特定健診や人間ドック、脳ドックなどの健診事業に加え、今年度は生活習慣病の1つである糖尿病の重症化予防事業を実施し、市民の健康づくりを支援するとともに、医療費の削減に取り組んでまいります。

また、国保会計の健全化を図るため、徴収プロジェクトチームを中心に、国保税の納付の公平性の観点から、徴収強化や滞納整理を徹底するなど財源確保に努めてまいります。

次に、那賀老人福祉施設「白水園」の民営化についてであります。新白水園が平成28年3月5日に竣工式がとり行われ、4月1日からスタートする運びとなっております。また、残務処理につきましては、構成市である岩出・紀の川の両市において整理事務を進めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、安否確認や緊急時の対応等、地域住民による支え合い、助け合うことにつながる地域づくりを推進するとともに、今後、ふえ続ける認知症高齢者の早期保護を目的とした認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業や、認知症サポーターの養成等、認知症の方とその家族を地域で見守る体制づくりに努めてまいります。

次に、介護保険についてであります。介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で、安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向け、今後も、関係機関との連携を強化し、取り組みの充実を図ってまいります。

また、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画等の策定に向け、平成28年度において介護保険事業計画等作成委員会の設置や計画策定の基礎資料とするための高齢者意識調査を実施するなど、前倒しで事務を進め

てまいります。

次に、道路整備についてであります。クリーンセンターや火葬場へ進入する新設道路である市道押川根来線の事業箇所が山間部であることから難工事が続いておりますが、本年5月末の全線完了に向け、取り組んでまいります。

また、交通安全対策事業につきましては、交差点改良事業として、市道山西国分線、通称農免道路の西国分地区において、また、歩道設置事業としては、山地区、中黒地区、赤垣内地区、川尻地区でそれぞれ工事を行い、平成28年度完了に向け取り組んでまいります。

また、曾屋・堀口地区では、用地取得と一部工事に着手をし、県事業であります根来川改修事業にあわせて、根来川付近の測量設計業務及び用地取得を行い、歩行者並びに通学路の安全確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、浸水対策についてであります。山崎地区の対策については、国土交通省が実施する紀の川狭窄部対策事業とあわせて、浸水被害の解消・軽減を図るため、排水ポンプの設置工事を行ってまいります。なお、国土交通省の対策工事完了までの対応として、排水ポンプ車を活用し、浸水被害の解消・軽減を図ってまいります。

次に、高瀬地区については、北川排水路のボトルネックを解消するための対策工事を行うとともに、大町、高瀬、西野地区の対策として、県道泉佐野岩出線内において大町排水路設置工事に着手し、2カ年計画で事業を実施してまいります。

次に、岩出市住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフ巨大地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き旧耐震基準住宅を対象に、耐震診断や耐震改修等に対する補助を実施するほか、耐震改修に比べて安価に施工できる耐震ベッド・シェルターの設置に対する補助も実施してまいります。今後も、より一層のPRを行い、住宅の耐震化を推進してまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。現在建築中のねごろ歴史資料館が、来る4月に、隣接する旧県議会議事堂、通称一乗閣とあわせて、供用開始できる見込みとなりました。今後は、岩出市の観光拠点施設として、市内の観光関連事業者と連携し、観光振興に向けて積極的な活用を図ってまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、また、より多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、計画的に下水道整備を進めているところで、平成27年度末の下水道普及率は26.5%となります。平成28年度は、岩出市長期総合計画の後期計画に

定めた目標を達成すべく、市内44ヘクタールの整備を進めてまいります。

また、下水道事業の効率的・安定的な運営のためには、供用開始区域内の市民の皆様にも早期に接続していただくことが重要であることから、下水道工事着手前から接続のPRを行い、より一層の普及促進に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。給水戸数は若干増加しているものの、1戸当たりの使用水量は減少しており、給水収益の減が予測される中、給水コストの削減を初め有収率の向上を図るための諸施策を講じ、効果的な水道事業の経営に努めてまいります。

中でも、平成27年度に策定した水道ビジョンに基づき、中長期的な視点に立って、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営を行うアセットマネジメントの早期実施に努め、健全経営の維持を図ってまいります。

また、災害対策と水源確保を図るため、平成21年度から整備を進めてきました第3浄水場が、このたび完成の運びとなりました。この施設は、日量4,500立方メートルの送水を担い、平成28年4月から稼働いたします。新たな水源が確保されたことで、送水ルートが複数化が実現し、これまで以上に水道水の安定供給に資するものと考えております。なお、既存の施設についても計画的に更新し、施設の安全性の確保に努めてまいります。

今後も、安全・安心でおいしい水の安定供給に向け、各事業を進め、水道事業の健全経営に取り組んでまいります。

次に、教育についてであります。本市の学校教育では、特に、学力向上を喫緊の課題とし、4月実施の全国学力・学習状況調査及び岩出市テストと12月実施の和歌山県学習到達度調査等により、児童生徒の学力や学習状況等を的確に把握し、実態に応じた学習指導を行ってまいります。また、中学校での補充学習や土曜学習教室の実施とともに、小中学校において、学校図書館を活用した学習活動を岩出図書館と連携して推進してまいります。

次に、青少年の健全育成の推進についてであります。近年、全国的に青少年が凶悪事件に巻き込まれたり、また、みずからも犯罪を起こす事件が多発するなど、青少年の健全育成に関する環境は、以前にも増して大変厳しいものがあります。

そのため、青色パトロールの巡回や通学路に設置している子ども見守りカメラの運用とともに、休業中の街頭補導の実施、登下校時のあいさつ運動、見守り活動などを実施し、家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年の健全育成活動を一層強化してまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。市民一人一人が生きがいを持って、人生を送ることができるまちづくりに向けて、学習者の主体性を尊重し、「いつでも、どこでも、誰でも学べる」「共に生き、共に学ぶ」ための環境を整備するとともに、各種講座や教室等を開催してまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。平成27年度の紀の国わかやま国体・大会で盛り上がったスポーツに対する機運を維持できるよう、体育協会やスポーツ少年団の活動を通して、市民に啓発するとともに、市民運動会や岩出マラソン大会を岩出市誕生10周年記念事業として位置づけ、実施いたします。

次に、文化・芸術の振興についてであります。日常生活の中で、ゆとりや安らぎといった心の豊かさが求められていることから、創造性ある文化の薫り高いまちづくりに向けて、文化・芸術活動の活性化を図ることを目的に、文化団体への支援育成に取り組んでまいります。また、文化祭についても、10周年記念事業となることから、文化協会と連携し、内容の充実に努めてまいります。

次に、岩出図書館についてであります。市制施行と同時に開館した岩出図書館は、4月1日で開館10周年を迎えます。その記念すべき4月1日から、図書の貸し出しを5冊から10冊に、視聴覚資料の貸出期間を1週間から2週間に変更し、最新号を除く雑誌の予約・延長を可能にするなど、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、民俗資料館についてであります。民俗資料館では、コンコース照明をLED照明に変更するなど、施設の老朽化対策等を実施し、4月にオープンする旧和歌山県会議事堂、ねごろ歴史資料館とあわせて、岩出市の観光拠点としての一翼を担えるよう、設備の充実と展示の工夫を図ってまいります。

以上、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

○井神議長　これで、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5　議案第1号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）～

日程第28　議案第24号　平成28年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の件から日程第28 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案24件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が2件、条例案件が7件、損害賠償の額を定める案件が1件、平成27年度の補正予算の案件が5件、市道路線の認定に関する案件が1件、事務の委託に関する案件が1件、平成28年度の当初予算案件が7件の計24件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第1号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてであります。地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、所要の改正を要したため、専決処分したものであります。

次に、議案第2号 平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額に9,740万円を追加し、補正後の予算の総額を161億7,876万3,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、生活保護費国庫負担金及び繰入金について、また、歳出では、生活保護費について補正したものであります。

以上が、専決処分の承認を求める案件についてであります。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、制定するものであります。

次に、議案第4号 職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うものであります。

次に、議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。名称変更に伴い、所要の改正をするも

のであります。

次に、議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額及び勤勉手当の改定を行うとともに、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、関係条例について所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正についてであります。根来公園墓地の販売促進を図るため、所要の改正をするものであります。

以上が条例案件であります。

次に、議案第10号 損害賠償の額を定めることについてであります。平成27年8月27日に堀口プールで発生した事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成27年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります。既決の予算の総額に2億2,863万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を164億740万1,000円とするほか、繰越明許費について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、地方創生加速化交付金のほか、事業進捗等による国県支出金等について、また、歳出では、地方創生加速化交付金事業のほか、人事院勧告に伴う人件費、退職手当特別負担金、通知カード・個人番号カード関連事務負担金、障害者総合支援給付費、私立保育園運営費、浄化槽設置整備事業補助金、国民健康保険特別会計繰出金などについて補正するものであります。繰越明許費では、市道押川根来線新設改良事業のほか、情報セキュリティ強化対策事業、根来寺周辺誘客推進事業などに係る2億166万2,000円を繰り越すものであります。

次に、議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に1億7,469万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を66億554万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、一般被保険者に係る保険給付費の増加等に伴う国県支出金について、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費のほか、高額医療費共同事業拠出金、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

いてであります。既決の予算の総額に変更はなく、財源の振りかえ等を行うほか、繰越明許費について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費負担金について県支出金から国庫支出金に、歳出では、施設介護サービス給付費から居宅介護サービス給付費に組み替えるものであります。繰越明許費では、地域医療介護総合確保事業施設等整備事業に係る3,200万円を繰り越すものであります。

次に、議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に124万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を31億9,338万8,000円とするほか、繰越明許費について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、一般会計繰入金について、歳出では、人事院勧告に伴う人件費及び派遣職員給与等交付金について補正するものであります。繰越明許費では、公共下水道事業に係る11億円を繰り越すものであります。

次に、議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に125万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を23億3,363万4,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事院勧告等に伴う人件費について補正するものであります。

以上が、平成27年度の補正予算案件であります。

次に、議案第16号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路16路線を市道認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託についてであります。行政不服審査法に規定する機関に関する事務を和歌山県に委託することについて、議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成28年度の当初予算案件についてご説明をいたします。

議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を155億1,450万円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.3%の増、金額にして5,327万円の増額とするものであります。

次に、議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を64億9,059万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして

1.8%の増、金額にして1億1,509万2,000円の増額とするものであります。

次に、議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります  
が、当初予算額を28億6,873万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして  
2.7%の増、金額にして7,630万7,000円の増額とするものであります。

次に、議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであ  
りますが、当初予算額を7億537万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして  
8.3%の増、金額にして5,383万4,000円の増額とするものであります。

次に、議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算についてでありま  
すが、当初予算額を26億4,519万8,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして  
17%の減、金額にして5億4,229万9,000円の減額とするものであります。

次に、議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります  
が、当初予算額を3,717万6,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして17.4%の  
増、金額にして549万9,000円の増額とするものであります。

次に、議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算についてであります  
が、当初予算の収益的収入額を10億2,886万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率に  
して0.9%の増、金額にして906万5,000円の増額とするものであります。また、収  
益的支出額を9億5,926万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして5.6%の  
増、金額にして5,120万9,000円の増額とするものであります。

一方、資本的収入額は2億4,618万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にし  
て7.3%の減、金額にして1,943万6,000円の減額とするものであります。また、資  
本的支出額を14億1,447万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.7%の  
減、金額にして974万8,000円の減額とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますの  
で、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○井神議長 これですべて、市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は、3月3日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月3日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。
どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時20分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 3 月 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成28年3月3日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号)
- 日程第4 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について
- 日程第5 議案第4号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第14 議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定す
る機関に関する事務の委託について
- 日程第19 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算

| | | |
|-------|--------|----------------------|
| 日程第23 | 議案第22号 | 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第23号 | 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第24号 | 平成28年度岩出市水道事業会計予算 |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第1号から議案第17号までと議案第19号から議案第24号までの議案23件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第18号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）～

日程第18 議案17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について

○井神議長 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の件から日程第18 議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託の件までの議案17件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議案第11号、平成27年度の一般会計の補正予算関係、これについては、5点につ

いて質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、地方創生にかかわるそういうものだと思うんですが、そういう点で、補正予算の中には業務委託料800万円というようなものも計上がされてきています。これが、まず何を業務委託するのかという、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、同じく地方創生事業にかかわって、DMO設立支援補助金というものも計上されていますが、これについても事業の内容、お聞きしたいと思います。

また、3点目として、プロモーション事業というものも行われるんだということを説明されましたが、どのような内容なのかというものを市として考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目として、観光誘客補助金というものも項目として載っているわけなんですが、これはどこに補助するのかという点。

最後に、5点目として、環境シンポジウム事業というものも繰越明許の中には書かれているんですが、この事業についてはどのようなものをシンポジウムの内容として考えているのかという点。

この5点について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 おはようございます。

増田議員のご質疑に対して、お答えいたします。

業務委託料800万円につきましては、プロモーションビデオ作成委託料100万円、着地型ツアー企画委託料50万円、シャトルバス運行委託料600万円、交通誘導員50万円です。

次に、2点目のDMO設立支援補助金は、観光地域づくりの基礎となるデータ収集、分析等の委託費、これらの実施に必要な専門人材の人件費、観光地域づくりの計画策定費などに要する費用を想定しております。

次に、3点目でございます。プロモーション事業につきまして、いわで観光プロモーション講演会事業としまして、旧県議会議事堂の開館式典の一環として講演会を実施する予定であります。また、観光プロモーション整備事業として、プロモーション活動やイベント等で使用するポータブルアンプの購入を行います。

次に、4点目です。岩出市に観光に来ていただくために、観光客の誘致、滞在時間の拡大、観光消費額の増加などにつながる取り組みを行う事業所等に対して、補

助金を交付するものです。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 おはようございます。

増田議員の5点目の質疑、環境シンポジウム事業は、どのようなものを考えているのかについてお答えいたします。

地方創生加速化交付金を活用し、いわで観光プロモーション事業の一環として、環境と観光をテーマとした講演会等観光プロモーションイベントの開催を考えてございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、観光誘客補助金という部分の中での答えだと思っておりますが、事業所に対する補助金という答えだったと思っておりますが、これは各事業所に対して、どのぐらいの割合で、補助金というのを出す割合ですね、額的には、何ていうんですか、数値的な部分に対しての割合というのがあると思っておりますが、それはどのような割合になっているのでしょうか。

それと、地方創生にかかわって、データとか計画作成の費用というんですか、そういう答えだったと思っておりますが、DMO設立支援という部分、DMO設立に関して、構成するメンバーというんですか、そういうような方はどのような方を予定されているのでしょうか。また、そういうような会そのもの自身、委員会とか、会そのもの自身を設定して運営していくという、そういうような形になっているのでしょうか。その点お聞きしたいと思っております。

それと、環境シンポジウムという部分の中で、加速化交付金を使ってシンポジウムをするんだということだったんですが、この点では、今言われた環境シンポジウムですね、この環境シンポジウムを計画するという事そのもの自身の市としての視点というんですか、それはどのようなところから、今答えられた環境シンポジウムというのを計画されようとしてきたのか、この視点ですね、この部分だけ改めてお聞きをしたいと思っております。

最後に、今回の地方創生ということで、各いろいろな事業を組んでいくんですが、この各いろいろな補助金、そういうのも使ってやっていく中で、岩出市としてはどれぐらいの効果、これを見込んでいるのかという点、再度お聞きをしたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、DMOにつきましても、現在、岩出市観光協会、岩出市商工会、JA紀の里、根来寺など、市の観光にかかわる各種団体等で、観光振興団体の設立準備を進めております。設立支援につきましては、これを支援して、将来的にDMOを設立して、岩出市の観光地域づくりのかじ取り役を担っていただくものでございます。

次に、観光誘客補助金でございますが、事業所等に対して補助金を出す割合等でございますが、これにつきましては、今後、詳細を要綱等で定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

イベントの視点ということでございますけれども、ふるさとの豊かな自然と環境保全について、講演会と、それからエコブース、エコマーケット等の参加型のイベントを民間団体とボランティア等と協同して実施したいと考えております。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 各事業の効果というご質疑ですけれども、今回の観光の振興の事業につきましては、総合戦略に掲げる「人が集う、魅力あるまち」という基本目標を達成するための事業でございます。目標としまして岩出市への観光客入込数150万人を目指すという目標としてございます。

効果ということにつきましては、毎年度検証していくということになりますので、今の段階での効果ということでは、目標という数値でお答えさせていただきます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 DMO設立に関してなんですが、今、答弁では、観光協会を初めとして、いろんな各種の団体の方でつくっていくんだという、そういうことだったんですが、設立時期というのは、この補助金との関係でいうと、時期的には、当初から、やっぱりそういう形でつくっていくというのが筋ではないかなと思うんですが、今の答弁だったら、今後、まちというんですか、将来的につくっていくんだという、そういう答弁だったと思うんですが、その辺のところをいうと、設立時期のめどについては、大体いつごろを予定しているのかということをお聞きしたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 設立時期でございますが、現在、設立準備を進めているところでございますので、最終的にはDMOとして法人化するのが目標でございますが、これをクリアするためには、国土交通省、官公庁で定められたさまざまな基準がございます。専任の事務職員を充てることとありますとか、恒常的な収入を得られること、それから、また観光の専門の人材を要していることなど、さまざまな基準がございますので、これをクリアしていく必要がございますので、時期につきましては、目標としてはまだ立てておりません。

失礼しました。可能な限り早く設立していきたいと考えています。

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

市当局におかれましては、簡潔に要領よくご答弁をいただきたいことを前もってお願いをしておきます。

まず、議案第2号の専決処分についてであります。

この専決処分については、増額が9,700万円余り計上をされております。これについての具体的な金額及び件数、昨年比に比べて、どこの部分が増加をしているのか、扶助費ごとにご答弁をお願いしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

福祉課長。

○広岡福祉課長 ご質疑にお答えさせていただきます。

今回は、医療扶助費について9,740万円の補正をしております。件数については、決算見込みを3,479件と見込んでおります。医療扶助費の平成26年度決算額と平成27年度決算見込み額の対比は1億6,790万8,208円、72%の増となります。また、医療扶助件数の平成26年度と平成27年度決算見込みとの対比は、336件、11%の増となります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ただいまご答弁いただきました。医療費の部分で9,700万円余り上積みをして補正をするということではありますが、この要因について、具体的にどのような分析をされているのか。医療費における部分の内容について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 医療扶助費については、高額の手術が重なったこと、高価な薬剤の処方があったことに加えて、病院側から数カ月分まとめての請求があったことなどが急激な増加の要因となっております。さらに、生活保護の被保護者数が増加してきており、それに伴い医療費が増加しております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。医療費について、病院から数カ月まとめて岩出市のほうに請求があったということなのですが、通常、請求というのは、月1回が今までのルールであろうと思うんですが、なぜ、まとめて請求をするシステムになっているのか。この原因は、市としてどのようにお考えなのか。それについての改善方法について、どのような指導をしてきているのか。それをお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

福祉課長。

○広岡福祉課長 再々質疑にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、本来であれば、病院からは毎月定例的に1回ずつの請求が来る形にはなっておるのですが、物によっては、医療費の支出の内容の審議等を診療報酬支払基金のほうでやっておったり、また、中には病院のほうのミスで、2カ月分、3カ月分を一緒に請求してくるケースもございます。その辺は病院側にも連絡して、できるだけ一月に1回ずつ請求するようにとということで、お願いしておるところでございます。

○井神議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号 行政不服審査法第1条第3項の条例改正についてですが、今回、五十数年ぶりに、抜本的に行政不服審査法が改正をされたことに伴うものであろうと思うんですが、第1条の3項の内容について、これについて、まず第1点お聞きをしたいと思います。

それから、2点目は、行政不服審査法に関連する法律について、何件あるのか。

それから、3点目は、岩出市に関するものとして、どういうものがあるのか、具体的にご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき答弁をさせていただきます。

1点目につきましては、情報公開制度においては、有識者から成る情報公開・個人情報保護審査会による審査制度が既に確立されており、審理員による審理手続と同等の審理を現に行っていることから、行政不服審査法による審理員の審理手続について適用除外とするものです。

2点目につきましては、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、整備等がされた関係法律は361法律です。

3点目につきましては、地方公務員法、地方税法、住民基本台帳法、戸籍法がそれに当たると考えます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第1項目の情報公開審査会に該当するものについては、そこにこの行政不服審査法では、別に現行ある審査会で審査をしていくという内容であるということですが、その後の項目で、公開請求に係る、不作為に係る審査請求という文言が入っております。不作為の場合は、そういうものでしょうけども、作為の場合は、当然、行政不服審査法のこの法律によって審査をされるというように私は理解をしておりますが、その認識でいいのかどうか、具体的な内容についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ただいまの再質疑につきまして、全て適用除外でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 情報公開条例については、全て適用除外だという話ですけども、そうしますと、公開会決定と公開請求に係る、不作為に係る審査請求、これについては情報公開審査会で審査をするということでしょうから、不作為でない場合、作為の場

合は除外ではないのでしょうか。再度確認をさせていただきます。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 再々質疑について、お答えいたします。

今までにつきましては、不作為については審査事項には入ってございませんでした。ただ、行政不服審査法に基づいて、今回、条例改正をしておりますので、この法律の趣旨に対応して、十分な対応をしてみたいというふうに考えてございます。

○井神議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 条例制定第4号の公務員の退職管理に関する適正な確保についての条例制定であります。今回、この条例の制定の目的、趣旨ですね、これについて、まず第1点お聞きをしたい。

それから、条例の内容の中に管理または監督の地位にある職員という文言が入っております。押しなべて、全ての職員ではなく、管理あるいは監督の地位にある職員ということで理解をしておりますが、岩出市においては、どの範囲の職員に該当するのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、3点目であります。疑いがあった場合、どこの機関で調査をし、それを是正をしていくのかということになると思うんですが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、4点目であります。全ての再就職先を届けるということになっておりますが、それについて、どういう手続で、どのような方法で、様式で、そこら辺について決まっているものがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 質疑1点目につきましては、離職した日の5年前の日より前に、課長級以上の職についていたときの職務についての働きかけの規制を行うとともに、職員であった者が再就職する場合は、届け出をさせるためのものです。

次に、質疑2点目につきましては、管理または監督の地位にある職員とは、課長級以上の職員です。

次に、質疑3点目につきましては、働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査いたします。

次に、質疑4点目につきまして、課長級以上の職員であった者について、離職後2年間再就職をした際の届け出を対象といたします。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは、この法律そのものについて、国においても、いわゆる国家公務員が営利団体なり、関係する諸機関に就職して、誘導していくということで、これはやめるべきだという趣旨で制定されたものであります。今、答弁いただきました課長級以上というお話をいただきました。課長級というのは、課長補佐を含むと理解していいのか、純粋な課長以上ということなのか、そこについてお聞きをしたいと思います。

それから、この調査に当たって疑いがある場合、任命権者というのは市長という立場になると思うんですが、その市長が単独で、一人でこの調査をされるのかということになるんですけども、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

これは管理監督者については、全て届け出るという仕組みになっておりますが、届け先についての、まとめて事務処理をする担当課はどこになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ただいまの再質疑について、答弁をさせていただきます。

課長補佐は含みません。

それから、2点目ですけれども、市長が一人でということですから、我々組織としてするということになりますので、市長一人という意味ではございません。

それから、届け出先の話ですけれども、総務部が担当することになります。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ちなみに、法施行に従って、4月1日ということですが、今までの再就職先というのは、どのような仕組みで、どのように管理をされたのか、全然やらないのか、新たに4月1日からなのか、そこについて、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてでございます。

今までに退職された者についての対応ということですが、我々といまして、平成26年度以降の退職した者について、通知文を出してございます。内容といましては、市民に誤解を招くことのないようにしていただきたいということで、在職中の職務と関係ある民間企業への再就職等については、特段の注意を払ってくださいというようなことで、通知をさせていただいております。

以上でございます。

○井神議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第5号の条例改正について、質疑をさせていただきます。

今回、第5号については、特別職である市議会議員関係の報酬の引き上げの関係であります。今回、条例改正に伴って、個別の支給金額及び総額についてどのようになるのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、第1条、第3条及び第5条は、平成27年12月1日から適用すると。遡及をして適用するということですが、これについて適用されれば、その後のことについてはどのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今回、理由として、人事院の勧告に従って、今回は引き上げをするんだということですが、それについてどういうご認識なのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ただいまの質疑について、お答えをいたします。

1点目につきまして、議長、年間212万5,200円、副議長、年間188万3,699円、議員、年間173万8,800円です。議長、副議長、議員14人の合計で、年間2,835万2,099円です。

それから、市長、年間330万7,500円、副市長、年間273万4,200円、教育長、年間246万9,600円です。市長、副市長、教育長の合計で、年間851万1,300円です。

それから、2点目につきましては、平成27年12月の期末手当にさかのぼって適用するものです。差額は後ほど支給するということになります。

それから、人事院勧告に従った理由3点目ですが、国の特別職である大臣等の期末手当について、人事院勧告の対象となる指定職の国家公務員の支給割合に準じていることから、市長、副市長、教育長はそれに準じています。

また、議会議員の期末手当については、一般職員の支給割合に準じていることから、人事院勧告に従った改定としてございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、金額をお示しをいただきましたが、プラスマイナスしますと0.1カ月分が引き上げられるということになります。0.1カ月分引き上げることについての細目を議長、副議長、議員並びに他の特別職の金額を答弁をいただきたいと思えます。

それから、2点目の12月1日に遡及してということですが、その後ちょっと聞き取りにくかったんですが、これ、支給期日ですね、差額の支給期日はいつ予定されているのか、お聞きをしたいと思います。

人事院勧告の問題については、私も過去から問題にしている点であります、今回の人事院の勧告そのものの民間給与との差額については、若干問題点がありまして、そのことについては触れませんが、それに横滑りで、岩出市がそれに沿って引き上げするというのを決定をされているわけではありますが、それについての再度のご認識を伺いたいと思えます。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ただいまの再質疑について、答弁をさせていただきます。

差額の分の金額ということでございますので述べさせていただきます。議長につきましては5万600円、副議長につきましては4万4,850円、議員につきましては4万1,400円です。この14人の合計で67万5,050円となります。

それから、市長につきましては5万2,500円、副市長は4万3,400円、教育長は3万9,200円、合計で13万5,100円となります。

それから、支給の期日ですけれども、この条例、今、上程をさせていただいております。議決をいただきましたならば、議長のほうから3日以内に市長のほうに送付をされてまいります。その後、20日以内に公布をいたしますので、我々の支給といたしましては、速やかに支給をさせていただきたいと考えてございます。

それから、3点目の答弁につきましては、先ほどの答弁と重なりますけれども、国の特別職である大臣等の期末手当について、人事院勧告の対象となる指定職の国家公務員の支給割合に準じております。そのことから、市長、副市長、教育長は準

じておるということでございます。

また、議員の期末手当につきましても、一般職の支給割合に準じてございますので、今回、人事院勧告に沿った改定とさせていただいたということでございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第8号の議案について質疑を行います。

これも前の5号、6号との関連もあるんですが、職員の賃金の引き上げについてであります。今回の条例改正については、民間の人事院勧告に従ってという前置きのもとに引き上げをされるわけですが、そこで、今回、現行から引き上げられる総額、これについては幾らになるのか。

それから、率にして何%になるのか。

それから、民間との比較についてどのような実態に、引き上げ後、なるのか。

それから、非常勤職員の賃上げ、それから、非常勤職員の数の職員の皆さんの賃上げについては、今回どのように考えておられるのか。

それから、再任用職員、これもだんだん再任用職員の方が、年金受給・支給時期との絡みでふえておりますが、再任用職員については賃金の引き上げはあるのかどうか。

この5点について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ただいまの質疑につきまして、1点目につきましては、引き上げによる給与の支出総額は1,398万2,000円です。

質疑2点目につきましては、0.82%です。

それから、質疑3点目につきましては、月例給は1,469円、民間のほうが高く、ボーナスは0.11月分、民間のほうが多くなっております。今回の改正によりまして、人事院勧告に従っておりますので、同等になると考えてございます。

質疑4点目につきましては、臨時職員数は154名で、賃金の改定はありません。

質疑5点目につきましては、勤勉手当について、年0.05月分、給料については月1,100円の引き上げでございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。非常に残念であります。非常勤の職員の皆さん、154名おられるわけですね。これは率にしますと、岩出市職員の約3分の1を占める方々が、市行政に一生懸命仕事をされている実態にありながら、賃上げをなしだというご答弁であります。検討された経過について、全く検討しなかったのか、検討をしていくことも視野に入れて議論をされてきたのか、この経過についてお聞きをしたいと思います。

それから、甘んずる再任用職員の方については引き上げをし、非常勤職員の方にはしない。この意味合いが、若干、市民サイドから見ますと、矛盾しているのではないかなど、そのように見受けられますので、その点について明確にご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ただいまの再質疑に答弁をさせていただきます。

今回、議案第8号の条例改正につきましては、職員の給与に関することでございます。尾和議員、質疑されている内容は非常勤職員ということで、今回の議題とは離れておりますけれども、経過ということですので、答弁をさせていただきます。県の最低賃金が示されてございます。その示された段階で、我々としては議論をいたしました。その段階において、市としては、今回は賃上げはしないということでございます。

再任用の職員について、矛盾しているということでございますけれども、行政職の給料表の改定によりまして、再任用職員についても、今回、改定をさせていただいたと、そういうことでございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回、引き上げによって、岩出市の職員のラスパイレス指数については、平成26年に96.6%でしたか、今回の引き上げに伴って、その指数というのは何%になるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ラスパイレス指数の再質疑についてでございますが、平成27年度の

ラスパイレス指数、引き上げ前は95.6でございましたが、引き上げ後ということでも、これはこの議会を通った後のことになりますので、今の段階では算定はしてございません。

以上でございます。

○井神議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 議案第10号 損害賠償の額についての議案について、質疑をさせていただきたいと思います。

今回、男児児童が亡くなられて、非常に残念ではありますが、それに伴って損害賠償金が提示をされてきております。損害賠償額の今回出てきている1,200万円の額の根拠ですね、どのような根拠づけで、この金額が出てきているのか。まず、第1点お聞きをしたいと思います。

それから、2点目には、岩出市が掛けている保険からの支出というのは幾らあるのか。全額出るのか、それとも岩出市のほうからの持ち出し金はあるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、市は損害賠償金を払うことということでありますから、自己責任、市の責任というものを認めた上で、その金額を提示をしてきたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、4点目は、相手方との交渉の経過、何回ぐらい交渉されて、現在、合意に至っているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

最後に、この示談書、この件に関して、岩出市と相手方との間の示談書というのは、既に締結をしているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

損害賠償の根拠についてということでもございますが、逸失利益や慰謝料、看護費・入院雑費等の合計となっております。

続きまして、岩出市が掛けている保険からの支出は幾らあるのかについてですが、岩出市が掛けている保険からの支出は、ここに記載の賠償金額です。

続きまして、市は自己責任を認めたのかについてでございますが、市の瑕疵については、12月の一般質問でお答えしたとおりでございます。

続きまして、相手との交渉経過と合意はあるのか、何回ぐらい交渉しているのかということでもございますが、直接お会いした回数につきましては、6回でございます。

す。それ以外に、電話等のやりとりは数回行ってございます。経過につきまして、保険会社より損害賠償の額の提示があり、この金額をご遺族にお伝えして、ご了解を得ています。

それから、示談書を締結しているのかについてでございますが、示談書については、この議案の議決をいただいた後になります。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 損害額の根拠についてですが、今まとめて、逸失金とか、慰謝料とか、そこら治療費とか、そういうものを含めてということですが、その合計であるということでもあります。細目にわたって、もう一遍、慰謝料の部分は幾ら、治療費の部分について幾ら、その積み上げがこうなりましたということをお聞きをしておきたいと思います。

それから、2番目の損害保険のほか、そうしますと、全額保険のほうから出てくるということで、市の持ち出しというのは、実質的にはないという理解でいいのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、もちろん最後の示談書については、議会がこの議案について議決をしたというのはよくわかるのですが、それに至るまでの、当然、示談書というのは、もちろん締結されると思うんですが、それについての見通し、ここら辺について、どのようになっているのか、再度質問をさせていただきます。

○井神議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 損害賠償の個別の金額についてでございますが、逸失利益につきましては677万7,211円、慰謝料につきましては480万円、看護費・入院雑費等で42万2,789円となっております。

続きまして、全額保険ということで、市の持ち出しはないのかということですが、先ほどお答えしたとおり、全額、保険の支払いとなっております。

それから、示談書についてのことでございますが、当然、話し合いは行ってございます。その中で、両者合意に至って、今回の議案の提出となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 実際、今回の金額については、非常に安いと言わざるを得ません。

そこで、示談書の件なのですが、今の話では、合意に至っているが、文書として確認はまだされてないのかなという気がいたします。

もちろん合意されると、後々のことを考えて、公式な示談書を結んでおかなければ、後から諸問題が起きてくるということもありますので、必ず、それについては締結をしておくべきであるというように思っておりますが、それについては、どのようなお考えなのか、再度明確にご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 当然、示談の内容については合意に至っておりますので、今回のこの議案の上程となっております。

そして、示談書の締結につきましても、顧問弁護士のほうとご相談させていただきまして、作成のほうを行いまして、示談書の締結を結ぶ予定で話を進めている状況でございます。

○井神議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第11号 平成27年度補正予算について、数点お聞きをしたいと思っております。

まず第1点は、放課後児童数の推移、説明会において、お話では、減少しているということですが、児童数の推移について、過去5年間、どういう推移をたどっているのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、2款1項2節住居手当、マイナスの16万2,000円、これなぜマイナスになったのか。

それから、個人番号カード発行枚数、最新のものですので、マイナンバーが何枚発行されているのか。

それから、3款2目13節広域入所保育委託料の詳細について、岩出市から広域保育所に入所されている児童数並びにその支出先、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、DMO設立支援補助金の1,000万円について、細目にわたって、具体的にご答弁をいただきたいと思っております。

それから、いわで夏まつりが補助金100万円追加をされておりますが、このプラスした理由について、お聞きをしたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 放課後児童数の推移についてでございますが、放課後児童クラブの児童数は、平成23年度は延べ3,234人、平成24年度は3,099人、平成25年度は3,311人、平成26年度は3,212人、平成27年度は3,458人となっております。

広域入所保育委託料の詳細でございますが、私立保育所への広域入所保育委託料分として、当初予算で5人、521万7,744円を想定しておりましたが、実績として7人、920万7,100円の見込みとなったため、差額分を増額補正するものでございます。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 質疑2点目について、答弁をさせていただきます。

2款2項1目3節住居手当16万2,000円の減額につきましては、職員の転居により住居手当を減額するものでございます。

○井神議長 市民課長。

○福田市民課長 個人番号カード発行枚数は、昨日までで164枚であります。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 DMO設立支援補助金につきまして、DMO設立支援補助金は観光地域づくりの基礎となるデータ収集、分析等の委託費、これらの実施に必要な専門人材の人件費、観光地域づくりの計画策定費などに要する費用を想定しております。

続きまして、いわで夏まつり補助金でございます。いわで夏まつり補助金につきましては、岩出市誕生10周年を好機として、市、県外からのさらなる集客を図るため、花火の増発や仕掛け花火などの費用として100万円を計上するものであります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、児童クラブの推移についてであります。若干減っておりますが、そんなに極端に減っているとは、今の数字だけ見ますと、認識をしているところですが、現状を把握して、予算段階でも正確な予算づくりというのをやっていただきたいことを希望したいと思います。

それから、マイナンバーカードの発行については、鳴り物入りで進めておりますが、これも同じ住基カードの二の舞を踏むのではないかと私には危惧しております。現在の164枚、1月から、こうして、もう既に3月に入っております。2カ月間でこういう実態にあるということは、非常に問題であるということ指摘

をしておきたいと思います。

それから、DMOの問題であります。これは国交省の官公庁から出されてきた地方創生に絡んで、予算づけがされて、その予算どりのために、各地方自治体が行っていることではあります。私は、これも一過性に終わるのではないかとこの点で危惧しております。

その理由についてであります。このDMO、Destination Management Organizationという最初の頭をとって、市民にはわかりにくい言葉で、地方創生ということではありますが、先進例を見ますと、非常に難しい面があるということを感じております。

この設立に当たって1,000万を予定をされておりますが、当然、設立するためには、法人格を取得しなければなりません。そのシステムづくりなり、組織化、法人登録の問題、登記の問題、ここら辺についての日程的なスケジュール、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回のDMOの設立で問題なのは、従来、観光振興の現状と課題の認識、それから、観光地域づくり、この合意形成、観光地域づくりにあるべき機能と機能を果たすべき中核人材、あるべき機能を果たす中核人材が活躍する場として、ガバナンスの責任、成果評価システムづくり等が言われておるんですが、これらの組織化に当たって、岩出市はどこまでコミットしていくのか、1,000万を補助金等出して、それはおたくらでやってくださいということなのか、岩出市が中心になってDMOを推進して、岩出市の観光発展に寄与していこうという考えなのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

放課後児童数の関係ですけれども、平成26年度に比較して、確かに平成27年度はふえておりますが、これは年次推移でありまして、今回、この補正予算でございますので、当初予算で見込んだ人数よりも減ったということでございます。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 DMOにつきまして、お答えいたします。

先ほどもお答えしたとおりでございますが、現在進めておりますのが、岩出市観光協会、岩出市商工会、JA紀の里、根来寺などの市の観光に係る各種団体等で、観光振興団体、DMOの基礎となる団体の設立準備という形で、準備会を進めてい

るところでございます。

現在、議員のおっしゃるような、いろいろな問題をクリアしていくためには、この準備会においてどういう参画が必要であるのか、どういう対策が必要であるのか、そういうことを議論していきますので、法人化、また、そういうシステムづくり、登記などのそういう時期等につきましては、できる限り速やかには進めていきたいと考えております。

なお、行政の団体に任しっきりということではございませんで、DMOは、行政と住民と、またその関連業者、こういうところが一体となって進めることに意義がありますので、行政も深く関与していきたいと考えております。

○井神議長 市民課長。

○福田市民課長 個人番号のカードの交付ですけれども、3月につきましても、第1・第2・第4日曜日を開庁して、交付事務に取り組んでまいります。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私の時間が非常に制約されておりました、まず第1点、カードの日曜・祭日に窓口を開いて、今までどれだけ申請件数があったのか、人件費との費用対効果でどうなっているのか、その点を1点お聞きをしたい。

DMOに関しては、先進地の飯田市とか、長崎県とか、いろいろあろうと思うんですが、市のほうでも調査をされていると思うんですが、この法人化をされている団体というのは、現在、全国に幾らあるのか。

2点目は、先進地に学ぶという意味でも、そういう事例については、その組織化の中で検討されているのか、その点だけお聞きをしたいと思えます。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 再々質疑にお答えします。

2月7日で10枚、2月14日で17枚、2月28日で27枚、計54枚、個人番号カードを交付しております。

以上です。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質疑にお答えいたします。

DMOの法人化の実数についてでございますが、DMOにつきましては、ご承知

のとおり、官公庁の登録まで済んでいることがDMOの条件となりますので、現在、まだ観光庁の登録まで、全てなった状態で、さらに法人化というところにつきましては、現在のところ、当方では承知しておりません。

○井神議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 時間の関係で、議案第12号はペンディングしたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

○井神議長 続きまして、議案第17号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第17号 行政不服審査法に伴う機関の決定で事務委託の件であります。これについてお聞きをしておきたいと思います。

まず、第1点は、全国自治体において、この件が議題になっておりますが、和歌山県下においては、全ての市町村が事務委託をするのかどうか。

それから、2番目に、この事務担当する場所はどこに置かれるのか。

それから、これに対する経費は、岩出市として幾ら支出することになるのか。

それから、行政不服審査法の審査員というのは誰になるのかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 ただいまの質疑について、答弁をさせていただきます。

1点目につきましては、和歌山市を除く全ての市町村が委託いたします。

それから、2点目の場所ですけれども、これにつきましては、審査会事務局は、県総務部総務管理局行政改革課に設置される予定と聞いてございます。

それから、3点目の経費ですけれども、これにつきましては、1件当たり29万2,181円の予定でございます。

それから、4点目の審査員は誰になるのかということですが、和歌山県行政不服審査法施行条例において、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから知事が任命するとなっております。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 経費については、1件当たりというのは、行政不服審査請求がされたときの件数という理解でよろしいのか。

それから、場所は県の総務課ということですが、えてして行政不服審査法における審査員というのは、今も課長がご答弁をいただきましたが、公平で公正な審査員でなければならないということで、これは絶対条件なんですよ。そういう意味では、私、今、公平な判断ができる方ということになると、知事が任命するという見解でしょうけども、私は、県庁のOBが、また天下り団体としてそこに入り込むんではないかという懸念をしております。

そういうことのないように、岩出市からの審査員になるべく人については、当然、議会にも報告あろうと思うんですが、そういう立場で対応、ひとつお願いをしたいというふうに思っていますが、その見解についてお聞きをしたいと思います。

それから、和歌山市は中核都市でありますので、和歌山市自身で持たれるということですが、それ以外の市町村、全てがこれに一括して入ってくるとなると、私は、遠隔地の勝浦とか新宮とか、場所が和歌山市小松原に置かれるとしたら、非常にそこまで行くのにも経費がかかりますし、そういう意味では、2カ所ぐらい置くべきではないかという気もするんですが、その点について議論されてきているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、答弁をいたします。

先ほどの費用の件につきましては、1件当たりでございます。尾和議員おっしゃっているとおりでございます。

それから、公平・公正な審査員ということでございますけれども、これは先ほども申しましたように、知事が任命するようになってございます。その中で、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者ということとを和歌山県のほうで条例でうたっておりますので、これは知事のほうでふさわしい方を任命すると考えてございます。

それから、場所の問題ですけれども、これは和歌山県において考えていただくこととでございますけれども、法律上はどこにでも設置することが可能となっておりますけれども、今の段階においては、本庁ですというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○井神議長 これでは、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第17号までの議案17件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第17号までの議案17件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案18号 平成28年度岩出市一般会計予算～

日程第25 議案24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第19 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算の件から日程第25 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第18号 平成28年度一般会計予算について、質疑を行いたいと思います。

岩出市の今年度、28年度の予算編成に当たって、こういう部分の中にも書かれているんですが、国の経済財政運営の考え方や制度改革など、本市の財政運営にも大きな影響を与える取り組みをしっかりと注視し、適切に対応していく必要があるというふうにも書かれています。

まさに、国の動向によって、岩出市の市民にどのような影響があるのかということも、予算編成を考えていく上で非常に大切なことだというふうに思うんです。こういう点では、今、安倍首相が進めてきたアベノミクスという、こういう経済対策、これは大企業のもうけが回り回って、国民に波及する経済対策だと。この経済対策、岩出市において、どのような波及効果や影響を与えているのかと。また、市としてどういう認識を持っているのかという点をまず第1にお聞きしたいと思います。

2点目は、市税において、1人当たりの所得が増加しているというふうに説明がされました。その根拠はどのような理由から1人当たりの所得が増加しているという判断をされているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

3点目に、法人税においては、前年度で3,200万円の減、今年度予算を見ても2,000万円の税収減というふうになっています。その内訳を見ると、法人市民税の均等割で600万円の増というふうになっていますが、その理由。それと、法人市民税の法人税割という部分で、約2,700万円減というふうに見込んでいるわけなんです。その理由、これについてお聞きをしたいと思います。

あわせて、4点目に、法人税そのもの自身を払っている企業数、この企業数の推移というものがどうなっているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、予算全体を見渡して、各部局、ここにおいて、今年度における事業についての見直しという点については、予算上、どう行ってきたのかと。廃止した事業と見直した事業などについて、お聞きをしたいと思います。

6点目に、住民ニーズの多様化、複雑化による新たな行政課題が発生しているというふうにも市としては認識をされていますが、新たな行政課題というものとして、何が発生しているというふうに捉えているのかと。また、こうしたニーズに応じていく上で、今後の計画、また方向性については、どう市として認識をしているのかという点をお聞きしたいと思います。

7点目には、ごみの減量化、これがまさに急務となっているわけなんです。事業系ごみ、特に事業系ごみについては、とりわけ市としてもその対応が求められるというふうにもされてきています。今年度では、どのような施策を講じようとしているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 質疑の1点目につきましては、内閣府の平成28年1月における月例経済報告では、一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いていると判断し

ている中、和歌山県においては、近畿財務局和歌山財務事務所が、一部に弱さが見られるものの、持ち直しつつあると判断しており、国の経済対策の効果が徐々にあらわれているものの、依然として波及していない部分があると考えられております。

市においては、国の経済対策の効果を実感できるまでには至っておりませんが、予算編成に際しては、国が示す地方財政計画における市税、地方交付税等の伸び率を勘案し、歳入予算を見込んでおります。

次に、5点目につきましては、社会環境の変化や国の制度改正等により、社会保障関連費はもとより、各施策の事業費負担が増加しております。このような状況の中、住民サービスの低下を来すことのないよう、行財政運営に取り組んでいるところでございます。平成28年度において、廃止する事業はございませんが、平成27年度で完了する事業は、紀の国わかやま国体・大会関連事業などがございます。また、見直した主な事業については、消費生活事業における出前講座の開催、市民農園運営事業における農園面積の拡大、確かな学力育成のための実践研究事業の見直しによる学力向上実践研究事業の新規実施などでございます。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 2点目の質疑の市税において、1人当たりの所得が増加していると説明している根拠についてでございますが、個人市民税の予算算出に当たっては、基本的には、平成27年度調定見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率と見込み収納率を乗じております。地方財政計画の伸び率が101.1%となっていることから、1人当たりの所得が増加していることが見込まれます。

次に、3点目、法人市民税均等割を増と法人税割を減と見込んでいる理由につきましては、予算算出に当たっては、地方財政計画の伸び率を使用しており、均等割では102.6%、法人税割では93.6%となっていることから、均等割では法人数の増加による増、法人税割では税率の引き下げによる減を見込んでいると考えております。

次に、4点目、法人税を支払っている企業数の推移はについてですが、法人税は国税ですので、法人市民税の納税義務者数をお答えいたします。

平成24年度、847社、平成25年度、853社、平成26年度、885社となっており、平成27年度につきましては、2月末現在で、既に871社となっております。

以上です。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 6点目にお答えいたします。

ここ数年の市政懇談会等における市民、地域から出される意見、要望につきましては、特に大きな変化はなく、道路拡幅、歩道設置等の道路関連、それから、防災対策、浸水対策、信号設置等の交通安全対策、犬・猫のふん害、雑草等の環境問題など、身の回りの安心・安全を求める要望が多く、それぞれの課題について解消を図るべく取り組んでいるところでございます。

新たな分野としましては、県立中学校の設置についての要望がふえておりますので、和歌山県知事及び県教育委員会に要望してございます。

なお、子育て支援の分野においては、平成27年度に初めて保育所待機児童が発生したことを踏まえ、解消に向けた予算措置を行っております。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 増田議員のご質疑の7点目について、お答えいたします。

事業系ごみの対策につきましては、岩出クリーンセンターにおいて、許可業者に直接ごみ減量化や分別の徹底指導を行っております。平成28年度は、新規登録者や可燃ごみ以外の粗大ごみや雑草等の持ち込みについて、申請時に、ごみ分別の徹底や区域外搬入の禁止等の指導を行うとともに、排出現場の確認を行ってまいります。

また、平成27年度に引き続き、エコショップ、エコオフィス認定の事業所の拡大を進めるとともに、エコショップ、エコオフィスの取り組みを広く周知することにより、より多くの市民に認定事業所を利用していただくことで、ごみのリサイクルや減量化の一層の推進を図ってまいります。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 予算編成上、税収という、そういう部分から見ますと、実際には、先ほどは市民への影響というものについては、実感していないんだというお答えをいただきました。しかし、専門家の皆さんを初めとして、国の施策、アベノミクスというものについては、この3年間で大企業の利益は急増したと。しかし、国民の暮らしはよくなりません。よくなっていない。経済の好循環もつくれなかったということなんかも、もう既に明らかになってきています。そういう点では、市としても、しっかりとこういうような状況を見ていく必要があるというふうにも思います。

先ほど、市民所得という部分、そういう部分なんかも国の伸び率というものを基準として計算しているというふうにお答えされました。しかし、そういう部分で査定するのではなしに、しっかりと国民所得という部分なんかで、市税なんかも考え

ていく、見ていく必要があるんじゃないかというふうにも思うんです。

実際には、厚生労働省の発表している、毎月、勤労統計というのを見ても、3年前の2012年11月と比べても、名目賃金は3年前とほぼ同額と。物価上昇分を差し引いた実質賃金は5%のマイナスになっていると。

また、総務省の家計調査の勤労者世帯のデータ、こういうのを見ても、5%以上も低下をしているというふうになっています。そういう点では、まさに市のほうでは1人当たりの所得が増加しているんだと判断しているんですが、実質的には国のこうした厚生労働省や総務省、ここにおいても実質的にはマイナスなんだというように実態が、国のほうとしても出されてきています。

そういう点では、今後、こういう点においては、ただ単に、国から示されたそういう伸び率との比較で算出するのではなしに、しっかりとしたそういう所得という部分なんかも実態はどうかという点なんかも、もっと考慮して考えていくべきではないかというふうに思うんですが、この点についてはどうなんでしょうか。

2点目は、法人市民税の均等割で、600万という部分がふえるのは、要するに企業数がふえたから、この均等割の部分としてふえるというふうに見ていいんでしょうか。

そして、先ほども法人市民税の法人税割、この法人税割という部分については、国の制度変更という部分なんかがあって、そういう部分で、各交付税のところで、法人市民税の税割部分を減らして、その部分も、一方では、地方交付税のほうに回していくんだという、そういうような国の施策というものも実際にはとられてきています。そういう部分なんかも影響があって、岩出市として、この法人市民税の法人税割という部分がこれだけ減るんだというふうに見ていいのか、そういう国の制度変更によって減額というふうに見ていいのかという点、この点を再度お聞きをしたいと思います。

もう1点は、新たな行政課題というものは、特に発生していないんだというような答弁が返ってきました。しかし、この間、各地方自治体でいろんな施策というものをやってくる中で、地域間格差というものが生じてきているというふうにも感じます。特に、自治体として成り立っていくかどうかと。将来においても、自治体として成り立っていけるのかと。少子高齢化というものを含めて、将来的に自治体を存続していく。そういうためには、しっかりとした子育て支援というものなんかも行っていくと。そういう必要があって、自治体で人口減少を食い止めていくんだという、そういう施策が取り組まれてきています。

そして、岩出市でも、ご多分に漏れず、今は人口減少の率は少ないんだけど、平成36年度以降からも人口が減っていくんだと、そういうような見込みをしているわけなんですけども、この場合は、何も実施をしていなければ人口が減っていくんだという対応だと思うんですね。本来、自治体として成り立っていく、そういうためには、やはり子供の数なんかも、もっともっと今よりもふやしていく、そういうことが人口減少を食い止めていくという自治体を成り立っていくというふうな形になっていくと思うんです。

そういう点では、今、他市なんかで、子育て支援という部分の中で、子ども医療費や、また、中学校なんかも含めたクーラーなんかの対応なんかも含めて、いろんな状況が進んできていると、そういう点では、行政として、こういう自治体として取り組んでいかなければならない新たな行政課題というものは、今の時点でどのように感じておられるのか。

今年度の予算なんかも各自治体でやっていくけれども、いろんな事業が子育て支援で進んでいる。実際には、お隣の紀の川市なんかと比べても、格差が生じてきているというような状況があると思うんですが、こういう点においての新たな行政課題という部分については、どのような認識なのかという、この点だけ、改めて、課題の面ではお聞きをしておきたいというふうに思っています。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 予算編成に当たって、地財計画の伸び率を用いることについてでございますが、国においては、地方財政計画は地方団体の毎年度の財政運営の指針として作成をしております。そういうことでございますので、伸び率については、採用しているところでございます。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 まず1点目、個人市民税において、1人当たりの所得が増加している、そういうことについて、地方財政計画を用いている実態はどうかということについてであります。平成27年度と平成26年度の1人当たりの総所得金額等を算出いたしましたところ、平成27年度は、平成26年度に比べ1万9,804円の1人当たり増となっております。101.1%ということですので、1.1%の増を逆算してみますと、年間で1万9,000円となっておりますので、この地方財政計画の伸び率は妥当であると考えております。

次に、法人の均等割のほうですね。法人市民税の均等割、法人数の増加により、これでふえるのか。企業数の増により均等割がふえるのかということですが、実績といたしまして、平成24年度で9,042万5,000円、平成25年度で9,249万9,000円、平成26年度で9,530万7,000円と増加しておりますので、法人数が増加すれば増加するということでございます。

それから、法人市民税の税割については、地方法人税の創設、これは地域間の税制の偏りを是正し、税制格差を縮小するために、地方交付税の原資として、この地方法人税が創設されたことに伴い、税率が下がったということでございます。この地方法人税割の引き下げ、税率の引き下げによる制度の変更によるものと考えております。

以上です。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 再質疑にお答えいたします。

ニーズということですが、本市では、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興、学力向上、こういったことを重点課題としまして、予算を重点的に配分してまいりました。今回、地方創生という課題が発生したわけですが、先ほど申し上げましたように、子育て支援という部分において、今年度、待機児童が発生したということで、この辺の対応はしていく必要があるというふうに考えております。

それから、まちづくりということを考えますと、地方創生の趣旨に照らし合わせて、子育て支援だけを充実すれば人口がふえるのかということですが、決してそうではありません。いろんな部分におけるバランスというものが必要になってくるかと思っておりますので、総合戦略の中で、当然、子育て支援の充実ということについても計上しておりますが、その1点を捉えて人口云々というお話ではないと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、法人市民税の法人税割、これは国の制度でという、実際には、交付税算定のほうに行ったからだというふうにお答えされたんですが、この見込みの2,700万円というのは、地方交付税の部分で全額丸々、岩出市に戻ってくると、そういうふうに見えていいんでしょうか。この点を再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、新たな行政課題という部分、こういう部分については、本来、こういう行政課題面という部分については、市長としてどう判断しているのかという部分、これがお答えなかったのが、私は非常に残念です。市長としての、やはり見解というのを、そのもの自身が、しっかりとどのような課題があるのかという点、そのもの自身をしっかりと答えいただきたいというふうに思いますので、再度、市長としての新たな行政課題、実際には他市町との格差という問題なんかは、非常に私は大事な点ではないかというふうに考えますので、この点で、市長の見解という部分について、再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 法人市民税の減収分が、そのまま交付税になるんかということでございますけども、算定の中で、減収分そのままイコールということではないということでございます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 市長ということですけども、私が答えさせていただきます。

総合的なまちづくりの課題に対しての方向性、計画につきましては、長期総合計画の後期基本計画に記載したとおりでございます。

○増田議員 議長、これ市長に聞いてるんやから、市長に答えてもうてないんやから、議長から市長に対して、答弁しなさいというて言うんが筋やろ。新たな行政課題という面で聞いているんやで。

○井神議長 公室長がかわってしてもうていますから、それでいいです。

これで、増田浩二議員の質疑を終わります。

続きまして、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

議案第18号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第18号、平成28年度、新年度予算について質疑をさせていただきます。

まず最初に、「物言えば唇寒しこの世かな」ということわざがありますが、この議場の場というのは、議員が指摘をして、それに対して答える。これは誰であっても誠意を持って、市長に質問されている場合は市長が答える。これが原則のルール

化しなければならないことを前もって指摘をしておきたいと思います。

それでは、議題に入っていきたいと思います。

まず、28年度の新年度予算について、市財政の問題、それから横断的な事項についての問題、それから具体的な事業計画について、順次質疑をしたいと思いますので、市当局の具体的な答弁をいただき、市民がわかりやすい内容でお答えをまず求めておきたいと思います。

まず第1点、市財政についてであります。

今年度の予算を見ますと、固定資産税に関して計上をされております。この固定資産税について、過去からも私は指摘をしてきましたが、完全に補足をされているのかということであります。

その中で、地籍調査完了に伴って、増加したというご説明がありました。地目別に幾ら増加をしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、償却資産の補足の問題であります。これについても、市として財政の一部をなすものであり、完全に補足をすべきであるということは言うまでもありません。よって、この償却資産についてはどうか。

それから、軽自動車税については市町村の税収部分でありますので、軽自動車の普及に伴って増減は幾らなのかということであります。

それから、計上されている内容を見ますと、滞納金額が計上されておりますが、件数及びその要因についてご答弁をいただきたいと思います。

それから、マイナンバーカードについては、さきの議案でも質疑を行いました。交付実績についてはご答弁をいただきました。170何件であったと思いますが、今年度の交付見積もり、目標、そういうものを設定されているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、住基カードとの比較では、どのような現状になっているのか、初年度からどのような推移をしているのか、比較検討を見たいと思いますので、ご答弁をいただきたい。

それから、ふるさと納税の問題であります。岩出市は、いまだにふるさと納税について取り組む意思がないということが、予算案の中にうたわれております。私は、時の流れとともに、岩出市のふるさと納税をPRして、1円でも多く、岩出市が使える金をここから見出していくということは、私はやっているのではないかと。全国的にも、和歌山県下においても、この取り組み強化が進められております。なぜ、このふるさと納税を機会に増収アップに取り組まないのか、その理由と今後の方針

があればお聞かせください。

それから、株式等譲渡所得割交付金についてであります。N I S Aを初めジュニアN I S Aの株優遇によって、一般市民でも株式にかかわりを持つ市民の方がふえてきていることは、皆さんもご存じやと思います。今回の交付金の根拠について、どういう理由で、現状、こういう計上をされたのか、お聞きをしたいと思います。

それでは、28年度の横断的な事項について、ご質疑をさせていただきます。

まず第1点は、先ほども人件費のところで言いましたが、市の公務員を初め特別職の方の人件費を上げるということでもあります。これによる人件費の増加は幾らなのか。28年度のラスパイレス指数については、先ほど答弁できないと、つかんでないということですが、私は、いささか事務方として、幾らになるのかという指数は当然算出すべきであると考えております。再度質疑をさせていただきます。

3番目に、職員の労働時間の管理の問題であります。今回、超過勤務手当の総時間数及び金額は幾らになるのか。昨年度に比して、幾ら減少させていこうとする意図があるのか、考えがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費についてであります。光熱水費については、一般家庭でもより節約して、よりエコな取り組みを現在多くの市民の方がされております。岩出市行政においても光熱費の削減を計画をされ、先般の一般質問でも、市長は電力の削減に向けて取り組むんだという表明をされました。今年度の予算の中に、どれだけ今回の予算に組み入れられてきているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、障がい者の表示の問題であります。これは私が議員になる以前から現在まで、「障害者」の表示というのはやめるべきだと強く主張してまいりました。さきのいとうホテルにおいて、小児科医の先生も「障害」という言葉は、今後は使わないという方向に行くべきだという表明をされておりました。私は強く感銘をしたんでありますが、いまだに予算書の中を見ても、いろんな議事録を見ても「障害」、人に害を与えるような表現が用いられております。変更するご意思はないのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

最後に当たって質問をさせていただきます。

審査会事務委託料について、どこに支出するのか、116万9,000円。

それから、自治会振興助成金の交付団体の推移については、現在どうなっているのか。市はなるべく大きな単位で自治会を結成していくということを表明されてきておりますが、小規模な団地開発に伴って、だんだんと自治会結成が十数件というところが非常に多くなっているように私は見ておりますが、現状、どうなっている

のか、お聞きをしたいと思います。

それから、地区集会所の整備事業補助金93万円、これについてお聞きをしたい。  
それから、職員資格取得助成金の成果と目標について50万円計上されておりますが、これについてお聞きをしたい。

それから、庁舎建設委託料についてであります。新たに地籍・産業振興課を移設をするということで計上されております、1億6,500万余り。設計費は2,200万ということであります。この基本構想について、具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、男女出会いのサポート業務委託料63万円、これは私は遅きに失したということをお願いしたいと思います。男女の出会いを行政がサポートをして、県においては、既に取り組みをされ、そういう機会、岩出市においても、今回初めて63万の予算が計上されておりますが、委託先及びその計画、素案について、現在、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、税務徴収員の報酬の人員と算定基礎について、それから、地方税回収機構負担金の費用と成果について、お聞きをしたいと思います。

それから、選挙関係で、投票管理者条例にうたわれているにもかかわらず、投票管理者報酬をなぜ計上しないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、認知症の増加に伴って、成年後見申立者が増加をしている中で、今回、手数料として20万6,000円が計上されておりました。これで見ますと、少なくとも何人分を想定したのか。もっと多くの予算を計上すべきじゃないかと思いますが、何人分の想定をして計上したのか。

それから、ひとり親家庭医療扶助費の内訳と人員について。

審査支払手数料260万円の根拠について。

それから、同行援助の実態はどうか。これ202万円計上されておりますが。

それから、臨時福祉給付金の対象者数、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者数、これは1億4,000万余り計上されております。

臨時保育士賃金の平均額及び人員数、今、国でも保育士の賃金を大幅に上げるべきだという議論が国会でされておりますが、この保育士に対する対応について、お聞きをしたいと思います。

山崎保育所改修事業についてお聞きをしたいと思います。

それから、予防接種委託料の詳細1億5,832万1,000円、ワクチン接種の費用だろうと思うんですが、同時・同日に接種する場合の矛盾をしている支出について、改

善をして計上した予算案なのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思います。

それから、予防接種費用助成補助金について、これは何の補助金なのか。

それから、新生児訪問について、お聞きをしたいと思います。

それから、火葬場の改修工事が計画をされ、予算案に出されております。これはどこの部分を改修するのか、お聞きをしたいと思います。

登記修正委託料54万について、同様にお聞きをしたいと思います。

それから、安楽死処分手数料について、55万5,000円計上されておりますが、これはどういう手数料なのか。

それから、工場設置奨励金1,100万、これ何件を想定されているのか。

岩出商工会の補助金が大幅にアップをしております、830万。なぜ、このアップをした根拠について、お聞きをしたい。

それから、工事請負費の工事別金額1億7,600万、具体的に。

工事、同様に、その下も2億7,100万円についてもお聞きをしたい。

それから、根来S L公園管理委託料、支出先はどこなのか、50万円、これについてお聞きをしたい。

それから、岩出市住宅耐震改修事業補助金について、具体的にこの内容をお聞きをしたい。

それから、家具固定委託料、これはどこに委託をされて、どういう手続で固定をしようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、外国青年招致事業各種負担金の根拠について、9万8,000円。

ピアノ調律の内訳、年何回実施をしているのか、これについてお聞きをしたい。

教育振興補助金の使途について、お聞きをしたいと思います。

それから、少年少女発明クラブ助成金、これの支出先についてはどこなのか、どういう団体なのか、9万5,000円についてお聞きをしたい。

それから、茶席等仮設配管工事、これはどこに仮設をしてするのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、食材検査料、これは何を検査をしているのか。学校給食における食材を検査をされているということで計上されておりますが、どういう内容の検査をしているのか、4万9,000円の内容をお聞きをしたい。

それから、ネズミ等駆除委託料、これはどこに委託をして、年何回実施をしているのか。食材を確保する場所においては、ネズミや猫が入るようなところでは問題

が起きますので、当然、それを実施するべきであります、その実施内容についてお聞きをしたい。

それから、監視員の賃金、これについて、プール事故において計上されていると思うんですが、全くこの金額は昨年度の金額と横並びであります。今回の事故を受けて改善をするということに計画をされたと思いますが、監視員の人員については従来どおり、この横並びで、昨年と同様であることを見ますと、実際にその意思があるのかどうか理解ができませんので、その点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑についてですが、まず、質疑の通告していただいたことに沿ってご回答させていただきます。

固定資産税に関して、完全に補足しているのかについてであります、固定資産税の評価は、固定資産評価基準に基づき、公平・公正な課税業務に努めているところであります。

まず、地籍調査完了に伴う増加分の詳細ごとの地目ごとにとのことではありますが、地目ごとの増加額は、田56万3,900円、畑6万8,000円、宅地5,130万3,700円、山林26万4,700円、原野3,700円、雑種地768万7,700円、合計で5,989万1,700円の増となっております。

次に、償却資産の補足はどうかにつきましては、未申告者に対して申告指導を行うとともに、税務署調査等を実施し、適正な課税に向けた取り組みを行っているところでございます。

次に、軽自動車税の増収分の内訳はどうかについてであります、予算算定に当たっては、基本的には、平成27年度調定見込み額に国が示す地方財政計画の伸び率と見込み収納率を乗じておりますが、主な要因は、税率の見直しによるものと考えております。平成27年12月末現在の課税台数で試算いたしますと、2,823万6,000円の増となります。

次に、過去の滞納件数はどうかについてであります、平成26年度課税に対する滞納件数は507件、平成25年度課税に対しては478件、平成24年度課税に対しては527件となっております。

次に、寄附金増加に向けた取り組みはどうかについてであります、市ウェブサイト、岩出市を応援したいという方へのPRに努めております。

次に、株式等譲渡所得割交付金の根拠はどうかについてでございますが、予算算出に当たっては、基本的には平成27年度調定見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率を乗じております。

次に、歳出に関してでございます。徴収員報酬を支払っている人数は2名でございます。予算の算出に当たっては、平成27年4月から9月までの半期の徴収実績を2倍して得た年間の徴収見込み額に2.5%を乗じた分と、口座振替加入促進手数料として、1件につき1,000円を算定基礎とした分とで算出してしております。

次に、平成28年度の和歌山地方税回収機構への負担金は1,050万6,000円となっております。成果といたしましては、税の公平性確保に向け、市として賦課と徴収に取り組む中で、税の徴収分野において、高度な専門性を持った回収機構との連携を図ることにより、税収の確保と職員の徴収能力の向上につなげております。

以上でございます。

○井神議長 市民課長。

○福田市民課長 マイナンバーカードの交付実績は、昨日までで164枚であります。また、平成28年3月末までに500枚の交付を見込んでおります。また、平成28年度の交付見積もりは、現在、3,090の申請があることから、それ以上、5,000枚を見込んでおります。住基カードとの比較については、住基カードは、平成15年8月から平成27年12月までの発行枚数は1,473枚ありました。また、マイナンバーカードについては、平成28年1月から昨日までで164枚であります。

以上です。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 続きまして、横断的事項ということで、人件費の増加分ですけれども、人件費につきましては、対前年度6,022万7,000円の減でございます。

それから、ラスパイレス指数につきましては、国の平均給料額が示されていないため、現時点では算出はできません。

それから、超過勤務手当の総時間・金額については、3万3,341時間で、金額7,301万円でございます。

それから、歳出に関しての審査会事務手数料のどこに支出するのかということでございますが、支出先につきましては和歌山県です。

それから、自治会等振興助成金の交付団体の推移につきましては、平成25年度、306団体、平成26年度、310団体、平成27年度、317団体です。

地区集会所整備事業補助金の予定につきまして、新築及び用地購入が1件、それ

から、修繕・備品購入等が11件でございます。

職員資格取得助成金による実績につきましては、平成26年度は21件の助成を行いました。今年度は、現時点で11件の助成を行っています。平成28年度につきましても、職員の資質向上のため、職務に関連した資格の取得を推進してまいります。

それから、家具固定委託料の委託先につきましては、和歌山県建築士会等の県登録業者を予定してございます。

以上でございます。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員ご質疑の一般会計予算について、歳出についての投票管理者報酬はなぜ計上しないのかについて、お答えさせていただきます。

投票管理者には市職員を充てる予定にしております。職員には超過勤務手当を支給する予定としているからでございます。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 光熱水費に関してでございます。

平成28年度当初予算における光熱水費は、総額で1億5,417万3,000円となっております。昨年度と比較して348万4,000円の減となっております。

次に、庁舎建築の委託料と工事請負補修費等に関してでございます。事務スペースや会議室が不足していることから、旧母子センターを解体し、その跡地に新庁舎を建築するものです。新庁舎は、鉄骨づくりの2階建てで、延べ床面積は約500平方メートル、紀州木材を使用した木造風の建物でございます。委託料の内訳としまして、解体設計監理費と新築設計監理費、合わせて2,242万4,000円でございます。工事費の内訳は、庁舎等補修費が358万円、庁舎新築工事費が解体工事と新築工事費、合わせて1億6,144万2,000円でございます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 男女の出会いサポート事業につきましては、岩出市に在住・在勤及び将来本市に住む意思のある男女50名を対象に、パーティーと観光PRを含めたイベントと考えておりまして、委託先につきましてはイベント専門業者と考えております。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 ご質疑の横断的事項についての障害者の表示については、お答えさせていただきます。

「障害」の漢字表記については、平成22年度に内閣府に設置された障がい者制度

改革推進会議の検討結果として、法令等では、当面、漢字を用いることとされたことから、漢字としているものです。

次に、歳出に関して、個別ですが、同行援護の実態はどうかについてです。平成28年2月末現在で9名の方に支給決定をしており、7名の方が利用されています。具体的には、通院や買い物、障害者団体の会合への参加など、社会生活に必要な外出支援に利用されています。

次に、臨時福祉給付金の対象者数でございますが、予算上、対象者数は8,241人を見込んでおります。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者数でございますが、予算上、対象者数は、低所得の高齢者で4,176人、低所得の障害年金・遺族年金受給者で562人、合計4,738人を見込んでおります。

○井神議長 子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 歳出に関しまして、臨時保育士賃金の平均額及び人員数ですが、臨時保育士の賃金は、岩出市臨時的任用職員の給与に関する条例により、一律、日額8,210円となっております。人数は37名を予定しております。

山崎保育所改修はどこをするのかでございますが、老朽化した調理室の改修や遊戯室の屋根の塗装等を行うものでございます。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 歳出に関して、火葬場改修工事は何かについて、お答えします。経年劣化による天井部並びに舗装タイルの改修を行うものでございます。

以上です。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 予防接種委託料の詳細について、お答えします。

その予防接種の種類は、BCG、MR、日本脳炎、二種混合、水痘、インフルエンザ、成人用肺炎球菌、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、ポリオと任意の風疹でございます。ワクチン接種者の総数は2万201人を見込んでおり、委託料の予定総額が1億5,832万280円でございます。

続いて、予防接種費用助成補助金は何かについてでございますが、県外での長期里帰り分娩や長期入院、施設入所している方を対象に、接種後、償還払いにより費用の助成を行うため計上したものでございます。

続いて、新生児訪問とは何かについて、お答えします。

助産師または保健師が4カ月健診までに、産後のお母さんと赤ちゃんの様子をう

かがいに、全てのご家庭に訪問する事業です。赤ちゃんの成長発達や子育てに関する不安、お母さんの心や体のこと、兄弟姉妹のことなどの相談に乗っております。

以上です。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 ひとり親家庭と医療費の内訳及び人数につきましては、受給者数1,931人、対象世帯773世帯、1人当たり医療費助成額4万192円と見込み、計7,761万円を計上しております。

次の審査支払手数料につきましては、国保分1件当たり単価70円、件数が2万1,972件、額にしまして153万8,040円になります。社会保険分としまして、1件当たり単価94.1円、件数が6,567件、額にして61万7,954円、社会保険調剤分1件当たり単価47.7円、2,587件、額にして12万3,399円、資格確認、1件当たり10円、件数が3万1,126件、額にしまして31万1,260円、帳票類の作成としまして、審査した帳票作成手数料として、毎月1件に8,640円、12カ月で、額にして10万3,680円の合計額を計上しております。

以上です。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 成年後見申立手数料等は何人を想定しているのかに、お答えいたします。

2人分の費用を計上しています。

以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 登記修正委託料とは、地籍調査結果において、土地所有者から誤りがあると申し出があった場合、市が調査し、誤りであると認めた場合、登記の修正を行う費用です。

次に、工事請負費1億7,639万1,000円の工事別金額は、山西国分線歩道設置工事6,100万円、上岡田橋橋梁長寿命化工事730万円、根来北大池線外舗装改良工事5,000万円、山西国分線交差点改良工事1,300万円、東坂本新田広芝1号線改良工事1,122万円、東坂本岡田線改良工事587万円、中迫那高北線改良工事101万1,000円、根来9号改良工事470万円、新田広芝西国分1号線改良工事250万円、野上野北大池1号線改良工事829万円、東坂本南大池線改良工事200万円、中黒湯窪3号線改良工事300万円、岡田1号線改良工事300万円、根来畑毛線改良工事350万円です。

なお、以上の金額は概略設計によるもので、今後、詳細設計においては、工事費

削減に努めてまいります。

次に、工事請負費 2 億 7,159 万 4,000 円の工事別金額は、山崎地区浸水対策工事 1 億 9,680 万 3,000 円、大町排水路浸水対策工事 5,010 万円、北川排水路浸水対策工事 2,059 万 1,000 円、西野保田水路改修工事 410 万円です。

なお、金額については、先ほど説明したとおりです。

以上です。

○井神議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 根来 S L 公園委託料の支出先は、D 51930 保存会です。

岩出市住宅耐震改修事業補助金につきましては、岩出市の耐震改修に係る費用、改修に係る設計費用、耐震ベッド、シェルター設置費用、非木造の耐震診断費用について、市が補助を行うものです。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 安楽死処分手数料につきましては、捕獲したアライグマを安楽死させるため、獣医師に支払う手数料です。

工場設置奨励金につきましては、1 件の交付予定です。

次に、商工会補助金につきましては、昨年度から増額した理由ということでございましたので、商工会補助金につきましては、毎年発行しておりますプレミアム商品券が 27 年度当初予算には計上されておりました。28 年度は、毎年の分のプレミアム商品券分を計上したため、増額となったものです。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 外国青年招致事業各種負担金の根拠はですが、一般財団法人自治体国際化協会の平成 28 年度通知に基づき、予算編成をしております。

次に、ピアノ調律料の内訳につきましては、年 1 回の調律でございます。

次に、教育振興補助金の使途ですが、修学旅行の教職員の引率補助金、クラブ活動での大会や練習試合参加への生徒、教員に対する旅費・宿泊費への補助金となります。

次に、食材検査料は何を検査しているかですが、こちらは野菜に付着している細菌及び残留農薬について検査をするものです。

次に、ネズミ等駆除委託料はどこに委託し、年何回実施しているかにつきましては、入札により委託業者を決定いたします。各小中学校の給食配膳室は年 1 回、学校給食共同調理場は年 2 回です。

以上です。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 岩出市少年少女クラブ助成金の支出先はどこか、また、どういう団体なのかということですが、これは当然、岩出市少年少女発明クラブ助成金として9万5,000円の支出予定としてございます。

どういう団体かということですが、次代を担う児童の科学的発想に基づく創作活動を通して、創造性豊かな人間性を図ることを目的とした団体です。

続きまして、茶席等仮設配管工事の内容はどうかということですが、文化祭のお茶席とふれあい広場への仮設水道工事です。

それから、監視員賃金は何人分かということですが、延べ人数にしまして780名です。昨年度と横並びということでもご指摘もございましたが、監視員が確保できない場合は、その分を職員が穴埋めしておりますので、決して意思がないということではございません。

○井神議長 しばらく休憩いたします。

午後1時20分から再開します。

休憩 (12時05分)

再開 (13時20分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

尾和弘一議員、議案第18号の再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 食事をした後は大変眠くなりますが、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

それでは、28年度一般会計予算に対する質疑について、再質疑を行います。

まず、最初から順に追っていきたいと思いますので。償却資産の補足についてありますが、答弁によりますと、自己申告制だということで、申告しておれば税金を納めると。申告していない人は、いまだに償却資産の税を納めなくてもいいというシステムになっていると思うんですが、以前に、私は、減価償却資産の購入時、いわゆるメーカーなり、いろんなどころの団体が売った場合に、売上傳票を市に事前に売り上げの実績を届け出ておれば、そこで把握はできる、そういうシステムづくりをしたらどうですかというお話をしたと思うんですが、自己申告という制度そのものは、私は税の不公平の立場からいうと、完全に解消できないと思いますので、そのお考えがあるかどうか、ちょっと再度お聞きをしたいと思います。

それから、軽自動車税の滞納件数であります。今答弁いただきました。約500

件ぐらい、軽自動車税の未納があるというお話であります。岩出市全体で軽自動車税が滞納者が何%になるか、総数、基数が私は知っておりませんので、わかりませんが、500件という、かなりの金額にもなると思うんですよね。これらについては、さらに突っ込んだ徴収のやり方というものを検討する必要があるんじゃないかと思っておりますが、市のお考えを再度お聞きをしたいと思えます。

それから、ふるさと納税の問題であります。これは市のアピールをしてというお話であります。しかし、実績から言いますと、岩出市は1万から2万、この間、納税制度が始まって以来、全然取り組みをしてないという実態にあります。これはふるさと納税することによって、農産物の振興、農業者の野菜をそれに対して、2,000円程度のものを送り返す。そこに岩出市のパンフレットなり、これから観光資源である根来寺等の資料を折り込んで、ふるさと納税した人に送っていくというような取り組みをすれば、相乗効果として、2倍、3倍に岩出市にお金がおおりてくるということになります。

今のところは、岩出市の市民が他の地方自治体に納税することによって、住民税、市民税の非課税の枠がそれによって少なくなるわけですから、言うならば、岩出市にとってはマイナスになっているというのが実態であろうかと思えます。

そういう立場から、ぜひふるさと納税の取り組みについて、もっと積極的に取り組みをすべきであるというふうに私は思っております。市のお考えを再度お聞きをしたいと思えます。

それから、横断的な事項で、超過勤務手当の削減についてご答弁をいただきました。金額、総時間数、これは当然、なるべく長時間にならないような仕組みづくりということをするべきであると思えますが、具体的に時間数の削減に向けた具体的な取り組みをここ1年どうしていくのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、光熱水費の問題で、特に、この問題については、水費を除く光熱、いわゆる電気代です。これは昨年比に比べて300万削減するというお話でありますけども、どことどこに第二電力を購入していくのか、その手だての上に300万減額が予算の中で計上されたということなのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思えます。

それから、自治会の組織のあり方ではありますが、交付団体の推移については、先ほど第1回の質疑をしたんですけども、小規模の自治会が雨後のタケノコのように出てきていると。自治会そのものについては否定をしないんですが、隣接する大きな自治会に入るとなれば、非常に垣根が高いと。自治会の問題、あるいはその他会

費の問題もそうなのですが、いろいろな面で、今まで培ってきた旧来の団地の自治会に、ある程度の資産を抱えていると。そこに入って、同じように権利と義務が生じてくるということになると、私は嫌やというような感覚の地区住民の方がおられると思うんですね。ここら辺に対して、どう手だてをしていくのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、職員資格の問題ですが、職員資格取得についての講習は参加をさせていますよと。実際、どれだけの資格取得者があるのか。どういう資格を取られたのか、過去の実績をご答弁をください。

それから、男女出合いのサポート、この問題について、イベント会社に委託をするということでもありますから、丸投げだというふうに思うんですが、63万の予算を計上しておるんですけども、出合いが、昔、我々が青年時代は山登りとかハイキングとかキャンプとか、いろんな催しをして、男女の触れ合いというんか、接する機会が多かったんですが、今は会社から職場、職場から家庭へというような形で、即帰ってまうというようなことで、そういう機会を多く持っていただくということが大切やと思うんですが、その中から、少子高齢化の一助に加えていくという意味でも、非常に大切な事業でありますので、もっと具体的に突っ込んだ、50名、対象やということですけども、この申し込みには会費が要るのか要らないのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、臨時保育士の賃金の問題であります、37万8,000円余りということでご答弁をいただきました。ぜひ、臨時保育士、少なくとも正規の保育士さん並みに引き上げをするという方針をとっていただいて、予算に計上、補正でもいいですから、そういうお考えがあるのかどうか、お願いをしたいなど、期待をしたいということで、ご答弁をいただきたい。

それから、新生児訪問で、親子の間に悩みとか、女性の間で、子育てで鬱になるとかという事例が、他の市でもありますし、岩出でもそのような事象というのは出てくると思うんですが、助産師、これは非常に役割が大切やと思うんですが、現在、岩出市が助産師としてお願いをしている方、今、何名あるのか。ぜひ、そこら辺、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、火葬場の改修の問題ですが、答弁の中では、天井、外装ということですが、天井はもちろんなんですが、あそこの入るところの段差、そんなに段差、車椅子以外の方はそんなに気づかんとするんですが、多いところは10センチから20センチ、少ないところで二、三センチ、その段差でも車椅子で入るとなれば、

介添えが要るといような状況がありますので、段差解消も、この火葬場改修にはぜひやっていただきたいということを思っておりますが、市のお考えをご答弁いただきたいと思っております。

それから、安楽死の処分の問題ですが、これはアライグマの件だということですが、これは1件、幾ら支払っていかうとするのか。それから、過去の実績があればご答弁をいただきたいというように思っております。

それから、岩出市の住宅改修の補助金についてですが、これも非常に使い方が悪いということで、市民の皆さんから聞くわけですが、そこら辺、どのような手だてをされようとしているのか。

それから、家具固定の委託、これについては個人負担があるのか。全額この委託料で申し込みがある場合の対応をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、少年少女発明クラブ、これは現在何人、クラブで加入されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、S L公園の委託料という問題が出ているんですが、私が聞きますと、このS L公園の団体が解散したということですが、それについてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 質疑の途中ですが、答弁をお願いいたします。

税務課長。

○松本税務課長 まず、償却資産の補足についてはどうかということで、申告指導を行っているんですけども、調査はどうかということでございますけども、調査方法について、尾和議員もおっしゃってくれましたが、税務課のほうも手をこまねいているわけではなく、具体的な方法については控えさせていただきますが、実績を申しますと、25年度で52件調査いたしまして、その結果、新たに税額の増となった分が375万6,500円、26年度では52件、838万8,900円、それから27年度は81件で525万5,100円の税額の増を見ております。

次に、軽自動車税の滞納件数についてでございますが、507件ということでございますが、26年度は2万6,004件に対して507件ということでございます。滞納分につきましては、徹底した滞納整理、それから現地調査を行っておりますが、住所を置いたまま行方不明になる人など、どうしても滞納処分となってしまう人はございます。今後も滞納については、徹底した整備に努めていきたいと思っております。

次、ふるさと納税ですが、これにつきましては特産品ということでございましたけども、岩出市への寄附は、本当に岩出市を応援したいという自発的な思いによる

無償の供与であるため、特産品を送る考えはございません、繰り返しになるんですけども。なお、総務省からも特産品の送付については適切に良識を持って対応するように通知が出ております。ことし、ホームページのほう、27年、去年ですね、6月にリニューアルしております。見やすくしたつもりでございます。それから、総務省、国税庁へもリンクできるようになっております。今後も岩出市のウェブサイト等で、岩出市を応援したいという方へのPRに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 総務課関連の再質疑について、お答えをいたします。

超過勤務の削減ということで、その取り組みということでございます。常々ここでは申しておりますけれども、職員にも申しております。ノー残業デイの徹底、それから、職員間の相互協力がまずございます。それより大事なことは、効率のいい業務への取り組みということで、職員一人一人がその取り組みを行っていくということが、一番大事かと考えてございます。

それから、自治会等の振興助成への関係でございます。加入が難しいというような話ですけれども、開発のときに隣接の自治会への加入というのをまずお願いをしているところでございます。それから、自治会にどこにも属さないということがあっては困りますので、今言ったように、隣接の自治会の加入を基本としておりますけれども、自治会の立ち上げというような相談がありました場合は、それにももちろん乗らせていただきますし、地元への説明にも行かせていただいております。あと、啓発のチラシ等も市民課の窓口のほうで配付をしておるところでございます。

それから、職員資格の件でございます。通告の内容、若干違いますので、私、平成27年度のデータを申し上げさせていただきます。資格の名前でございますけれども、簿記検定が1件、危険物の取り扱いの関係が1件、メンタルヘルスマネジメント検定が1件、秘書検定が3件、それから、中型自動車の運転免許が5件でございます。

それから、家具固定についての委託料についてですけれども、個人負担というのは金具代のみ、個人のほうから負担をしていただくと、こういうようなことでございます。

以上でございます。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 電気料金の関係でございます。平成28年度当初予算の電気料金は、現状の料金設定での計上としております。予算額の減少は、節電の取り組みによるものでございます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 男女の出会いサポート事業についての再質疑にお答えいたします。やり方という意味では、いろんなやり方があるということは認識しております。岩出市の場合は、地域活性化と観光振興という視点を入れたいと考えてございます。男女各25名の50名、参加費をいただきまして、参加費は飲食費と景品等に充てたいなど考えております。

それから、参考にさせていただいているのが、他の市、それから、岩出の商工会で「いわdeコン」というのをやっておりますので、いろいろとお話をお聞きしまして、自前でやるよりも、会場の盛り上げ方とか、あとフォローですね、そういった部分については、やっぱりプロの方のほうがうまくやると、こういうことでございますので、イベントの業者に委託をしたいと考えております。

○井神議長 子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 臨時保育士賃金についてであります。条例改正による補正は考えておりません。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

新生児訪問に携わる助産師は何名かのお尋ねであります。3名でございます。以上です。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 舗装タイル部の段差、車椅子が通れる段差の改修をという再質疑にお答えいたします。

舗装タイル部については、火葬場入り口正面に見て、左側から右側へ弧を描きながら高低差をつけた意匠となっております。六地藏から正面の点字ブロックまでの間、正面になりますけれども、車椅子使用者が通過できるよう、火葬場駐車場舗装の際に、和歌山県福祉のまちづくり条例設計マニュアルの建築物の出入り口の整備基準である高低差が1センチ程度で、丸みを持たせて、すりつけを行っております。なお、経年劣化により段差が生じている部分、今回の火葬場改修にて改修をさせていただきます。

以上です。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 安楽死処分手数料につきまして、1件当たり3,700円でございます。

それから、過去の実績ということでございます。有償での安楽死処分手数料につきましては、平成26年度の途中からでございます。平成26年度で22頭、平成28年2月29日現在でございますが、15頭となっております。

○井神議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 先ほどの質疑の中で、使い方について手だてが悪いという質疑ですが、内容につきましては、先ほど申しましたとおり、住宅改修に係る設計費用、ベッド、シェルター設置費用、非木造耐震診断費用について、市が補助を行うものであります。

次に、根来S L公園ですけれども、解散したということですが、これにつきましては、D51930保存会は存在しております。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 発明クラブの会員は、現在何名かということですが、ただいま設立に向けた取り組みを行っているところでございますので、クラブ員の人数は決定してございません。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第18号から議案第24号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第24号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第18号の審査につきましては、3月15日火曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第18号の審査につきましては、3月15日火曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、宮本要代議員、梅田哲也議員、田中宏幸議員、西野豊議員、松下元議員、田畑昭二議員、福山晴美議員、増田浩二議員、以上8名を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、各会派室及び議員室に文書にて報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は、3月17日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月17日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(13時50分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成28年3月17日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号)
- 日程第4 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について
- 日程第5 議案第4号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第14 議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定す
る機関に関する事務の委託について
- 日程第19 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第23 議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第26 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請
願書
- 日程第27 議案第25号 副市長の選任について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第1号から議案第24号までの議案24件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第25号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査並びに審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第25号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）～

日程第25 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第2 議案1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の件から日程第25 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案24件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案24件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員。お願いいたします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の外議案9件です。

当委員会は、3月10日木曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査

を行いました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第4号、職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第10号 損害賠償の額を定めることについて、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」、議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について、以上10議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第17号について、質疑はありませんでした。

議案第10号 損害賠償の額を定めることについては、相手方は、損害賠償金額について何も異論はなかったのかについて。

議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」については、総務管理費国庫補助金の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金について、どのようなセキュリティ対策に使用するのか。消防費で14名の消防団員が退職された後、速やかに入団されるのかについて。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員。お願いいたします。

○三栖議員 おはようございます。

厚生常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第2号 専決処分の承認を定めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）の外議案6件です。

当委員会は、3月11日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査

を行いました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について、議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）については、生活保護費で補正額9,740万円となっているが、その理由は。病院から請求件数が数カ月分まとめてきた場合、市はどのような指導をしているのかについて。

議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」については、障害福祉費の特別障害者手当の内容について。老人福祉費の祝い金の金額及びどういう方法で渡しているか。また、金券を期限のないものに変更する考えはないか。環境衛生費の講師謝金について、どういった講師を予定しているのかについて。

議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんでした。

議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、居宅介護サービス給付費の増額理由及び施設介護サービス給付費の減額理由について。地域医療介護総合確保事業施設等整備事業で3,200万円繰り越しているが、その理由はについて。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

なお、議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員。お願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正についての外議案7件です。

当委員会は、3月14日月曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正について、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」、議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第16号 市道路線の認定について、議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上7議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第9号、議案第11号の「所管部分」、議案第14号、議案第15号、議案第22号及び議案第23号は可決、議案第16号は認定しました。

議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正については、代理人の選定について、岩出市以外の代理人も認めているのか。管理料を施設維持分担金に改めた理由。また、毎年8,000円を納付していただくのかについて。

議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）「所管部分」については、商工費、講師謝金54万円計上されているが、支出先、回数及び何名分か。商工費、負担金でDMO設立支援補助金1,000万円計上されているが、具体的な構想があるのか。農林業費320万1,000円の減額理由について。

議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、派遣職員給与等交付金24万1,000円計上されているが、その内容について。

議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑はありませんでした。

議案第16号 市道路線の認定については、新田広芝14号線の道路の南側に接する道路について、市道になっているのか。根来86号線と県道泉佐野岩出線の交差点に信号機を設置するのか。水栖34号線の突き当たりには有刺鉄線で区切られているところがあり、危険を伴うので改善が必要ではないかについて。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされました主な質疑であります。

なお、議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員長、宮本要代議員。お願いいたします。

○宮本議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月3日木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第18号平成28年度岩出市一般会計予算、1件でありました。

3月3日木曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、総務部長に議案第18号に対する議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、文教部門、厚生部門、議会部門、建設部門の順に質疑を行うことに決定しました。

当委員会は、3月4日金曜日、7日月曜日、9日水曜日の3日間で付託議案の審査を行いました。

3月4日金曜日、午前9時30分から委員会を開催し、総務部門の歳入全般と、歳出の2款総務費、7款6項の地域整備事業費の一部、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費についての質疑を行い、総務部門の質疑終了後、文教部門の歳入全般と、歳出の9款教育費について質疑を行いました。

3月7日月曜日、午前9時30分から委員会を開催し、厚生部門の歳入全般と、歳出の3款民生費、4款衛生費、9款4項の幼稚園費についての質疑を行い、厚生部門の質疑終了後、議会部門の歳出、1款議会費について質疑を行いました。

3月9日水曜日、午前9時30分から委員会を開催し、建設部門の歳入全般と、歳出の5款農林業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費について質疑を行いました。

建設部門の質疑終了後、平成28年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、全議員に配付させていただきます。

これで予算審査特別委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長及び特別委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の件、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件、議案第4号 職員の退職管理に関する条例の制定の件、議案第7号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第9号 根来公園墓地設置及び管理条例の一部改正の件、議案第11号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第12号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第13号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第14号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第15号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第16号 市道路線の認定の件、議案第17号 和歌山県と岩出市の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託の件、議案第22号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第23号 平成28年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案16件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案16件に対する討論を終結いたします。

議案第1号から議案第4号、議案第7号から議案第9号、議案第11号から議案第17号、議案第22号及び議案第23号の議案16件を一括して採決いたします。

この議案16件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号、議案第7号から議案第9号、議案第11号から議案第15号、議案第17号、議案第22号及び議案第23号の議案15件は、原案のとおり可決、議案第16号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

議案第5号の条例改正に対して、私は反対の立場から討論を行います。

今補正予算議案に、市長、議員及び特別職の議員報酬に関する条例改正案が提出されています。一昨年12月の消費税先延ばし、総選挙等の中で、人事院勧告に基づいて、特別職、議員にかかわる期末手当の値上げ案が提出され、この3月議会に採決を求めるものであります。

今回の提案も、人事院勧告に基づく一般職の給与引き上げに伴うもので、議員の期末手当を今年度は昨年12月にさかのぼって、市長5万2,500円、副市長4万3,400円、教育長3万9,200円、議長5万600円、副議長4万4,850円、議員4万1,400円、引き上げ支給し、来年度は、6月分、12月分も同様に引き上げるというものであります。

勤労者全体での賃金アップを若者や女性の非正規労働という雇用構造の転換もなく、消費税が10%先送り議論され、そして、突然のマイナス金利の導入など、金融政策一辺倒のアベノミクスそのものの破綻が見受けられます。成長主義ではなく、持続可能な社会、トリクルダウン論ではなく、再分配政策への大転換が求められています。

こうした中で、政治を決定する側による特別職や議員の報酬の引き上げが、一般公務員同様に行われていいのでしょうか。極めて不透明な期末手当の引き上げであります。本来なら、中芝市長が特別職や議員の期末手当の値上げ理由について、第三者機関である特別職報酬等審査会に諮問してしかるべき案件であります。諮問もせず、市民に見えない形で、議案提案をしており、特別職の報酬等審査会存在そのものを無視しているのであります。

特別職報酬審議会は、基本報酬額について、据え置きをして答申しており、期末手当については、審議をしていないのであります。

今次、岩出市においては5歳児童が溺れ、その後、死亡し、さらに岩出第二中学校において、過去の歴史にもない、4階の非常階段から飛びおり自殺している事件が起きております。その責任も明らかにしないで、特別職及び議員の報酬引き上げなど、もつてのほかであります。

本来なら、その責を省みて、市長初め教育長は報酬を返上すべきであります。特別職の報酬、期末手当の引き上げ原資は、非常勤職員や臨時職員の賃金底上げに回すべきであります。

よって、今回の報酬引き上げは、やめるべきであると私は考えます。この議案に反対をいたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第5号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、経済情勢を反映したものとすることが市民の理解を得られるものと考え、人事院勧告に準じた条例改正が妥当だと考えます。

以上、述べた理由によりまして、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第5号に対する討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号について、私は反対の立場から討論を行います。

議案第5号と同様、この議案については賛成できないので、反対をいたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、障がいのある子供の就学先決定に重点を置かれていた適正就学指導委員会から、従来の就学先決定の仕組みを改めるとともに、就学先決定後の一環した支援についても助言を行うという観点から、検証を変更するものであるため、私は、本議案に賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第6号に対する討論を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号 損害賠償の額を定めることの件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて、反対討論を行います。

昨年、2015年8月27日午前11時20分ごろ、岩出市堀口市民プールにおいて、5歳児の児童がうつ伏せで浮かんでいるのを家族や監視員が発見し、その後、県立医科大学へ搬送、その後、重体の中で懸命に生きようとしておられた男児が、医者も全力を挙げて処置されたと思いますが、その後、死亡されました。

市民の多くが、過去にないこの事件に対して、驚嘆の声を多く聞いております。人の命は何物にもかえがたいものであり、まことに痛恨のきわみであります。二度とこのような事故が起きないように万全の体制が求められます。さらに、ご遺族の皆

さんに、このようなことが起きないようにお誓いすべきであります。

岩出市行政として、その責任を自覚し、事の原因を詳細に分析すべきであります。亡くなられた児童に対して、ご冥福を衷心よりお悔やみ申し上げます。

今回、岩出市の損害賠償額の根拠は、逸失利益が677万7,221円、慰謝料480万円、その他の費用の総合計で1,200万円であるとして、示談交渉をしていると答弁をされておりました。

交通事故死については、強制保険から最低でも3,000万円が補償されおり、この金額は第6級程度のものであります。また、平成21年任意保険平均賠償額は、自治体の賠償額は3,500万円であると言われております。隣の泉南市において、数年前、学校のプールで死亡事件が発生し、その際、損害賠償額は5,000万円が給付されたと聞いております。

過去の各地方自治体において、同様な事故に対する損害賠償額と比較して、岩出市の損害賠償額が低額であることは到底理解できません。金額が目的ではないにしても、余りにも低額であることは到底納得できるものでありません。

よって、この議案第10号に提案された額には反対をいたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第10号 損害賠償の額を定めることについて、私は、本議案に賛成の立場で討論を行います。

今回提案された議案には、損害賠償金額は、確かに記載されておりますが、何よりもとうとい人の命を金額であらわすことは不可能であります。これまでの市の答弁等も含め、ご遺族の一番の願いは、事故の再発防止にあると考えております。市はこの事故について瑕疵を認め、安全管理マニュアルの見直しを行うと回答しており、新年度予算でもプールの安全対策工事の予算計上もされておりますが、ご遺族の意を最大に酌みながら、事故の再発防止に向け、市は真摯に受けとめ取り組んでいかなければなりません。また、我々議員もご家族の気持ちに寄り添い、ご遺族のご心情を察することが一番重要であると考えます。

今回、ご遺族と市の話し合いで対応した上での議案でありますので、本議案については賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第10号に対する討論を終結いたします。

議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

本年度予算を見る上では、国政上の動向を踏まえた社会経済情勢の分析、岩出市の現状と特性がどうなのか。住民の要望と要求はどう改善されたのか。岩出市の基本的な計画と取り組み面がどうなのかも問われています。

今、国においてアベノミクスの経済対策において、新たな新三本の矢なる施策が打ち出されていますが、安倍政権による大企業奉仕、大金持ち優遇の施策推進、対米従属の軍事費拡大の一方で、国民生活においては年金や医療を初めとする社会保障制度の切り下げや貧困と格差が進み、高齢者、労働者、中小業者など、あらゆる層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出すことができない状況となってきました。地方自治体として、市民生活を守る自治体本来の役割を果たさなければなりません。

今年度予算の中には新規事業として、地方創生関連を初め若い世代の出会いや結婚を促進するサポート事業、空き家対策、庁舎のスペース不足解消へ旧母子センター跡地への新庁舎建設、市民農園の拡充なども計上されています。しかし、厚生労働省や総務省における統計でも所得の低下が明らかになっている中で、市民の暮らしや生活を支援していく面では、住民の願いに十分応えられていない予算だと考えるものです。

以下の点をその理由として述べます。

岩出市の特徴面である若いまちとしての子育て支援面においては、他の自治体の子育て環境の改善や子ども医療費無料化制度のさらなる拡充を進め改善を図っているのに対し、岩出市は改善策が図られず、他の自治体とますます格差が広がってきています。

小中学校の大規模化の解消は、長期にわたる岩出市特有の状況であり、改善が求められながらも、今年度においても抜本的な解決を図らずに、生徒の減少を待ち続けるという極めて消極的な姿勢です。

また、普通教室に冷暖房設備を計画的に設置する自治体がふえる中で、今年度も子供たちへの教育環境の改善策は見られません。福祉タクシー券制度の利便性向上策、低所得者の生活を守る市独自の生活資金貸付制度を初め、障がい者施策における制度においても、昨年からの改善も図られていません。就学援助制度においても、要保護・準要保護における制度の改善策は見られず、福祉施策面、教育施策面でも市民への支援策面で不十分な点があると考えます。

市民の命と健康を守る健康施策面では、国民健康保険において高い保険税となっている状況のもと、保険税そのものを引き下げる対応が求められているにもかかわらず、国保会計の改善につながる一般会計からの独自の繰り入れも行われていません。介護にも関係してくる市民への健康増進施策面なども、住民の願いに十分応えているとは言えないと考えるものです。

この間、進められてきた子ども・子育て新システム制度を評価する姿勢においては、政府の市場化テストの導入、民営化や民間委託の推進など、構造改革路線の効率化の名のもとに、国の悪政を岩出市に持ち込む国追随の姿勢だと言わざるを得ません。また、5万市民に対応する行政サービスを進めるには、それに応じた人員体制も必要だと考えます。

岩出市では、人口増加が進みながら、経費節減、効率化という名での職員体制がとられています。一人一人の資質向上は当然のことですが、慢性化する残業実態、1人当たりの受け持つ事務量は、他の類似団体、自治体と比べてどうなのか。職員意識の低下や家庭環境悪化を招いていないのか、危惧する側面もあります。5万市民のニーズに応えるためにも、必要な人員配置を行い、企画立案を含め、ニーズに応えられる体制が求められます。非正規職員から正規職員への雇用促進など、生活面における安定化を図ることもあわせて求められていると考えます。

将来も自治体が存続していけるまちづくり、安心して子供を産み育てられるまちづくり、安心して老後を暮らせるまちづくり、住民が生き生きと生活できる施策こそが岩出市政に求められています。

市民の切実な願い・要望がありながら、要望に応えるための国の制度の活用や将来を見据えた起債の活用面でも、市民の願いに応えていない点があると考えます。

平成28年度の一般会計予算は、市民に夢や生きる希望を与えるものとはなってい

ないと考えますので、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計について、賛成の立場で討論いたします。

市長の施政方針にもありましたように、国の政策が非常に不明確な状況下においても、各種行政サービスを継続的に実施していくためには、健全財政の堅持が不可欠であると認識しております。平成28年度一般会計当初予算は、対前年度比5,327万円、0.3%の増となっておりますが、その主な財源は、国庫補助金が有効に活用され、基金の繰り入れも必要最小限としております。

また、市の借金である市債は、臨時財政対策債のみとし、昨年度よりも減少しております。これは将来に負担を残さないために、健全財政の堅持に努めた結果であると認識しております。

また、各事業についても、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育施策についても、住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように、当該予算は健全財政に配慮しながらも、真に必要な各種施策にわたり、充実した内容であります。

よって、私は本議案について賛成いたします。

○井神議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第18号 平成28年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

私は、平成28年度岩出市一般会計予算案に対して、反対討論するまず最初の理由として、新年度の重点事業として、昨年と同様に、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上の4つの目玉を上げ、予算を編成したと言われております。

しかし、この方針について見ていきますと、道路の渋滞対策が除かれております。市長の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るために、どのような施策を構築するかであり、政の基本であります。

また、地球環境対策について、本年度は政策の課題にすらなっておらず、とりたてて全く予算が計上されていないのが現状であります。岩出市民が行政より先行し

て、どんどん再生可能自然エネルギー、脱原発への動きを進める中、太陽光発電設置が進んでおります。

さらに、公平で効率的、費用対効果等を考えて、今まで行っていた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するか否かについての最終判断はされておられません。

また、市民に、事業に対して、総合的にまとめたものはなく、情報公開もありません。今、岩出市民は何を求めているのか。それに応えるために、どう予算に反映するか。総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。その重要な施策は、少子高齢化の中で、子育て支援の充実であり、中学校卒業まで医療費の完全無料化、さらにはマンモス中学校の解消等に取り組む意思がないことであります。創造性のある市民が感動する予算となっております。

さらに、以下、具体的に述べたいと思います。

過去、贈収賄、公金の着服事件等々、岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点には一言も触れていない。日常不断に改善すべきであるにもかかわらず、喉元過ぎれば熱さを忘れていくということになっております。二度とこのようなことが起きないように、常に肝に銘じて、常に改革を進めていくべきであります。この改革実行がありません。ゼロベースで経理の見直しを行い、健全財政の堅持と言いながら、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたとは疑問であります。

自主財源を確保するために、市税及び使用料等の収納率を向上し、市有財産の有効活用等により、歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧であります。市民と行政の信頼関係の構築には、市民と行政の協働によるまちづくりを展開する上で欠かせない要素です。そのためには行政の透明性を高め、開かれた市政を推進し、市民への説明責任を果たしていくことが重要であります。その経過及び結果の情報を全て公開すべきであります。具体的にどうするのか不明であり、さらに住民との意思疎通はますます疎遠になる現状を憂うものであります。

市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、

職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民化サービスにいかにしていくのか、そういう予算にしていかなければなりません。

また、職員の賃金について、正職員は賃上げをされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員、臨時職員はゼロ回答であり、ますます官製ワーキングプアの固定化を進めるものであり、改善がされておられません。さらに、超過勤務の削減、有給休暇等の消化向上に取り組むことも不明確であるとともに、本年度は超過勤務が増加すると発言することは理解できないことでもあります。

住基カードの普及促進と費用対効果から見て、多くの持ち出しになっていること、今年度からマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっているこの現状を憂うものであります。この施行は、個人情報漏えいにつながり、市民には役に立たないものであることを断言しておきたいと思えます。

歳入増の一環として、他の地方自治体では、いろいろな地元の農産物を特典として設け、ふるさと納税への具体的な取り組みをしておりますが、岩出市はいまだに理屈をつけて取り組む意思がないことでもあります。

光熱水費についても同様であります。私は、本年4月から電力の自由化に向けて取り組むと言いながら、具体的実質計画を示しておりません。同時に、福島原発の事故による、いまだ10万人から避難し、故郷へ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。その補助金創設もないのが現状であります。

工事請負に関して、積算根拠を詳細に予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに制度は向上していないと私は考えております。決算時に入札の差額であると言ひ、当たり前のように発言するこの姿勢については理解ができません。

監査委員等の行政については、昨年度から一部上げられましたが、他の委員の報酬は不十分であり、市にふさわしいものでありません。

児童の医療費助成については、一部保護者の負担を求めており、100%完全無料化への取り組みを早急に行うべきであります。

また、ワクチンの同時・同日接種時の無駄な支出を改善する意思がないことでもあります。

将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けて取り組む意思がないことでもあります。

さらに、市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用を加算していると言わざるを得ません。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題ではありますが、この点について具体的方針がありません。

防災マニュアルについても、土砂災害危険箇所への看板設置を予算化することもしないで、自主防災組織についても設立はしたが、実質的に開店休業の組織が多くあること、市として、もっと側面から支援をすべきであると考えます。

さぎのせ公園についても駐車場は狭く、いざというとき、防災上の避難場所として管理棟ができましたが、最も低い位置にあり、問題であることであります。

予算書説明欄の項等での表記について、行政みずから障がい者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示に改める意思がないことであります。

若もの広場・大門池・新池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言していながら、いまだに市民の税金である4,700万円にわたる金額について請求をせず、時効が成立していると考えております。このような態度は、市民にとって許しがたいことであります。

新年度予算については、以上の理由によって反対を表明いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第18号に対する討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算の反対討論を行います。

岩出市の国保においては、医療給付の増加見込みに関して、利用者の負担増しか

ないとの考えのもと、値上げが繰り返し行われてきています。

近年においては、税率の据え置きはされていますが、限度額の引き上げでの利用者負担増とする国保運営が行われてきています。この点においては、決算面、不納欠損額が年々ふえ続けて、年間8,000万円以上もの対応がされてきた点からも、回収できないほど高い国保税となっているにもかかわらず、さらに国保税を引き上げていくというのが岩出市の政治姿勢です。国保税を引き下げなければ、利用者は払いたくても払えない状況なのです。そもそも国保が上がったのが、国が負担する部分を減らし続けてきたことが、根本的に大きく影響しています。国庫負担をもとに戻すことを国に対して要望することが、第一に求められています。

資格証明書、短期証明書の発行もやめるべきです。当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことをつくり出しています。

昨年の討論において、資格証明書をやめてどうするのか、指摘の内容が理解できないということが言われました。この点では、資格証明書により重症化をつくり出し、このことが国保会計におけるさらなる医療費の増加となり、国保の運営に大きな影響を与えることになることです。重症化しないうちに対処することこそ、人命を守り、国保運営の改善につながるものです。医療費の増加を防ぐ手だての一環として、早期発見・早期治療に役立つ人間ドックにおいても、滞納者は受けられない点を初め、人間ドック費用は、平成16年度と比べ半分にまで減額し、制度の後退がされてきています。

脳ドック受診対象者は若干ふやされてきていますが、受診希望者が160名もありながら、昨年比15名増の50名での対応は、市民の要望に応えているとは言えない面があると考えます。

安心して医療を受ける体制や医療費削減を図る上では、市民のニーズに十分応えていない点があると考えます。

また、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保における医療状況の把握や医療費総額を抑える取り組みの視点での職員体制も不十分なものではないか。今後の対策を打っていく上でも、改善が求められると考えます。

国保税を厳しく取り立てるためのプロジェクトチームがつくられています。利用者の立場に立った納税相談の対応こそ求められます。

国保会計において、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げ

るために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点もあります。しかも、本来、国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきものは、一般会計に繰り戻すという市の姿勢があります。この点は国保利用者にとって理解されがたいものだと考えます。

税金を国保に使うことは不公平との指摘がされる場合がありますが、国保は自営業や農林水産業で働く方、パートやアルバイト、年金生活などの方が加入している保険制度です。社会保険などに加入している方も、退職すれば国保に加入することになります。いつかは国保に加入することになり、人生における保険制度の利用上からも、不公平とは言えないものです。

また、社会保険などでは企業による負担軽減があるわけですが、国保では負担軽減がないからこそ、国の負担分があるわけですが、今、国の負担分が削減されているからこそ、一般会計から繰り入れる必要性が生じているわけであり、繰り入れなければ国保加入者こそ負担の公平性において、不公平を生じさせられているのです。悪循環となる手法で、国保利用者になんか新たな負担を押しつけるのではなく、一般会計から繰り入れる対応や国保会計を安定化させる上でも、国保運営の姿勢改善こそ必要だと考えます。

以上の理由により、平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野 豊議員。

○西野議員 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

市民の疾病予防、早期発見、早期治療を目的とした人間ドックや脳ドック、また、生活習慣病対策として実施する特定健診においては、集団健診と各種がん検診を同時に行うセット健診など、市民のニーズに応えたものとなっており、市民の健康づくりを支援するとともに、医療費の削減に取り組んでいます。

また、市民の国保税負担の公平の観点から、積極的に徴収業務を実施するなど、自主財源の確保に努められています。

以上のことから、国保の安定的運営を目指す予算となっておりますので、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第19号に対する討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成28年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出予算について、反対討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された方が本当に必要とするサービスが受けられたのかどうかが問われなければなりません。この間、政府において、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用がかえって本人の能力実現を妨げているなどと、要支援・要介護度1の人への介護サービスを切り捨ててきたのです。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割程度にとどまり、要介護認定を受けながら、サービスを一切利用していない人も多数います。介護保険制度は、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、負担増やサービス取り上げの制度改悪が繰り返され、介護保険だけで在宅サービスを維持できない状況も生まれてきています。

介護離職や介護破産、介護心中、事件や事故、さらに介護施設の倒産など、介護を取り巻く環境はますます深刻化しています。利用者からサービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護が保障される制度にするよう国に対して強く意見を述べること、市としても現状サービスを後退させないことが求められます。

介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの、減免制度そのものが、今年度においても不十分なものとなっていると考えます。

また、認定審査会における審査においても、利用者や事業所において、利用開始の適切な対応ができるよう改善を求める声に応えられる体制づくりの必要性がある面も指摘をし、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 本議案につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

全国的に高齢化が急速に進む中、高齢化率が県下で一番低い岩出市においても、年々高齢化が進み、それに伴い要介護認定者数もふえている状況と考えます。これから迎える高齢化社会に対応するための対策が必要であり、高齢者が介護・医療が必要になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築の取り組みを進めていただく必要があります。

本予算案につきましては、制度改正により、順次施行される施策を踏まえた各種事業や第7期介護保険事業計画策定の基礎資料となるための高齢者意向調査、円滑な介護保険事業のための適正化の取り組みなど、必要な経費が計上されております。また、介護予防の取り組みにも努力されていることが伺えます。できる限り介護状態になることを予防することで、給付費の抑制につながり、持続可能な制度として利用者や家族にとってありがたい制度としてあり続けるようお願いしまして、本議案につきまして、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口に、医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。岩出市においても対象人数がふえています。制度に加入すればするほど負担が重くなる状況があらわれています。言うまでもなく、この後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ないお年寄りいじめの制度であります。このような高齢者を差別する制度、後期後期高齢者医療そのものを速やかに廃止することこそ求められているものです。

もとの老人保健制度に戻し、国の責任を明確にし、安心してお年寄りが医療にかかれるように制度設計することが求められます。

平成29年度から後期高齢者への特例制度の廃止の計画がありますが、この特例軽減がなくなれば、現在、8.5割減額を適用されている人の保険料は7割軽減となり、保険料が2倍に引き上がります。年収が80万円以下で9割軽減を適用されている人の保険料、7割軽減となり、その場合は負担が3倍にはね上がります。健保共済の扶養家族だった方は、後期高齢者医療制度に移って2年以内なら5割軽減、3年目以降は全額負担とされ、保険料は現行の5倍から10倍にもなってしまうものであり、大幅な負担増となる制度廃止の撤回を求める、この必要があることを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 本議案につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化が進む中、被保険者の増加に伴い、医療費が伸びている状況を踏まえ、必要な事業を行うなど、県広域連合において適正な制度運営に努められているところであります。

また、本年度は2年に1回、保険料率等を見直すこととなっており、平成28年、平成29年度の保険料率について改定が行われたところであります。本予算につきましては、広域連合の一員として、主に高齢者の方の医療費に必要な費用を納付金として、和歌山県後期高齢者医療広域連合へ支出するための予算であります。療養給付費負担金や事務費負担金など、制度運営に必要な予算となっており、低所得者に対する保険料の軽減制度が拡充されることに伴う保険基盤安定制度負担金につきましても、昨年度当初予算より増額されたものとなっていることから、適正な予算であるとわかります。

以上のことから、本議案につきまして、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 平成28年度水道会計について、反対討論を行います。

今年度予算においては2万2,900戸を見積もり、13ミリ管で200件、20ミリ管で15件を新たに想定しています。一方で、節水意識が高まったとの認識のもと、1件当たりの使用水量の低下を見込んでいます。

岩出市の水道会計では、決算において、毎年のように1億円前後の黒字を計上してきています。将来の水源地の確保が必要との理由のもとで、毎年積み上げられてきており、現在、内部留保金においては30億円を超える状況となってきました。黒字を生んでいる要因の1つとして、基本水量に満たない利用者は3,800世帯にも上っており、使用していないにもかかわらず過大な料金となっています。

地方公営企業法第3条で、企業の経済性の発揮とともに、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営することを求めています。この点からは、企業法の趣旨にのっとり、予算面において、基本水量基準の細分化、料金基準の見直しこそ行い、内部留保金についても市民生活に還元する必要があると考えます。

また、公共料金への消費税上乗せなど、所得の低い方への逆進性をもたらす一面

もありますので、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第24号 平成28年度岩出市水道事業会計予算の賛成討論を行います。

私は、平成28年度の岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に、安全で確実に地域住民に供給する役目を担っております。

平成28年度予算においては、第3次拡張事業の完成と水道ビジョン策定に伴い、住民が安心して暮らせるよう、安全な飲料水を安定して供給するため、岩出市水道事業の将来計画を具体化するアセットマネジメントに取り組み、効率的な運営を図ろうとしていることが見受けられます。

以上の理由で、私は本予算を賛成といたします。

○井神議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第24号 平成28年度水道事業会計予算について、私は反対の立場から討論を行います。

水道会計の予算について、従来から多額の金額を剰余金として計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用料を全て切り上げ、一律に消費税込みで2,160円を徴収をしております。この公序良俗に反し、不合理性をただすべきとして和歌山地裁に提訴し、その後、大阪高裁に控訴をしてきました。控訴においても棄却はされましたが、大阪高裁の判断は、第一義的には、住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。すなわち市民が疑問を感じ、また、議会がこれらのことに答えていくべき課題であります。

さらに、消費税が来年度から2%引き上げられて10%になりますと、20立方メートル以下を全て2,200円となるのであります。ますます岩出市民の生活に負担を求めることになるでありません。この消費税は国税ですが、国に納めることがなく、地方自治体の財布におさまったままであり、いわゆる脱税をしているといっても過言ではありません。水道接続においても、加入施設分担金が、他市に比べて高額であると市当局が認識しながら、いまだに引き下げる意思がないのであります。この硬直した考えで、市民の立場に立った水道行政と言えるものではありません。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言

ではないのであります。

さらに、他市では生活保護者や障がい者等への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度も求められておりますが、それについてもありません。

よって、私はこの平成28年度水道事業会計予算について、反対をいたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書

○井神議長 日程第26 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願書に関し、請願審査報告書が提出されておりますので、建設常任委員会委員長から報告を求めます。

建設常任委員長、玉田隆紀議員。お願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月3日の会議において、当委員会に付託されました請願書は、請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書です。

当委員会は、3月14日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員及び請願者から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論を行った後、挙手による採決の結果、請願第1号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願者の土地は、岩出市船戸のどの部分にあるのか。請願者以外の土地所有者は、

どのように言われているのか。地籍調査実施に当たり、土地の所有者は境界確認に立ち会っているのかについて。

以上が、建設常任委員会の請願書の審査の中で交わされました主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦勞さまでした。

以上で、建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 請願第1号 官報告示通り地籍調査をやり直す事を求める件に関する請願書について、反対の立場で討論を行います。

当市の地籍調査は、平成3年から国土調査法による地籍調査事業を実施しており、地籍調査に当たっては、境界に接する土地の所有者等の関係者を立ち合わせ、それらの者の同意を得て境界を決定するものであり、当市では、平成26年11月に事業が完了しております。地籍調査の境界の位置は、隣り合う所有者双方が納得して初めて決定されるものであり、今般の申し出のある周辺の地籍調査においても、土地所有者が同意されており、既に登記も完了されていることから、この件については深く議会がかかわる事案ではないかと考えます。

以上のことから、請願第1号を採択すべきではないと申し上げまして、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 請願第1号について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、請願の趣旨は、昭和31年8月8日、内閣総理大臣 鳩山一郎、告示行為によって存在する地籍について、それ以降、岩出市の岩出町の時代、議決をされた議案であります。この議案には、現行の岩出市と和歌山市の境界について問題があり、

その明確化を求めたものであります。今現在、和歌山県の法務局において、この原因となる問題について精査をしており、橋本課長補佐も、これは問題であると、従来の公図から逸脱している点を指摘をされており、具体的な調査段階に入っております。

なお、この請願採択に当たり、建設常任委員会において、その理由として、和歌山市側にこの請願をすべきだと参考人に対して、質疑にない攻撃的な発言はされたことは、まさしく問題であり、昭和31年7月4日、岩出町の本会議で議決されている議案であり、そのとおり採択をすべきだという趣旨の請願であります。

よって、もしそれが誤りであれば、総務省に届け出る内容であると思っております。今回の請願については、さらに、今後、私は明らかになっていくと思っておりますが、この請願については、以上の理由から賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第25号 副市長の選任について

○井神議長 日程第27 議案第25号 副市長の選任の件を議題といたします。

(佐伯総務部長退席)

○井神議長 提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 議案第25号 副市長の選任についてであります。佐伯繁樹氏を4月1日から副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

佐伯繁樹氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。同氏は、皆さんもご承知のとおり、市職員として行政経験も豊富で、職員の信頼も厚く、副市長として市の課題に取り組む的確な人物であると考えております。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○井神議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 今回の副市長の選任について、3点にわたり質疑をさせていただきます。

選任する際の基本的な方針はどのようにされてきたのか。

さらに、市行政の右腕として、ナンバー2としての執行補助機関をどのように運営、指導されようとする点で、どのような基準をどういうスタンスでされようとしているのか。

それから、今起こり得る岩出市民の多種多様なニーズに応じて、行政サービスの向上にどのような取り組みをされようとしている人物なのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

まず、1点目の選任する際の基本方針はについてであります、副市長の職務につきましても、地方自治法第167条において規定されているところであります。この職務を的確に遂行できる人物を選任しております。

2点目のナンバー2として、どのように指導されようとするのかにつきまして、副市長として、私の命により政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督することにより、適正な事務執行ができるよう指導いたしてまいります。

3点目の市民の多種多様なニーズに応え、行政サービスの向上にどう取り組みされるのかにつきましては、地方自治法の定めのとおり、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げることが基本として取り組んでまいります。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。

副市長のスタンス、立場についてのご説明をいただきました。今後についてありますが、これからの市行政の市民の立場に立ったナンバー２としての手腕を発揮されたいと思いますので、質疑ではありませんが、そのことを申し添えて、終わりたいと思います。

○井神議長 以上で、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第25号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(なし)

○井神議長 これをもって、議案第25号に対する討論を終結いたします。

議案第25号 副市長の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり同意されました。

(佐伯総務部長入室)

○井神議長 総務部長から発言を求められておりますので、許可します。

総務部長。

○佐伯総務部長 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

まず先ほど、副市長の選任につきまして、ご同意をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げますとともに、その重責を感じているところでございます。

特に、3月末で退任される中畑副市長様におかれましては、4年間、岩出市発展に尽くされ、元県職員としての経験と知識に基づき、その判断、指示は的確であります。私自身、総務部長として4年間は非常に助けていただきました。私自身は、

その足元にははるかに及びませんが、まだまだ努力が必要かと思っております。

さて、本年は、岩出市誕生10周年の年となりますが、市政を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。財政面では、社会保障関係財源の確保を行いながら、防災・災害対策、浸水対策、渋滞対策、下水道整備、観光振興、学力向上、社会福祉の充実など、重点施策を進めていかなければならないと思っております。

また、市民の信頼に応えられる組織づくりや職員の育成もまだまだ充実させていかなければならないと、このように考えてございます。

そのためにも議会の皆様方のご指導、ご協力をいただき、また、市職員の皆様と一体となって、与えられた職務に務めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第28 議員派遣について

○井神議長 日程第28 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文

教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は、3月22日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月22日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(11時25分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成28年3月22日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問  |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

西野議員から病氣療養のため、本日、欠席の届けがありますので、ご了承願います。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○井神議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、4番、梅田哲也議員、2番、宮本要代議員、16番、尾和弘一議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、10番、田畑昭二議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、4番、梅田哲也議員、一問一答方式で質問願います。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

4番、梅田哲也でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初に、小中学生の学力向上についてお伺いいたします。

昨年の12月に実施しました和歌山県独自の学力テスト、いわゆる平成27年度和歌山県学習到達度調査、これは小学校4年生から中学校2年生までの、国語、算数、数学について行われましたが、その結果が2月8日に公表されましたが、県教育委員会の発表によりますと、小中学生ともに、漢字を読む問題や四則計算といった基本・基礎的な問題はできていましたが、文章の内容理解といった応用問題に課題があるとの分析が出ておりました。

岩出市におきましては、市長の施政方針にもありましたように、重点テーマとし

て取り組まれておりますが、本市の児童生徒の結果と今後の学力向上への方策について、お聞きをいたします。

2点目といたしまして、学校図書館の専門職員、いわゆる学校司書の小中学校への配置が、昨年から文部科学省の指導により、努力義務となったと聞いております。岩出市におきましては、県下の他市町村に先んじて、一昨年から司書の派遣を各学校に対して行っております。県の学力テストにおきましても、中1国語によりますと、文学的な文章の内容理解の問題などの正答率が10.1%とよくなく、読書力での大きく差が出るとの分析がされていましたが、私個人としましては、いかにしっかりと幼児期、小学校時代から多くのよい本を読むかに読解力は比例すると思うんですが、読書の指導者としての司書の派遣は、本当に的を射た政策だと評価しております。1年が経過し、その成果、特に子供たちの変化と、今後、教育委員会としてどのように取り組んでいくのかについて、お聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

梅田議員のご質問の学力向上について、お答えします。

まず、1点目の県学習到達度調査の結果と学力向上への対策についてであります。

今回の結果は、中学2年の国語、小学6年の国語で、正答率が県平均を上回るなど、一部に改善は見られるものの、全体としては厳しい状況であると認識しております。国語に関しては、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの観点で見ると、小学校では、全ての観点において県平均並みとなっておりますが、中学校では、書くことが県平均を下回る結果となっております。

また、成績の分布状況を見ますと、本市は、県と比べ、上位層が若干少なく、下位層がやや多い傾向にあり、下位層の引き上げが喫緊の課題であります。

そのため、現在取り組んでおります放課後の補充学習や中学校での土曜学習教室をさらに充実させるとともに、基礎・基本に当たる部分の反復練習を充実させていただきます。

特に、今回の調査で明らかになった中学校の書くことへの課題につきましては、制限字数内で自分の考えをまとめることや指定された言葉を引用した文章を書くことなどに重点を置いた学習を強化するよう指導してまいります。

また、平成28年度は、新規事業として学力向上実践研究事業を立ち上げ、先進校の実践をより多く本市の学校にも取り入れるよう努めるほか、家庭学習の啓発強化

にも取り組んでいきます。

さらに、全国学力・学習状況調査等の結果から、読書活動が盛んな学校ほど学力が高い傾向にあることを踏まえ、現在取り組んでおります岩出図書館から学校への司書派遣事業を活用し、読書活動の活性化と学力向上がにつながる取り組みを展開してまいります。

次に、2点目の図書館司書派遣事業について、お答えいたします。

まず、成果についてであります。学校図書館の蔵書の配置を全国の図書館共通の分類法に基づく配置に変更するとともに、学校図書館の雰囲気にもふさわしい掲示物を作成すること等により、学校図書館が、子供たちにとって、より入りやすく、親しみの持てるような環境になりました。

また、国語科で学習した教材に関する図書の紹介や、さまざまな教科での調べ学習の支援を通して、子供たちの読書活動の幅が広がり、そのことが中学生のビブリオバトルへの参加や、岩出図書館の学校への団体貸し出しが増加するなど、具体的な成果としてあらわれてきております。

今後の取り組みにつきましては、引き続き小中学校に対し、週1回の司書派遣を継続してまいります。特に、来年度の学校教育の指導の重点の1つに、学校図書館を活用した学習指導の推進を掲げており、司書の専門性を最大限に活用しながら、学校図書館を利用する児童生徒の増加を図るとともに、読解力の向上並びに図書を活用した学習の推進に力を入れてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 先進校の実践を取り入れる学力向上実践研究事業を立ち上げると答弁がございましたが、各小中学校から何名の先生を派遣する計画なのか。また、その期待する効果についてお答えをください。

次に、中学生がビブリオバトルへの参加するようになってきたとの答弁もありましたが、ビブリオバトルとは知的書評合戦のことで、発表参加者が読んでおもしろいと思った本を持って集まり、順番に1人5分間で自分の読んだ本を紹介し、それぞれの発表の後に、参加者全員でその発表に対するディスカッションを二、三分行い、全ての発表の後に、どの本が一番読みたくなったかを基準とした投票を参加者全員1票で行い、最多票を集めた本をチャンプ本とする書評ゲームですが、表現力や理解力を高めるには大変よい方法だと思います。

今後、さらに充実させていただき、読書力を高めていただきたいと思います。ま

た、これを小学生まで拡大してはどうかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えします。

まず、再質問1点目、学力向上実践事業は、各校何名なのか、また、その効果はということではありますが、各学校の課題解決のために、参考となる取り組みをしている県内外の先進校に教員を派遣して研修させ、研修に参加した教員が帰ってきて、所属校において、その研修内容を伝達し、自校の取り組みに反映させるというふうな事業でございます。各校1、2名を予定してございます。

再質問の2点目でございますが、ビブリオバトルを小学生にも広げてはどうかということでもありますけれども、県が主催しているビブリオバトルは、今、中学生以上が対象となっており、本市では、今年度の取り組みを始めたばかりであるため、平成28年度も中学生を対象にして実施するというように予定しております。

しかし、ビブリオバトルは、今、議員がおっしゃるように、大変効果がございまずので、県にも小学生の大会の開催を今後要望していくとともに、本市でもこの取り組みを小学校に拡大していくことを前向きに検討していきたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ただいまご答弁いただいた岩出市学力テスト、土曜学習講座、補充学習、家庭学習の啓発、先生方の教育力の向上、図書館司書の活用による読書力の向上など、さまざまな学力向上の施策を総動員して、少し時間はかかるかもしれませんが、全国学力テスト、オール全国平均点以上を目標に、岩出市を担う人材の基礎的学力の向上に、教育委員会、小中学校挙げて取り組んでいただきたい。答弁は結構です。

次に、文化財保護についてお伺いいたします。

岩出市には、豊かな自然の中で、悠久の歳月をかけて生まれ、受け継がれてきた貴重な文化財が数多く残されています。市民の財産であり、岩出市の宝である文化財を未来に伝え、また、市民の皆様に関心を持っていただくことは、市としても大きな責務であると思います。

4月には、市民の長年の念願であった一乗閣の修復移転と、ねごろ歴史資料館がオープンいたします。子供たちにも郷土の歴史や文化財に関心を持ってもらう絶好の機会であると思います。

そこでお尋ねします。1点目に、岩出市内に国・県・市指定の文化財は何件あるのか。また、その内容についてお伺いたします。

2点目に、県内でも仏像等文化財の盗難が頻発していると聞いておりますが、市内での状況についてお聞かせください。また、その対策についてもお聞かせください。

3点目に、先人の残した貴重な文化財をいかにして後世に残していくか、その方策についてもお聞かせください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の一般質問の2番目の1点目、岩出市内に、国・県・市指定文化財は何件あるのか。その内容についてお答えします。

現在、岩出市内には、国指定文化財として、国宝の建造物1件、重要文化財の建造物2件、彫刻2件、絵画1件、史跡2件、名勝1件の合計9件があります。

県指定文化財は、建造物6件、彫刻2件、歴史資料1件、史跡1件、天然記念物4件の合計14件がございます。

また、市指定文化財は、建造物が5件、天然記念物が1件、合計6件となっております。

次に、2点目、県内でも仏像等の盗難事件が頻発しているが、市内の状況はどうかについてお答えします。

県内では、平成22年から23年にかけて、無住の寺院・神社のお堂の仏像など、文化財の盗難被害が集中的に発生しております。その際には市内での被害はありませんでしたが、平成27年12月21日に、岩出警察署から市内の無住寺院で仏像の盗難被害が発生したとの情報提供を受けてございます。

次に、3点目、先人の残した貴重な文化財をいかにして後世に伝え残していくか、その方策についてお答えします。

文化財を後世へ継承するためには、地域の人々がその価値を十分に理解し、世代を超えて後世に残したいという意思が地域で形成され、共有されていることが必要であります。そのため、これまでも民俗資料館等で行う歴史講座や講演会の開催とともに、学校教育においても、ふるさと教育の一環として、本市の文化財の理解や周知に努めているところであります。

今後は、これらの取り組みに加え、この4月にオープンするねごろ歴史資料館や旧県議会議事堂、通称一乗閣の活用も含め、本市の貴重な文化財の保護及び後世へ

の継承に向けての取り組みや啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 市の指定文化財について、お尋ねをします。

平成2年の上岩出神社の板碑が指定されて以来、新たな指定はないようですが、今後の新たな指定の予定はどうでしょうか。

次に、小学生向けに、来年度、改訂されると聞いております社会科副読本の中でも、子供たちに郷土の歴史、文化財について、しっかり学んでいただくという観点から、文化財理解の内容を取り入れていただきたく思いますが、ご所見をお伺いたします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問の1点目、市指定文化財の今後の調査等の予定はどうかというふうなことについてであります。市内には、まだまだ数多くの未指定文化財がございます。引き続き、その状況や実態の把握に努め、資料価値の検証が必要と思われるものにつきましては、調査を実施するとともに、所有者や関係機関との連携を図りながら、必要な措置を講じてまいりたいと考えてございます。

2点目ですが、小学校の社会科の副読本についても、郷土の歴史とか文化財を紹介してはどうかということですが、今度、改訂いたします副読本には、国宝の根来寺多宝塔を初め国の重要文化財の増田家、旧県議会議事堂、上岩出神社など、数々の文化財を写真入りで紹介する予定となっております。そのほかにも、昔から伝わる祭りや文化として、よみさし祭や根来塗、岩出甚句、根来の子守唄などを掲載するとともに、民俗資料館の見学についても掲載予定であります。

これらの学習を通して、ふるさと岩出市を誇りに思う子供の育成に努めてまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、梅田議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目に、上岩出小学校前の県道の改良について、ご質問させていただきます。

いわゆる県道新田広芝岩出停車場線ですが、開通したのは大正時代ですから、もう約90年以上前になるんですが、当時、上岩出村から岩出駅へ行くのに、旧の淡路街道は存在してたんですが、岩出駅へ行くのに、いわゆる三尺道がなくて、馬力で行く場合は、根来を經由して岩出駅へ行くという大変な不便を強いられていたそうです。当時の村の当局や村の有志の尽力により、大正12年3月に開通したと聞いております。

また、昭和初期には、一時、北大池から岩出駅までバスも運行されていたということも私も聞いております。それだけ上岩出地区にとっては、非常に思い入れの強い道でございます。また、この道は、通学・通勤、生活道路として欠かすことのできないメイン道路です。昨年は、長年にわたる市長を先頭にした県への要望活動により、上岩出保育所前の歩道設置、拡幅が完成し、上岩出保育所にご送迎のご父兄方を初め、地域の皆様に大変喜ばれております。

残る狭隘部分、上岩出保育所の南から水栖郵便局までの区間についての進捗状況と完成時期について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 上岩出小学校前の県道改良についてであります。岩出市としましては、県道新田広芝岩出停車場線の安全対策としての道路整備を道路管理者である和歌山県に対して、以前から強く要望をしております。

平成23年度から、上岩出保育所や上岩出小学校周辺の、特に狭隘な約300メートルの区間について、道路拡幅及び歩道設置の事業を進めていただいております。進捗としましては、上岩出保育所付近約80メートル区間について工事が完成しており、その幅員構成は、車道5メートルと東側に歩道が2.5メートルとなっております。現在、残る区間の用地取得に努めており、協力が得られた箇所から順次工事を進めていき、用地取得が順調にいけば、平成29年度をめどに完成できるよう、事業を進めていると聞いています。

岩出市としましても、事業の早期完成に向けて、地元調整や用地取得等、県と連携を図ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今も部長からご回答あったんですけども、できるだけ早く開通できますよう、県当局へのさらなる要望活動をよろしく願いいたします。

答弁は結構でございます。

- 井神議長 梅田議員、質問で、要望だけなら、もう言わないでいただきたいです。今後よろしくお願ひします。

これで、梅田議員の3番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

- 宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、総括方式で質問をします。

まず、読書活動についての1点目、岩出図書館の利用状況についてお尋ねをします。

平成26年度の状況について、入館者数16万5,440人、貸し出し冊数31万4,670冊、貸し出し人数10万572人と報告されています。

市長の施政方針の中で、市制施行と同時に開館し、4月1日で開館10周年を迎える岩出図書館は、図書の貸し出しを5冊から10冊に、視聴覚資料の貸し出し期間を1週間から2週間に変更するなど、市民サービスの向上に努めると述べられました。

図書館利用者で、もう少し借りたかったと思っている方たちにとって、大変ありがたいことだと思います。今回は、より多くの人たちに岩出図書館を利用させていただきたいとの思いから、質問をさせていただきます。

平成26年度の図書館評価での貸し出し人数は、先ほど述べました10万572人ですが、リピーターの方が含まれていると思います。岩出市立図書館の実質の利用者は何人でしょうか。

2点目は、読書通帳の導入についてです。

文部科学省の子供の読書活動推進ホームページでは、読書を子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと位置づけています。

本を読む楽しみを子供のうちから身につけることが重要であると考えます。文部科学省委託事業、「ICTを活用した読書通帳による『読書大好き日本一』推進事業」の実績報告書を読みますと、読書をめぐる現状について、1カ月の平均読書冊数は、小学生、中学生、高校生が、それぞれ9.9冊、3.7冊、1.8冊という結果で、子供の読書活動に対する期待は大きいものの、実態としては学年が上がるごとに読

書量が低下していると報告されていました。

この子供の読書離れを防ごうと、借りた本の履歴が預金通帳のように記入される読書通帳機を導入する図書館が全国的に広がりを見せています。大阪府八尾市では、借りた本の履歴を知りたいという市民からの要望を受け、関西で初めて読書通帳機を市内4カ所の市立図書館に1台ずつ導入し、読書通帳は市内の小中学生に無料で配布しています。

昨年、日ごろ、図書館を利用できない児童生徒が、読書の機会がふえる夏休みに、大きなかばんに本をいっぱい入れて来館し、本を返却すると、すぐさま新しい本を大量に借り、読書通帳機の前に列をつくっていたそうです。

また、兵庫県西脇市では、昨年10月に読書通帳機を図書館に導入し、2万冊の読書通帳を準備し、年齢を問わず、希望者に無料で配布しました。この西脇市の図書館で読書通帳利用の様子をテレビが特集し、放映されていました。

読書通帳の利用についてインタビューされたご婦人が、自分の借りた本の履歴がわかり、借りるとき重複しないで行ったとコメントしています。読書通帳の導入の図書館では、貸し出しが2倍に増加したところも出ています。

以前、児童生徒について、貸し出された本は、うちどくノートに記載できるようにしてお聞きしましたが、借りた本の履歴がわかり、通帳に記帳する仕組みを楽しみながら、読書意欲を高めることが期待できる読書通帳の導入について、お考えをお聞きします。

次に、発達障がいと支援についてお尋ねします。

乳幼児健康診査が、4カ月、7カ月、1歳8カ月、3歳6カ月の年齢で行われています。乳幼児健康診査、健診は、赤ちゃんが健康に順調に育っているか、成長や発達の上での心配ごとや病気はないかなどを調べ、赤ちゃんそれぞれに合った子育てのアドバイスをする場とされています。

国立特別支援教育総合研究所紀要の特集「発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題」を読みますと、「乳幼児期は、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ち、様々な認知機能の習得等、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期である。この時期に適切な支援を受けられないと、就学後の学習面や生活面に様々な困難を抱えることが多くなり、また情緒不安や不適応行動等の二次障害が生じてしまうこともある。このように発達障害のある子どもへの早期からの総合的な支援システムを構築することへの重要性が高いが、その障害特性に起因する課題も多い。」

として、

1つ、「診断は早期であればあるほど不確実性が高く、乳幼児期では発達障害の可能性はあるが確定診断がつきにくい子どもの割合が多い。」

2つ、「保健師や保育の担当者等が発達障害の可能性に気づいても、適切に判断することは難しい。」

3つ、「年少であればあるほど保護者にとっては、障害の需要が困難な時期でもある。」等、現状の主な課題を挙げています。

健診項目として、身体発育状況を初め精神発達の状況等で、運動機能や精神に障がいがあると確認されたとき、障がいと認められる子供に対して、どのような支援をされるのでしょうか。

また、障がいがあると確認されたとき、保護者、特に母親にとって大きなショックとなり、先ほど申し上げましたが、健診の結果が早期であればあるほど、受けとめることが難しいことがあるようです。時には、単に成長が遅いだけ、発語が遅いだけと思っている母親にとって、自分を責める方もおられるように伺うこともあります。このような保護者に対する支援の方法はどのようにされていますか、お尋ねします。

健診において、障がいと認められ、支援を受けている子供に対して、就学後も継続した支援があるのか、お尋ねします。

次に、4月1日、学校教育を初め、社会のあらゆる分野が対象となる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、略して「障害者差別解消法」が施行されます。文科省の特別支援教育調査官は、これまでも各学校、地域で、合理的配慮を含めて、さまざまな取り組みがされています。4月1日に学習指導要領を改訂することはありません。しかし、障害者差別解消法が施行になり、そこで差別の禁止はもちろん、公立学校では合理的配慮が法律上義務化される。改めて意識することが必要であると述べ、そして、新しい考え方である合理的配慮を踏まえながらも、これまでの実践を尊重するよう呼びかけておられました。

障害者差別解消法が施行されることで、これまで以上に障がいのある子の入園希望がふえ、より多くの施設で受け入れが求められる可能性が高くなってきます。

障がいの有無にかかわらず、子供たちが一緒に育ち合うためには、保育や合理的配慮について、施設や各保育所で考えていくことが求められています。また、公立学校においても、障がいのある児童生徒に合理的配慮を提供するよう求められています。4月1日を目前にして、新学期が始まります。市の今後の取り組みをお聞き

します。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の1番目、読書活動についての1点目、岩出図書館の利用状況について、お答えいたします。

宮本議員がおっしゃられている10万572人という数字については、平成26年度の岩出図書館本館のみの貸し出し人数でございまして、分館、分室を含めた貸し出し人数は10万9,843名となっております。そのことをお断りして、お答えさせていただきます。

岩出市図書館本館のみの貸し出し人数は10万572名でございますが、そのうちリピーターを除いた実質利用者数は9,520名でございます。参考までに、分館、分室を含めた実質利用者数は9,604名となっております。

次に、2点目の読書通帳の導入についてお答えいたします。

読書通帳の導入については、読書通帳機の購入とか、図書館システムの改修を初め、設置後に必要となる維持管理経費など、多額の費用が必要等のその理由から、導入については検討しておりませんが、岩出図書館では、平成24年度から家族ふれあい読書推進事業の一環として、うちどくノートを市内小中学生に配布しており、このうちどくノートには、読書した日や本のタイトル、子供と家族の感想などを書き記せるようになっており、読書通帳と同様、読んだ本の記録ができるとともに、家族とのコミュニケーションツールとしても有効なものとなっております。

現在、岩出図書館の司書派遣事業によって、学校図書館にうちどくに適した本のコーナーを設置したり、各小学校から選ばれた児童のうちどくの記録を岩出図書館に展示するなど、うちどくノートの活用が進んできております。

また、うちどくノートを宿題として活用し、担任が目を通すことで、担任が子供の読書傾向を把握したり、子供に読書アドバイスをしたりすることにも役立てています。

今後、保護者に対しても、うちどくノートの活用について一層の啓発を行い、子供たちの読書活動の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

続いて、宮本議員ご質問の2番目の2点目、保護者に対する支援について、それと、3点目の継続した支援はあるのか、それから、4点目の小中学校における合理的配慮の義務化について、総括してお答えさせていただきます。

これまでの本市の対応については、学校教育施行令に基づく発達障がい等支援を

要する児童生徒が、年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育が受けられるよう、岩出市教育支援委員会において、就学先等について総合的な判断を行っております。また、本委員会を通じて支援を必要とする児童生徒に対して、早期の段階から教育相談、支援を行っており、就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行っております。

岩出市内の小学校の通常学級に在籍するLD、ADHD及び高機能自閉症等の児童に対して、中央小学校及び根来小学校に通級指導教室を設置し、児童の個に応じた学びの場を設けるとともに、保護者の相談や支援も行っております。

通常学級に在籍する支援を要する児童生徒については、専門的な知識を有する通級指導教室の教員や支援学校の教員を各学校に派遣する相談等早期支援に係る巡回相談を活用して、学習支援等を進めているところであります。

また、支援を要する児童については、小学校卒業時に小中連携シートを作成して、小学校時の様子や支援の内容、配慮事項等を中学校へ申し送り、継続的な支援が行われるよう取り組んでおります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、障害者差別解消法が施行されるに当たり、これまでの本市の取り組みを踏まえながら、さらに合理的配慮を含め、個別に支援を要する児童生徒につきましては、本人、保護者からの要望や学習状況等を総合的に判断し、個別の指導計画を作成して、児童生徒の個に応じた教育活動が行われるよう、子供を中心として、必要な配慮等を本人、保護者、関係機関等と相談を密にしながら取り組んでまいります。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、発達障がいと支援についての1点目と2点目について、あわせてお答えいたします。

乳幼児健康診査につきましては、4カ月児、7カ月児、1歳8カ月児、3歳6カ月児を対象に、乳幼児の心身の異常の早期発見・早期対応に努めるとともに、発育や疾病予防、育児など母子の健全育成や育児不安の解消を図るため、毎月2回に分けて実施しており、何らかの支援が必要と認められる乳幼児には、心身の豊かな発達につなげられるよう、保護者に対し適切なアドバイスをしております。

フォロー体制といたしましては、健康相談や家庭への訪問事業、運動面や精神面の発達相談を行い、必要に応じて、医療機関や発達支援センター等、療育のための関係機関につなげております。

また、親子教室や子育て教室等を開催し、親子の触れ合いを中心とした遊びを通

じて、発達上の問題解決につなげていくことや、育児相談等においても健全な発達を促すなどの支援を行っております。

次に、3点目の継続した支援についてであります。市においては療育の専門家が保育所、幼稚園、学校等に出向き、保育士や教員等に助言を行う保育所等訪問支援事業を実施し、岩出障害児者相談・支援センターでは、フォローが必要な子供について、学校や教育委員会などと連携し、こうした関係機関で構成するケース検討会を行い、情報の共有や子供の発達支援を行っております。さらに、同センターでは、発達につまづきがある方などへの交流の場の提供や、相談員によるアドバイス等の支援を行うとともに、必要な社会資源の情報提供と紹介、同行などの支援もあわせて行っているところでございます。

続きまして、4点目の保育所において「合理的配慮」義務化についてでございますが、本市の公立保育所では、障がいのある子供について、保育士を加配し、必要な対応を行うことで、基本的に全て受け入れることとしております。また、障がい児の受け入れを行っている私立保育所2カ所に対しては、市単独で補助金を交付しております。今後とも障がいの有無にかかわらず、同じように保育サービスが受けられる環境整備に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 読書活動についての再質問1点目、平成26年度の図書館評価において、サービスの充実についての全体評価は達成できていないです。平成26年度の図書館評価で、分館・分室の立地を勘案し、特色ある蔵書構成を図るとして、那賀高等学校図書室と連携し、積極的に駅前ライブラリーのPRを行うとしています。駅を利用する高校生を対象にし、立地をお考えいただき、駅前ライブラリーの有効な図書館運営に努めていただきたいと思います。

2点目、読書通帳機についてですが、江戸川区立上一色中学校では、文部科学省委託事業、ICTの活用による生涯学習支援事業で、「ICTを活用した読書通帳による『読書大好き日本一』推進事業」の実績報告が平成24年3月に出されています。その中で直接的な取り組み効果として、読書量の増加を挙げています。全ての学年において、実施後のほうが、開館日1日当たりの平均貸し出し冊数が多くなった。開館日1日当たりの平均来館者数についても、全ての学年において、実施後の数値が実施前の数値を大幅に上回る結果になっており、図書を借りなくても図書館に関心を持ち、訪れる生徒がふえていることがわかりました。

加えて、生徒アンケートにおいても、全体の半数を上回る生徒が、本や雑誌を読む量、冊数がふえた。また、まだ読んでいないが、読みたい本ができた。本や雑誌を読むのが楽しくなってきたと回答していることから、この本実証的調査研究における各種取り組みが、生徒の読書量の増加に寄与したことがうかがえると述べられていますし、読書における読書通帳の役割として、通帳は本を借りるとき、以前借りた本を見直すのに使っているといった意見が得られたように、読書通帳の導入によって、生徒が読む本を選ぶ際に、通帳に記載されたデータを参考にしていることがわかった。

このように、読書履歴の可視化は、生徒による読書活動の一助となることがわかったとか、また、この読書通帳を通して、コミュニケーションがふえたという報告もあります。通帳を友達同士で交換し、この本がおもしろいよといったやりとりを楽しんでいるといった意見が得られたように、仲のよい友達と本を推薦し合う、同じ本を読んでいた場合は感想を言い合うといったことが行われていることがわかりました。このように、読書通帳の導入によって、読書を通じたコミュニケーションが促進されることがわかったというふうに整理をされております。

読書通帳を導入した大阪府八尾図書館では、導入後、児童図書の貸し出しが約2倍になったそうです。また、設置については、昨年10月に図書館に読書通帳機を導入した西脇市は、地方創生交付金を活用したそうです。岩出市は、この地方創生交付金等の利用しての導入はお考えにはならないのでしょうか。再度お聞きします。

そして、先ほど、教育長の答弁の中で、中央と根来小学校に通級されているお子さんの付き添いは、ご家族がされているとお聞きしてあるんですが、通級に対して合理的配慮として、保護者に何か支援がこれからあるのでしょうか、お聞きをします。

発達障がいについての再質問ですが、生徒に直接かかわる先生方については、障害者差別解消法の施行で、研修など積み重ねてきていると思いますが、クラブ活動や学童保育、放課後児童クラブなど、児童生徒にかかわってくださる指導者の皆さんへ、研修会とか啓発に努めていただけているのか、お伺いをいたします。

2点目、障害者差別解消法は、障がいがある子と障がいがない子がともに育ち合うインクルーシブ教育の理念を背景にして成立をしています。

日本教育新聞の記事を紹介しますと、ある小学校の保護者会で、私の子には障がいがあります。十分にしつけますが、障がいの特性のため、ご迷惑をおかけするかもしれませんと、保護者が発言をしました。その児童が仲間の1人に体に画びょう

を刺してしまう事件が起きました。画びょうを刺された児童の保護者は、保護者会で、先ほどの保護者の意見を聞いておりましたので、画びょうを刺した子を責めることはなく、学校側に、画びょうの管理を考え直してほしいと要望を出す程度にとどまったそうです。

自分の子供に障がいがあることを人に知られたくない保護者もいることでしょう。先生方は、障がいの特性など、学級で指導されることは大変配慮の要ることだと思いますが、施行に当たり、保護者への啓発も大切です。どのようにされているのでしょうか、お聞きをします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問にお答えします。

まず1点目、駅を利用する高校生を対象として、那賀高校との連携等についての図書館利用についてでございますけれども、まず、岩出図書館では、駅前ライブラリーをPRするポスターを岩出駅に掲示したほか、駅前ライブラリーの外壁に、高校生によく読まれる本が充実していることをPRするポスターを掲示するなど、駅を利用している方への利用促進を図っております。

また、那賀高校に対しては、全クラスと学校図書館に岩出図書館の利用案内や新刊案内を随時掲示していただき、岩出図書館、特に、駅前ライブラリーの利用促進を図っているところであります。

今後も駅前ライブラリーの充実した蔵書構成を図るとともに、那賀高校図書館や岩出駅など関係機関と連携し、駅前ライブラリーのみならず、岩出図書館全体のネットワークについてもさらなる広報を行っていきたいと考えてございます。

2点目、読書の通帳機の導入についての再質問でありますけれども、先ほどお答えいたしましたように、うちどくノート、今、岩出図書館の司書派遣事業で、とても進んできております。この成果をさらに継続し、宮本議員がおっしゃるようなことも踏まえながら、啓発、それから活用を図り、ますますの子供たちの読書の活性化、推進に図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の障がい者への合理的配慮、法施行に伴うところへの配慮、保護者等への周知とか、それから指導者の研修について、一括してお答えさせていただきたいと思っております。

クラブ活動等の指導員については、県が主催する研修会等への参加を促しているところでありますし、また、この法律の趣旨とか、それからインクルーシブ教育の

保護者への周知については、学級懇談会等で学校を通じて周知に努めてまいりたいと考えてございます。

地方創生への通帳導入機の導入についてというふうなことでありましたけれども、それについては活用というのは、現在、検討してございません。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブの従事者については、平成31年度末までに放課後児童支援員認定研修を受講することとされました。この中において、障がい福祉施策や発達障がいの基礎知識、障がいのある子供や保護者への配慮について学ぶこととなっております。

また、放課後児童クラブの受託者である岩出シルバー人材センターにおいても、障がい児への対応を含む独自の研修を行うことを企画しているというふうに聞いてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、ただいまから、私、一般質問をさせていただきます。

質問項目については7点にわたりますので、市当局の皆さんには、誠意ある前向きな回答をいただきますことをお願いをしておきたいと思っております。また、教育関係の問題については、本日は教育委員会の委員長も同席をされておりますので、よろしくご答弁を重ねてお願いをしたいと思います。

まず、質問通告している第1点から、私の質問をさせていただきます。

岩出市の観光振興についてであります。

中芝市長は、平成28年度の施政方針の中で、観光振興を重点事業に挙げられました。しかし、具体的に何をするのか、その中身のプランについては、一言も触れておられません。まさしく絵に描いた餅にしか、このまま行けば、なりかねない実態であります。

根来周辺観光促進事業で関連して、観光拠点として、ハード面でしか取り上げられておりません。実体験を通じて、いかにリピーターをふやしていけるのか、そこ

に重点を置いた政策、ここが一番重要な観光振興の基本になると私は考えております。そこで、新たな観光スタイルをどうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

2番目には、インバウンド、海外客の誘致についてであります。

岩出市を訪問されている外国人の年間の人数について、現状はどうなっておるか、お聞きをしたいと思います。

また、外国人向けの体験事業、民泊施設等について、また、多言語に対応するインフラ整備、こういうものについての観光誘客に努めるべきであると考えておりますが、現状、岩出市には宿泊できる施設は十分あるのでしょうか。市の所見をお伺いしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 岩出市は、関西国際空港、大阪方面から交通利便がよく、京奈和自動車道岩出根来インターチェンジの開通により、格段にアクセスも向上したところであり、今後、多くの方に訪れていただけるものと期待しています。

岩出市は、高野山など県内観光地への経由地として、積極的に観光客の取り組みを図り、旧県議会議事堂、ねごろ歴史資料館から成るねごろ歴史の丘を観光の拠点として、最大限に活用し、岩出市全域での観光振興を図るばかりでなく、和歌山県の玄関口として、岩出から始まる和歌山県各地への観光を提唱していきたいと考えております。

次に、インバウンドにつきまして、岩出市に訪れている外国人の年間宿泊客数は、平成23年、379人、平成24年、318人、平成25年、1,034人、平成26年、1,801人、平成27年、1万430人となっております。外国人向けの体験事業につきましては、語り部を育成し、多言語対応を進める一方で、根来寺の阿字感体験や根来山げんきの森での自然体験、和歌山県植物公園緑化センターでの草花観賞など、近隣施設との連携や根来街道グリーンツーリズムでの取り組みなどを進めてまいりたいと思っております。

民泊施設については、宿泊は市内宿泊施設を利用いただいているところであり、現在のところ、考えておりません。今後、観光客の増加など必要に応じて、他所の事例も参考にしながら対応したいと考えます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。その中で、観光資源、観光振興について

ですが、とりたてて、余りこれといったような内容のことはなかったと思うんですが、高野山を中心にした一乗閣、4月1日に供用開始になるという点、根来寺を中心にした観光振興をしていくんだと。京奈和自動車道のフルインターを通じて、根来、岩出におりてくる客をさらに観光発信とつなげていくという構想らしいんですが、私は、これは京奈和自動車道で、仮に根来におりても、通過地点になるんじゃないかということ懸念をしておるわけでありまして。

そこで、提案をしたいんですが、根来ツーリズムという、紀泉アルプスを中心にしたこの施設を大いに活用して、紀泉高原の、今、高速道路とか採石場を分断しているハイキングコースをですね、さらに、過去あったんですが、紀泉高原のハイキングコース、根来山げんきの森と連結して、南、西に行く山を利用して、そういう施設を構築したり、それから、そのお考えはあるかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、岩出市の外国人訪問者が、今、ご答弁では1万人を超えているという状況であります。宿泊する施設というのは、現在、限られておまして、ここで宿泊するということは非常に難しい状況にあるということがあります。旅館業法の関係から、民泊というものについては規制が緩くなっていくという状況の中で、そういうものも取り入れていくべきではないかというように考えております。それについてもお聞きをしたいと思います。

それから、外国人が今日本に來られて一番求められておるのは、一般庶民の生活に触れたいという思いが非常に強いというふう聞いております。見る、遊ぶ、体験する、買う、食べる、泊まる、くつろぐ、こういう一体的な状況をつくり出していくということが大切であろうというように思います。

また、外国の方は、いろいろなニーズを満足されるために、インターネットを利用して、Wi-Fiに接続できることも、これは非常に大切なツールになっているということが言われております。和歌山市においても、Wi-Fiをどこでも接続できるような状況にしていくというお話が出ておりましたが、岩出市においては、そういう計画があるのかどうか。もし計画がないのであれば、早急にそういうニーズに応じていくために、環境整備をやっていくべきだと考えておりますが、市当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問について、お答えいたします。

まず、京奈和自動車道開通に伴って、通過地点にならないかということで、ハイキングコースとかを設定してはどうかというご提案をいただきました。現在、先ほども答弁で申しましたように、根来街道グリーンツーリズム協議会というのを泉南市、岩出市、それから大阪府、和歌山県というところで、近隣の関係事業者の方と一緒に取り組んでおるところでございます。

その中で、大阪府の農のほうの事務所でございますが、金剛山から紀泉高原を横断するハイキングコース、これをダイヤモンドトレッキングと名づけて、これの展開をしておりますので、こちらのほう、また、根来街道グリーンツーリズムの中で推奨していきたいと考えております。

それから、次に、民泊についてでございますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、他所の事例も参考にしながら、今後の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

次に、一般の生活等、外国人観光客の方に体験していただくという点につきましては、これも緑化センターでございますとか、げんきの森で森林体験、森の体験をしていただきますとか、それから仏教の体験していただく、こういったことでの体験ということを考えております。また、それと同時に、泉南地域の紀泉わいわい村ですか、そこでは、日本の昔の田舎の宿泊体験ということもできます。それから、樽井漁港のほうでは釣り堀体験、そういったこともやっております、そういう泉南市、岩出市の観光資源の発掘を現在進めておりますので、そういった形での体験ツアーというものを設定してまいりたいと考えています。

W i - F i の設置につきましては、今現在、自動販売機のほうに無料W i - F i 、フリーW i - F i を設置するというものがございまして、そちらのほうの設置を進めていくように考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今までの観光振興というのは、特に、ハード面が主にあったんですが、十人十色というんですか、10の土地で10の色があるということで言われております。それぞれに色がある、おもしろいものをそれが事業として成功して呼べるようにしていくということが、今求められておるのであります。

しかし、少なくとも普遍的な枠にだけ取り組みをして、結果として、使えない、形骸化した効果のないところに税金を投入するというのが言われておりますので、

真に必要なものは何か、その道筋を住民にもわかりやすく示すこと、これが一番大切ではないかというように思っております。

一面、地域振興の中で取り上げられるのは、建物があるから、そこにお客さんが来るのではなくて、その建物から何かを学ぶ、吸収する、そして感動を得る、こういうような取り組みが大切であるわけであります。

そして、それがリピーターとして、多くの外国人のリピーターをふやしていくというようなことも言われてきております。爆買いから体験型の観光というのが、今、特に重要な課題になっておりますので、今回、岩出市の観光振興については、いろいろな角度から精査をしていただきまして、より多くの方が岩出市に訪問して、そこで経済活動をして金を落としてもらおう、こういうような視点で、観光振興に取り組むべきであるというふうに考えておりますので、その点について、最後にご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

議員が言われるとおり、なかなか岩出市の観光振興、難しいです。このたび、一乗閣、ねごろ歴史資料館、両方の建設が3月末に完成し、4月1日オープンであります。これを機会に、岩出市は和歌山県の玄関口として、岩出から始まる和歌山県各地への観光を提唱してまいります。全国から、もちろん岩出市に観光客を集め、岩出市から発信をしていきたい、そう考えております。

○井神議長 これで、尾和議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

農業委員会法の改正に伴って、今後、岩出市の農業委員会そのものが大きく変わろうとしております。私たち、農業のあり方、農業の今後の展望について、どう進

めていくのか。日本は、過去の歴史から学ぶこと、また、農耕民族であり、私たちの食文化は大変重要なものであります。

その中で、今般、農業委員会の組織、制度改正に伴って、平成28年4月1日から施行される法改正に伴って、農地利用の適正化を進めるに当たり、任意から義務へと移行されます。具体的な方針をお聞きをしたいと思います。

また、農業委員会の委員は、今まで公選制が選ばれてきましたが、この公選制が廃止をされ、市長による選任制へ移行されます。もちろん最終的には、議会の同意を得て任命となるのでありますが、現在の任期後、定数の条例化を初め、農業委員会の募集、推薦等についてどのようにされるのか、お聞きをしておきたいと思いません。

今回、農業委員会そのものについてのあり方については、やはり3条、4条、5条の許認可のみの審査に伴っているというのが非常に大きな課題であります。いかに農業を振興し、農業を進めていくのか、この点に重点を置いた農業委員会そのもののあり方が問われているのではないかと、そのように思っております。市の答弁をいただきたいと思いません。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

農地利用の適正化の推進、任意から義務化へについてであります。これまで農業委員会は、農地法に基づく許認可事務のほか、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止などの事務について行うことができましたが、今回の法改正で、これらの業務について、任意から積極的に取り組んでいくべき制度に義務づけられました。

次に、委員の選出方法、変更、市町村長の任命制についてであります。農業委員会等に関する法律の改正により公選制から任命制となり、市長が市議会の同意を得て任命することになります。

次に、利害関係を有しない者が含まれることに関してあります。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の構成は、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れることになっています。

次に、農地利用適正化推進委員の新設についてあります。農業委員会の委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行うために、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱し

ます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、アウトラインを答弁いただきましたが、そこで、私が質問したかったのは、農業委員会本来の職務である点については、任意から義務になったということでもあります。しかし、一番今大切なのは、担い手の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進をいかにして進めていくのかというのが課題であります。そのためにはどのようにしていくのか、これが一番問われている点でありますので、その具体的な方針をお聞きをさせていただきたいと思います。

それから、委員の利害関係者を有しない者に含まれなければならないということがあります。それとあわせて、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこともうたわれております。すなわち、高年齢差のみではなくして、各界階層の人たちの委員を選任をする。それから、男女比率を少なくとも30から40、50ぐらいの比率にしていくことが大切だというように思っております。そういう点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、今度、現在の任期以降の関係であります。今まで、議会が選任して、議会で議決をするという手続もなくなります。当然、私の知る範囲では、各市町村の市長は、農業委員に入っていないということを聞いております。岩出市の場合は、市長が農業委員になっている。みずから選任して、みずからそこへ入っていくというのは、いかがなことかと私は思っております。これについてどのようにしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、岩出市の農業者は、現在、何人在籍をされているのか。現在の任期は、いつまでなのかも、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の発生防止についてであります。各地区の農業委員は、現場確認活動、パトロールを行い耕作放棄地の農地所有者等への実情を聞き、後継者不足や、本人が高齢のため自作できない場合など、農地利用集積等の貸し付け事業を活用し、耕作放棄地を防ぐ役割を果たしています。今後は、J A 紀の里や農業委員が連携し、耕作放棄地の改善に努めます。

そして、農業委員の任期なんですけども、平成29年7月19日になっております。

農業者戸数については、911戸になっております。

委員の利害関係についてなんですけども、市内では、農地を所有しない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等であれば、利害関係者に含まれると考えております。

農業委員会のメンバーについては、市長、そして、年齢が偏らないという意見があることなんですけども、この件については、農業委員会に関する法律に伴いまして検討してまいります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、農業委員の構成のあり方についてですが、利害関係者を含まないということで、その点については理解をするんですが、そうすると、どういう団体からそれを選んでいくのか。それから、年齢や性別、男女比について、今後考えるということですが、具体的な方針を再度お聞きをしたいと思います。

それから、適正化推進委員の新設についてですが、これについても、どのような形で進めていくのか、重ねてお聞きをしたいと思います。これは農業委員を兼ねることができないという規程になっておりますので、どういう形で進めていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 農業委員会委員の選出についてでございます。市長は、農業委員の任命に当たっては、あらかじめ、地域の農業者、農業団体等に対して候補者の推薦を求め、また、公募も行い、市議会の同意を得て任命いたします。

そして、適正化推進委員の構成であります。これについても農業委員会に関する法律に準じて、今後、検討してまいります。

農業委員会の年齢、性別、女性の登用につきましても、今後、市長及び農業委員会会長と検討してまいります。

○井神議長 これで、尾和議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、情報公開に関して質問をさせていただきたいと思います。

情報公開の公有・共有、現在の課題として、まちづくりの基本は、その主体である市民がみずから考え、行動することにある。そして、市民がみずから考え、行動

するためには、行政に関するさまざまな情報が市民に十分提供され、理解される必要があると言われております。

情報公開制度は、行政機関が持っている情報をさまざまな方法や手段で市民に提供することにより、行政の公平な執行や市民の信頼の確保を図り、もって市民参加による開かれた行政を推進していくことが大切であります。そのためには、請求による情報公開のみならず、積極的な情報提供が必要であると私は考えております。

また、誰もが情報を手に入れることができるような基盤整備をすべきであります。そして、市民に公開している地方自治体は、情報公開条例に基づく開示請求はそれほど多くなく、情報公開条例が十分市民のニーズに对应していればいいのですが、現実にはそうになっておりません。情報公開の対象として、議会や外部団体などについても情報公開を求める動きが見られます。

地方自治体の情報公開は、これまで財政情報の中でも、予算・決算については、地方自治法96条に定めるところの議決事件であり、議会で議決することが定められていることから、制度上は情報の提供が行われてきていません。しかし、議決事件に当てはまらないまでも、その他の政策情報や財政情報については、的確に市民に情報の提供を行っていかねばなりません。

また、議決事件の予算・決算であっても、一般的に、誰でもわかりやすい形で公開されて、数字だけの掲載のみではなく、どのような意味をあらわしているのか、また、難解な行政の専門用語が羅列されていたりするなどすれば、市民の情報を得る機会をそぐことになることは言うまでもありません。

情報公開に当たっては、我々は常に謙虚でなければなりません。市民に多くの情報を知っていただき、市の行政のやり方についても、具体的に、今、何を行政はしているのか、それを常に見ることができる状況にしていくことが大切であろうと考えております。

そこで、岩出市の現状を鑑みて、今の岩出市の情報公開について、私は、問題が多々あると思います。その問題を解決するためには、岩出市の一部に、例えば、1階の喫煙コーナーのところを改装して、岩出市の情報公開コーナーとして、そこに一手に集中して、誰もが閲覧することができる、そういうようなスペースを早急に構築していくべきではないかと考えております。

その中には、現在、岩出市の原課で置いているパンフレットや資料等についてもカウンターの上に置いておられますが、私は、非常に市民の立場から言うと、書類が多くて、話行っても書類を避けながら話をせざるを得ないと、こういう状況は決

してよくないと思っております。

そういう意味では、総務課あるいは福祉関係、事業関係、全ての情報できるコーナー、パンフレットや啓発できる資料については、1カ所にまとめて、そこで自由に市民が持ち帰ることのできる資料と閲覧できる資料と、そういうものに分けて設置をすべきであると、そのように考えておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、情報公開に関してについて、お答えいたします。

1点目の現行の問題点及び課題についてでございます。

岩出市では、最近、特定の者による頻繁な公開請求などにより、情報公開請求の件数が増加の傾向にあります。このことに伴い、職員の通常業務が停滞し、多大な労力とコストがかかることが問題となっております。他の自治体におきましても、営利目的の請求や大量の請求など、公開請求する権利の乱用が問題となっており、乱用的な請求を許否する旨の規程を設けたり、手数料を徴収する自治体などもあるようです。岩出市におきましても、乱用的な請求があった場合の対応が課題であると考えてございます。

次に、2点目につきましては、現在、閲覧可能な情報については、各担当課のカウンターに設置するなど、閲覧をしていただいております。また、市ウェブサイトや広報紙などでも積極的な情報の提供に努めているところであり、現在のところ、コーナー設置の考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まことに後ろ向きな答弁、市長、どう思いますか。

私は、各地方自治体の窓口に行って、近畿圏でありますが高槻、大東、それから枚方、大阪、西宮、泉大津、堺、全ての市町村、和歌山市においても当然ですが、情報コーナーセンターを設置をして、そこに全ての今持っている市の情報を集約して、そういうコーナーを設けて、自由に見ていただく、自由に閲覧していただく。それから、あるいは審議会なり教育委員会の会議の内容、これら全てについて閲覧できるコーナーを設けて、各自が請求する場合は、各自でコピーをして、これは10円要るわけですが、その必要なところをコピーして持ち帰りができるというようなところが多く設置をされております。

そういう意味では、情報をいかに市民に知らせていくのか。今の総務部長の答弁では、情報を営利目的とか乱用されているんだと。だから、これは制限するんだと。後ろ向きの答弁と言わざるを得ません。

市民は知りたい情報をいつでも見れる、これが一番大切であり、それに対して、行政は説明責任を果たしていく。まさしく、これこそ市民との間のコミュニケーションであり、このことをしない行政は、現代の流れからおくれをとるという状況にならざるを得ないと思います。

その点については、全国の市民オンブズマンが全都道府県を対象に、情報公開ランキングを発表しましたが、一番上位は北海道で、2番目が札幌市でありました。この情報公開制度の目的は、公平で透明な行政の推進、行政への市民参加の促進、行政運営に関する市民の監視機能、市民生活の充実などが主な目的であり、今の部長の答弁は、全く時代の流れに逆行する答弁と言わざるを得ません。

岩出市民に対して、もっと多くの情報を提供して、そして、その中から市民と市民の判断を求める、そういう姿勢がなければならないと考えております。

再度、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

情報公開の件でございますけども、先ほども私答弁させていただいたように、各課に配置しております閲覧可能な情報については、各担当課のカウンターに置いて配備をしてございます。それを閲覧することができます。

尾和議員おっしゃるようなコーナーの設置についてでございますけども、コーナーに大量な情報を集めることによって、逆に、市民の方が検索するのに難しくなる、こういうことも考えられます。そういうふうなことも鑑みしまして、現在のところ、コーナーの設置は考えておりませんということであります。

それから、情報については、市のウェブサイトであるとか、広報紙などでも積極的に情報の提供に努めておるところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再々質問を行いますが、全く時代に逆行する答弁でありますので、これ以上言うても、岩出市の体質というのは変わらんのかなと思いますが。私は、こういう情報については、市民の財産であるわけです。あなたたちのものではないんで

す。市長のもんでもなし、執行部の部長のもんでもないわけです。そういう資料は、市民が見て初めて判断をすることができる。そういう立場で、今後も情報公開については、公開度を上げていく、そういう取り組みを積極的にやるべきだということを強く求めておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

情報の公開については、先ほど来から答弁しているとおりでございます。なお、情報の不明な点がございましたら、総務課にご相談いただければ、担当課にご案内をさせていただきたいと存じます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

道路工事についてであります。

道路整備について、施政方針の中で、市道押川根来線に関して、中芝市長は、事業箇所が山間部であることから、難工事が続いておりますが、本年5月末の全線完了に向けて取り組んでまいりますということ述べられました。しかし、当初の予定は4月供用開始であったと思っております。なぜ、率直におくれたことを言わないのか疑問であります。私が気づいたのは2月の初めごろであったと思うんですが、のり面が大きくえぐられ、泉佐野岩出線から北進していきますと、崩れて崩壊している箇所が目にとまりました。私の目を疑ったんですが、あれは崩壊しているなということを知ったのは、現地クリーンセンターから回って、火葬場に行き、見た現場であります。まさしく、目測で、幅30メートルから高さ30メートル近いところが崩壊をしておりました。

そこで、この工事について、3点お聞きをしたいと思います。

崩壊したのはいつで、その原因は何なのか、復旧工事の予定とその費用は幾らかかるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

それから、これとは直接関係ありませんが、岩出市内の道路管理について、道路管理システムを構築して取り組む必要があるのではないかなど。土木課の職員のみでは、1人の目より2人の目、2人の目より3人の目で道路の状況を見ていく。これは非常に大切なことでもあります。私たち市民も、道路の陥没やそういう異常

が発生したら、すぐ担当課に連絡できるようなシステムづくり、これが求められているように常々感じております。

住民の人の協力を得て、日常的に、側溝のグレーチングの脱落、路面の凹凸などを身近にお住まいの人からの情報を受ける体制を構築して、大きな災害にならないために防止対策をつくっていく、そのことが大切やと思いますが、岩出市の、いわゆる通称岩出市道守くんという形で、各地方自治体で取り組んでおる名称を使いましたが、そういう制度を活用していく考えがないのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 道路工事に関してのご質問にお答えします。

道路工事について、崩壊したのは平成27年10月26日です。

原因についてであります。当初計画において、社団法人日本道路協会発行の道路土工一切土工・斜面安定工指針に基づき、のり面の水平距離で30メートルから50メートル程度の間隔でボーリング調査を行うこととの記述から、当該のり面の水平距離が最大35メートルで、おおむね一律の勾配斜面であり、過去に地すべりが起こった形跡もないため、当該計画のり面の最上部と最下部で地層の厚みを確認するため、2本のボーリング調査を実施しました。

このボーリング調査結果により、崩れやすい岩層である強風化砂岩が表面から約2メートルの厚みで一律に分布していると推定していましたが、崩壊後、新たに当初ボーリングの中間部で、2本のボーリング調査を実施したところ、表面から、最大約8メートルの深さまで強風化砂岩が分布したことが判明し、切土のり面を抑えるロックボルト径19ミリの鉄筋が、支持層の岩盤である軟岩Ⅰまで挿入できていなかったことが崩壊の原因であります。

次に、復旧工事の予定とその費用についてですが、今回ののり面崩落に伴い、工法をロックボルトからグラウンドアンカーに変更し、6,137万2,080円の増額を行っています。また、工期については、3月17日に繰り越しの承認をいただいたところであります。現在は、変更した工法により早期完成を目指し、再度の崩落がないよう、安全管理を徹底して、慎重に工事を進めているところです。

次に、道路管理システムへの取り組みについてであります。本市の道路管理については、道路パトロールによるものや住民の方からの連絡などをもとに、現地確認と対応を実施しています。

なお、通告にあります道守くんは、京都の大学で開発中の道路管理システムで、

ウェブ上の地図を使って、位置情報を持ったデータを総合的に管理加工し、高度な分析と迅速な判断を行えるとのことで、都道府県レベルの面積を持った管理者に有効であると考えられます。

本市の道路管理につきましては、市民ニーズに対して、既存の住宅地図等で十分迅速に対応できていることから、このようなシステムの導入は考えておりません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。このような崩壊の事故が起きた原因については、いわゆるどこが責任なのかということが明確に言われておりません。いわゆる岩盤部分が当初の設計の段階で、さらに砂岩があって、奥に岩盤部分があったということでもあります。当初の岩出市の税金を使ったのは約8,000万円だと記憶しておりますが、さらに6,100万円も市民の税金を上積みして使っているわけですよ。その責任は誰にあるのかと。設計段階なのか、それとも施工段階なのか、これを明確にしない限り、二度とこのような事故が起きないとも限らないわけでもあります。

それを明確にして、次の作業にする、これが教訓にするということが大切やと思うんですが、アンカーピン、アンカーボルトとも言われますが、岩盤に届いたというのが届いてなかったということですから、施工なのか、いわゆる設計ミスなのか、これについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、道守くんの問題であります。これは私は、長崎県なり、それから、今言われました京都でそういうことが行われ、県段階ではいい方法だねというんですけども、決して県段階じゃなくして、市町村段階でも、これは活用できる1つのツールだろうと。大きなことを市民の皆さんに求めるのではなくして、市民の声を上げていく。そして、こここのところ、おかしいよねということがあれば、そこに連絡をしていく。そういうようなシステムづくりをつくっておればいいんじゃないかなというふうに思っております。

長崎県の、これは資料なんです。長崎県では470人の道守くんをつくって、インフラの管理や安全、住民の力を活用して、昨年は149件通報があって、事前にそれを改善したと載っております。技術的な土木施工の主任とか、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸線とか架橋とかいろいろありますが、ただ、身近なところで起きている現象、それを挙げていくということは、決して、そんなに困難なことではないと思います。

今でも、市民の皆さんが土木課に連絡をして、その都度、改善されていると思う

んですが、そういう役割を担う人を岩出の中であつていく。そういうことが求められているのではないかと思います。再度お聞きをしたいと思います。

「・・・（通告外の発言）・・・」

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、設計段階のミスか施工段階のミスかというご質問ですが、先ほどもお答えしたとおり、設計時においても、施工においても、基準書どおり行っておりますので、ミスがあったとは考えておりません。

それと、6,137万2,080円が丸で無駄になったかのようなご質問であったかと思うんですが、これにつきましては工事の変更請負額は1億4,917万7,160円となっておりますが、設計当初から崩れやすい岩層である強風化砂岩が表面から最大8メートルの深さまで分布していることがわかっておれば、工事費は1億3,905万5,400円となって、その差額は1,012万1,760円となります。

それから、道守くんですが、私、勉強不足で、長崎県のものには存じてないんですが、京都道守くんに関しては、先ほど言いましたとおり、非常に高度なシステムで、お金もそれなりにかかると思われまふ。本市の場合は、住民から多数の情報が寄せられるんですが、その都度、住宅地図等で迅速に対応できていますので、このようなシステムは必要ないと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、事業部長は、当初の予算では幾らで、今回の補修で6,100万かかった。合計、全体では安いんだと。いわゆる軟弱な砂岩がありながら、設計の段階でそれをなぜ精密な設計をしないのか、私はそこを言っているんですよ。

結果は、崩壊をしたわけでしょう。崩壊をするような軟弱な地盤があつたということをおきながら、それをもっと具体的に、そういうことが起きないようにするためにしておけば、当初の金額で工事が終わっているはずですよ。供用開始も4月初めからできるわけですから、そのことを市は責任を感じないのかということをおきながら、再度ご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

決して当初からわかっていたものではありません。最初の答弁したとおり、基準書に基づいて、30メートルから50メートルの間隔でボーリング調査を行うこととなっておりますので、当初は2本のボーリングしかしておらなかったと。それで、深い、最大8メートルまでの強風化砂岩がわからなかったと。崩れた後に、再度調査してみたら、それが初めてわかったということです。

それと、当初の金額でできておったということですが、そうではなくて、当初から8メートルの深さがわかっておれば、1億3,905万5,400円必要だったということです。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

貧困問題についてであります。貧困や生活の困窮、高齢化世帯や非正規雇用世帯、ひとり親家庭、子供の貧困など、あらゆる世代に広がっております。また、要因も複雑化しております。厚生労働省の国民生活調査によりますと、日本の総体的貧困率は、2012年で16.1%、OECDの最新統計でも、日本は16%、加盟国34カ国中ワースト6位であります。日本では6人に1人が、年間122万円未満の低所得の暮らしを強いられており、経済格差にあえぐ貧困層は確実にふえております。

先般、18歳の子を持つお父さんから、大学に入学したんだが、入学金がない、どうすればいいのかという相談を受けました。私は、社会福祉協議会へ相談に行き、必要な手続を行うよう、窓口の紹介をさせていただきました。身近な問題として、この貧困問題、今、クローズアップされ、全国的にも問題を多く抱えている課題であります。

そこで、岩出市において、過去3年間の市内小中学校の要保護児童生徒数、人員、保護率、うちひとり親世帯、それから、過去3年間の市内小中学校の準要保護児童生徒数、要保護生徒の高校、大学等への進学率をお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、貧困の連鎖を防止することについて。

生活困窮者自立支援制度における市生活支援センター事業について。

岩出市において、利用者の相談受け付け状況、年齢構成、男女比、相談内容、こ

こについてお聞きをしたいと思います。

3番目に、今後の対策であります。厚生労働省人口10万人当たり、月20件の目標を設定して、厚生労働省は訪問して相談するといった掘り起こしが十分でないとの分析をしております。

そこで、岩出市においては、相談実績の向上や総合的サービスをワンストップで提供できる体制の確立など、今後の対策についてどうされるのか、お伺いをしておきたいと思います。

それから、任意事業ではあります。学習・就労支援、生活困窮者への支援について、お聞きをしたいと思います。

それから、教育問題についてお聞きをしたいと思います。

学校における子供と向き合う時間の確保についてであります。公立小中学校教職員の超多忙化により、子供と向き合う時間が十分に確保されていないとの意見が相次いでおります。しかし、平成32年度の英語の教科化による授業時間の増加、防災学習やお金の使い方など、教育の増加や教員の外部講師による各種研修などがふえ、トイレに行く時間もとれない状況になっております。また、帰宅後、翌日の授業の準備のために夜中まで仕事を行い、まともに布団に寝ることができない教職員もいると聞いております。

私は、それを改善するために、5番目に、現在、帳簿の簡素化等について、現在、どういう帳簿があり、その帳簿の簡素化について、お伺いしたいと思います。

指導要綱の電子化や学習指導計画案を数字管理簿にしたり月案にするなど、簡素化して、子供と向き合う時間をふやすべきだと考えておりますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

6番目に、部活動に関する指導についてお聞きをします。

中学校などの部活動の顧問を務める教員の多忙の問題を改善しようと、若い先生らが、教員に部活顧問をする、顧問をしない、選択権を求める全国の署名が約2万2,000人集約されて、各県の段階でも、部活動に関する情報交換で、土日のいずれかを休業日にするなど働きが強まっております。ある市では、市教委が週に一度の休業日を設けることを啓発するポスターを掲示し、部活動の過熱化の抑制を求めています。

文科省の調査では、中学校教員の9割以上が部活動を担い、一昨年に発表されたOECDの国際教育指導要綱調査でも、日本の中学校教員の部活動に要する費用は、3カ国中、平均の3倍以上であるということをおっしゃっております。中央教育審議会

も、昨年の暮れに、部活を支援する教職員以外のスタッフ、部活動指導員の制度化を答申し、文科省は、学校職員として法令に位置づける方針を検討し、部活指導の負担軽減について検討をしております。

岩出市の部活動の負担軽減の取り組みについて、どのようにされているのか、お聞きをいたします。

7番目に、労働教育、いわゆるワークルール教育の推進であります。

ブラック企業が横行する中、労働者や使用者に労働法などのワークルールを身につけ、ワークルール教育推進法案が超党派の議員で今国会に提出を検討され、日本労働弁護団もワークルール教育の推進に関する法律を発表しております。ワークルールに関しては、中学校を卒業しますと社会人になり、その中で労働トラブルが多く発生して、高校生や大学生のブラックバイトの問題や社会問題になっております。これらの問題について、義務教育の段階からワークルール教育の必要性が高まっていると考えております。

岩出市においての方針をお聞かせください。

8番目に、最後に、働く人の権利を守る学習の推進であります。

児童や生徒の発達段階に応じて、学校での授業やキャリア教育、経済教育の中に働く人の権利を守る学習の機会を設けることを検討すべきであると考えております。市の所見をいただきたいと思っております。

できましたら、教育委員長のほうから総括的な答弁をいただき、その後、よろしくお願いをいたします。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の貧困に関する1点目、子供の貧困に関してお答えします。

過去3年間の要保護児童生徒数は、平成24年度4名、保護率は0.07%、要保護児童生徒4名のうち、ひとり親世帯対象者は4名でございます。平成25年度、同様に3名、保護率は0.05%、ひとり親世帯3名、平成26年度、6名、保護率は0.1%、ひとり親世帯対象は6名となっております。

次に、過去3年間の準要保護の児童生徒数ですが、平成24年度、704名、平成25年度、679名、平成26年度、644名です。

次に、要保護生徒の高校・大学への進学率ですが、平成26年度では高校へは2名中2名、進学率100%、大学等へは5名中2名で、進学率40%となっております。

次に、ご質問の5点目、諸帳簿の簡素化等につきましては、指導要録等を書面に  
変えて、電子的記録とすることは可能であります。但し、原本の改ざん防止や長期保存  
等への対応、また個人情報保護等の観点から、強固なセキュリティー対策を要する  
ため、現在のところ、導入は考えてございません。

次に、6点目の部活に関する指導ですが、学校において教員1人だけの負担とな  
らないよう、チームで対応したり、外部指導者により負担の軽減に取り組んでいま  
す。

次に、7点目の労働教育、ワークルール教育の推進及び8点目の働く人の権利を  
守る等の推進につきましては、学校教育において、公民分野などで発達段階に応じ  
て、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた必要な能力を育むためのキャ  
リア教育に取り組んでいます。

特に、本市におきましては、中学2年生時に、家庭・地域社会が連携協力して、  
職場体験を3日間実施しており、働く体験を通して学ぶことや働くことのとうとさ  
を実感させ、学ぶ意欲を向上させています。また、将来の社会的・職業的自立の基  
盤となる資質、能力、態度を育てることで、望ましい勤労観、職業観を育てており  
ます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の5番目、貧困についての2点目から4点目  
について、一括してお答えさせていただきます。

生活困窮者自立相談支援事業として、平成27年度の相談件数は、2月末までで8  
件でございます。年齢構成についてでございますが、20代が1人、40代が4人、50  
代が3人となっております。男女比については、男性が4人、女性が4人でありま  
す。相談内容としましては、個人情報保護の観点から、詳細には申し上げられません  
が、主に安定就労についてのご相談でございます。

それから、今後の対策についてでございますが、これにつきましては、現行制度  
の中で対応していくということになります。

任意事業につきましては、現時点において、他市の動向を注視していくというこ  
とで、当面は相談支援等必須事業の充実に努めていきたいと、このように考えてご  
ざいます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 貧困問題であるんですが、ご答弁いただいた中で、人員についてはわか

ったんですが、ひとり親の世帯数とか保護率、これについてご答弁がありません。再度伺いたいと思います。

それから、要保護・準要保護児童、これについては、25年度事業対象、岩出市教育委員会平成26年度の資料で読ませていただきましたが、小学生で386名、中学生で295名ということであります。今、ご答弁を見ますと、かなりふえていると。数字はちょっと今控えを忘れましてわかりませんが、これらの児童に対する支援、どうしているのか。

この支援の内容について投書をいただきました。投書の中で、小学校を卒業して中学校に入る場合に、義務教育なんですけど、中学校へ入るときに、ジャージとか制服とか買うのに、約9万円からかかるんだと。小学校から第一、第二中学校に入るのにかかる費用が、全部合わせて9万近くかかると。これについて何とかしてほしいよ。

卒業生にとっては、制服も買えないという状況の中にもありますので、私は、一面提案をしたいんですが、中学校を卒業されて、もう中学校の制服はお使いにならない。妹さんがおられたら別なんですけど、弟がいたりする場合はね。そういう場合に、制服を新しく中学校に入る人にリサイクルして譲っていったらどうかと。着れないものは別にして、そういうような手だても、教育委員会のほうで1つの案として、要らない衣服があったら学校におさめてくださいと。それを活用していくとか、こういうような1つの提案なんですけども、そういうような形にして、要保護・準要保護児童に対して手当てをしていくことも大切ではないかと思えます。

それから、部活あるいはワークルール、働く人の権利の問題、これについては、この指導要綱、管理、評価、一言も触れてないんですね。ぜひ、教育委員長、この総括の中で、今年度の方針の中にうたっていただいて、1つでも2つでも、児童の将来のためにもそういうような教育を掲げていただきたい、そのように思いますが、お聞きをしておきたいと思えます。

○井神議長　しばらく休憩いたします。

午後1時20分から再開します。

休憩 (12時05分)

再開 (13時20分)

○井神議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

- 中村教育委員長 労働教育やワークルール、働く人の権利を守る教育の推進についてであります。学校教育については、毎年度作成する岩出市学校教育の指導と方針をもとに、学校教育が進められております。

その中に、これまでも時代に即した教育の推進として、キャリア教育の推進を掲げております。加えて、来年度は主権者教育の推進も掲げ、学習指導要領にのっとりこれらの教育を進めてまいります。

- 井神議長 教育部長。

- 秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

教育委員長が3点目についてお答えしましたので、再質問の1点目、要保護児童生徒のうち、ひとり親家庭の児童生徒についてお答えいたします。

平成24年度、要保護児童生徒4名中、ひとり親家庭の児童生徒は4名です。同様に、平成25年、3名中3名、平成26年、6名中6名となっております。

再質問の2点目、貧困に対する支援、入学準備等についてであります。経済的支援としまして、就学援助制度があり、その中にも新入学用品費が含まれてございます。また、制服、体操服等の寄贈について触れられておりましたが、両方の中学校で一部対応してございます。

- 井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 今ご答弁いただきました。教育部長のほうから要保護・準要保護児童について4名ということであったんですが、先ほどの答弁も関連するんですけれども、26年度の資料によりますと、小学校では386名、中学校では295名の要保護・準要保護児童がいてるということをおっしゃっているんですが、これと今の答弁とは食い違いがあるのではないかと思います。それとあわせて、学習支援のほうはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

- 井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

- 秦野教育部長 まず、人数関係についてであります。私がお答えさせていただいたのは、要保護児童生徒についてお答えをさせていただきました。ちなみに、準要保護世帯のひとり親家庭につきましては、平成24年度、656名、平成25年度、625名、平成26年度、607名となっております。

それから、2点目の学習支援につきましては、各学校で放課後の補充学習を行っ

ているほか、中学校では土曜学習教室を開催して、特に低学力の生徒に対応してご  
ざいます。

○井神議長 これでは、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出第二中学校の自死についてお聞きをいたします。

新聞報道によれば、これは教育長が12月の議会で報告されたのと関連するんであ  
りますが、岩出第二中学校4階非常階段から2年生の女子生徒が転落したと。その  
後、この女子生徒は亡くなられたという実態であります。市教委として、同校から  
女子生徒に関する、いわゆるいじめやトラブルの報告はなかったということであり  
ます。

私の知る限り、学校内での施設で自死する事件は、今まで聞いたことは過去あり  
ませんでした。この地においても、今、全国で起きている事件同様、発生している  
ことに衝撃を受けていると同時に、父兄の間でも他人ごとではないと言われており  
ます。この機会に、行政として、議会としても、この一翼を担う問題に対して、真  
剣に取り組む必要があると私は強く思うのであります。

そこで、岩出市教育委員会に対して、以下の点について質問をさせていただきます  
す。

まず、その事件の経過と原因及び要因は何だったのか。3カ月が経過しております  
ので、まとめられていると思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、施設内において起きた事件に関して、その責任をどう感じておられる  
のか。

3点目は、岩出中学校の対応について、どのようなことをされてきたのか、その  
後の対策についてお聞きをしたいと思います。

それから、4番目に、この女子生徒に対する賠償問題について、市の責任の關係  
についてであります。どのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員ご質問の6点目の岩出二中の自死について、総括してお  
答えします。

昨年12月11日、岩出第二中学校で発生した女子生徒の転落事故については、事故  
発生時には意識はあったものの、医療機関等の懸命な救命処置にもかかわらず、12

月18日、とうとい命が失われました。

学校現場で生徒の命が失われるといった、あってはならない事故の発生に対し、今後、安全安心の教育の推進に向け、学校、家庭、市教育委員会、関係機関等が密接に連絡し、対応してまいります。

詳細につきましては、教育長からお答えします。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の6点目についてお答えします。

まず、1点目の経過と要因分析ですが、昨年12月11日午前7時20分ごろ、岩出第二中学校北校舎、西側非常階段4階踊り場から女子生徒が転落するのを市民の方が発見、学校に通報し、教員が現場に駆けつけるとともに、119番通報を行っております。

その後、救急車が到着し、当該生徒を県立医科大学附属病院に搬送しております。集中治療室での治療が行われておりましたが、12月18日午前7時10分、治療のいかなく当該生徒がお亡くなりになりました。

諸調査の結果や当該生徒の保護者の話から、当該生徒がいじめに遭っていたという事実は出てきておりません。また、警察においては、当該生徒のスマートフォンの記録等を確認されたようですが、事件性はないと判断されているようです。これらの状況を鑑み、原因は個人的な事情によるものと考えられております。

なお、原因については、当該生徒の尊厳やご遺族や周りの生徒たちの心情を鑑み、これ以上の追及はしてございません。

また、2点目の市の施設において事故が起こった点ですが、もちろん岩出市の施設で発生した事故であるということは重く受けとめております。今後、このような痛ましい事故が発生しないよう、学校、家庭、市教育委員会、関係機関等がより連携を強固にし、安全対策に取り組んでまいります。

次に、第3点、第二中学校の対応と対策ですが、事故発生後、体育館で全校集会を開き、学校長から生徒たちに、転落事故があったこと、命の大切さについて、冷静に行動すること、間違った情報や想像で話をしないこと等について指導を行いました。その後、各教室でホームルームを行い、各担任からも同様の指導を行いました。また、県教育委員会から、スクールカウンセラー2名、臨床心理士1名が派遣されるとともに、12月25日までカウンセリング体制を構築してきました。翌日の12月12日、土曜日ですけれども、体育館で保護者会を開催し、210世帯約300名の保護者が出席し、学校長から事故の概要と今後の学校の体制等の説明の後、県教育相談

室長から生徒の心のケアについての説明がありました。

また、今回の事故を契機に、学校では相談シートやSOSキャッチシートを作成し、これらを活用しながら、これまで以上に生徒の心に寄り添い、生徒の小さな変化を見逃すことなく、適切な指導が行えるよう努めております。

次に、4点目の賠償に関してですが、今回の事故は、性質上賠償は考えておりません。しかし、学校施設内で発生した事故ということで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に基づいた死亡見舞金の給付請求を進めているところであります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の第二中学校における事故についてであります。私は違和感を感じたのは、当初、教育長がプレスに発表されました事件で、転落をしたという表現が使われました。転落というのは、故意にその本人が誤って落ちた場合を転落というのであって、今回の場合は、状況判断しますと、みずからそこに飛びおりて、自分の命を絶ったということですので、転落という表現がふさわしくないというふうに、私はその点について指摘をしておきたいと思っております。

この事件に関連して、私宛てにメールが届きました。ある学校に通っている生徒の皆さんですが、ちょっと読み上げたいと思っております。

私は早く原因を突きとめてほしいと思っております。学校側がいじめはないと言っていますが、何もない人間が自殺を図ると思えません。私の娘も同じ学校の同じ学年です。ことしの5月から友達関係・人間関係で仲間外れにされ、不登校になっております。もう7カ月がたちますが、学校も教育委員会も何もしてくれません。たった1人の子がした行動で、たくさんの子を巻き込む今、ひとり耐えている娘、日々、孤独と闘っております。学校には行かせたいけど、こんな白状な先生やうそで固められた学校には安心して預ける勇気がありません。恐ろしい。下の子も、再来年、中学生、今から不安です。一日も早く安心できる学校、安心して通える環境を望みます。今回の事件も学校からは何も連絡ありません。学校に通っていない家庭は関係ないのでしょうか。ますます不信感が増してきました。岩出市、何かにおいて残念な市です。長々と済みません。

時間的には、3カ月経過しておりますので、若干変わってきておると思っておりますが、そこで、私は、自殺におけるサインが学校内で事前にキャッチできるようなシステムづくり、危機管理マニュアル等が確立されているのか。文科省あたりでは、具体

的対策として打ち出しておりますが、岩出市において、危機管理マニュアルについて整備をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

私からの説明については、みずから柵を越えて転落した事故であるというふうな説明をさせていただいたということでございます。

2点目の件につきまして、学校では、対応マニュアル等を完備しているのかということでありますが、この点につきましては、各学校の年度当初に作成する要覧等について、危機対応のマニュアル、万が一の対応等について書かれておりますし、今回の件につきましても、第二中のほうでは、そのマニュアル等にのっとり、そして市及び県教育委員会、関係機関ともよく連絡をとりながら、学校が一丸となって対応いただいたものというふうに考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1点だけ言っておきますと、教育長は、12月14日、この第二中学校で発生した転落事故についてということで、この議会で報告されているわけですよね。だから、今言われたことと若干違うんではないかということ指摘しておきたいと思えます。

それから、スポーツ保険で何らかの補償をするということですが、これは上限幾らなのか、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問について、お答えします。

先ほども述べたように、みずから柵を越えて転落した事故として、私は述べたつもりでございます。

それから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの件につきましては、現在、請求を行っているところでありますので、今後、調査等がございますけれども、詳しいところは、今のところわかってございません。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、プール事故死についてであります。

昨年8月27日、市民堀口プールで5歳児の児童が溺れて、その後、7カ月近くが経過しております。損害賠償金については1,200万ということでありましたが、示談に入って、正式に示談をしているのかどうか。賠償金を支払ったからといって終わったわけではありません。それは、遺族との間での解決であり、今後、いかにして二度と起こさないようにすることが、市行政には求められているものであります。この間、この問題について、事故の詳細な分析はいまだに公開されておられません。

そこで、2点についてお聞きをしたいと思います。

今現在、各委員会等々でどのような議論がなされ、集約されているのか。また、具体的危機管理マニュアルが既にできているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、この死亡事故に当たって、岩出市のとるべき方針、今後の方針をあわせてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の7番目、プール事故死について、一括してお答えいたします。

まず、事故の詳細な分析はできているのかについてですが、平成27年第4回岩出市議会定例会でお答えしたとおり、この事故が起こった直接な原因として、監視員は、本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや大プールに入った瞬間を見ていなかったということであり、これらについては、監視員等に対する教育や訓練が不十分であったと考えております。

こういった反省点を踏まえ、今後の方針としまして、それらを新たな安全管理マニュアルに反映しており、マニュアルに記載した事項は確実に実行し、事故の再発防止に努めてまいります。安全管理マニュアルはできてございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問7番目の2点目の質問について、お答えをいたします。

今回の事故は、市の施設で起こった死亡事故であること及び本児が市の園児であるということ強く受けとめ、ご遺族の気持ちに寄り添い、誠意を持って話し合いで解決するよう、教育委員会に対し指示してまいりました。

その話し合いの中で、ご遺族の一番のご要望は、事故の再発防止であるという報

告を受けています。今後、多くの市民の方に安全にプールを利用していただくため、安全管理マニュアルの見直しや、平成28年度では、プールの安全対策の工事を行い、監視員の質の向上、施設の安全性の確保に努めてまいります。

なお、平成28年度の市民プールの運営につきましては、教育委員会全体でも難しい場合は、全庁体制で取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長並びに市長のほうからご答弁をいただきました。私は、この事故防止に対して、もっと具体的に詳細にやられたのかなということでは思っていたんですが、教育長も教育委員会の委員長も同席されておりますのでお聞きしたいんですが、教育委員会の議事録を取り寄せて見ました。それから、総合教育会議、この中身も取り寄せて議事録を拝見をすることにしました。

しかし、この事故のことについて、教育委員会で議事録の中に一言も載っていないんですね。教育委員会で議論をされて、まとめられたのか、甚だ疑問に思わざるを得ません。どの機関で、どういうところで具体的にやっていたのか、それをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

報告とか記録等につきましては、再発防止に向けて、新しい安全マニュアルを作成するという点において、まとめてございます。

この報告書というのは、公表等につきましては、最終集約として、ご遺族との示談が成立した後というふうなことで公表を考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、岩出市の特性である県下一若い自治体としての子育て支援や支援策の問題を取り上げます。

まず最初に、木育について質問を行います。

木育とは、国の施策における外材輸入に伴う国内の森林荒廃や花粉症の一因にも

なっている杉の植林などが、この間進められてくる中で、日本における経済問題の一環として、木の活用を進めて、国土の荒廃を食い止めようと取り組まれてきたのがもとになっています。

北海道庁が主導して、平成16年9月に発足した木育プロジェクトから出発をして、平成17年3月には、木育の理念や木育を進めていくために必要な施策が、木育プロジェクト報告書という形で取りまとめられてきています。

その後、平成18年9月8日に閣議決定された森林・林業基本計画に、市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携、協力しながら、材料としての木材のよさや、その利用の意義を学ぶ木育とも言うべき木材利用に関する教育活動を促進すると、計画の中にも書かれてきています。

木育とは、木材を利用していくための普及活動にとどまるものだけではなく、木材を利用することを通じて、「産まれた時から老齢に至るまで、木材に対する親しみを持つ。」、「木材の良さや特徴を学び、その良さを活かした創造的な活動。」、「木材の環境特性を理解して、木材を日常生活に取り入れること。」ということなどが位置づけられてきています。

この岩出市で、なぜ木育が必要なのか。それは将来を担う子供たちに対して、木育を通じて、さまざまな素質を持った人間を育てられる。そういうことから、木育が本当に必要だと思うんです。例えば、森林育成活動へ参加する人や自然環境、また生活環境について、みずから考えて行動できる人などを育む、そういうきっかけとなる活動であると位置づけられますし、岩出市において、木というものを通じて、赤ちゃんから高齢者の方までの人づくり、人を育むという点において、まさに必要性が求められているものです。この木育という点で、岩出市としてどう取り組んでいくのかが問われていると私は考えます。

まず、その点で最初にお聞きをします。

この木育という点において、岩出市としての認識はどういうふうにご考えておられるのか、また、どういうふうにご思っておられるのかという点です。子育て面、経済対策面など、生活福祉部、教育委員会、事業部、全ての部署に関係してきますので、部局ごとに、この木育という点での認識、これをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、子育てに木を生かす取り組みというものが、今、全国的にいろいろな各地で行われていますが、子育て支援策の一環として、岩出市としても積極的に木育に関するイベントや取り組みを進めるべきではないかと考えます。

保育園で、園児が県内で育った木で作られた玩具を使って遊ぶということや、

園児が木のぬくもりに触れる、そういう場をつくる、そういった取り組み、小学生が森林の持つ機能の学習とあわせて、木を使った工作を行う取り組みや、また、市として事業をされている、ふれあいまつり、いわで夏まつり、市民運動会などでも、木育の視点・目線を盛り込んだり、また、子育て支援策として、新たなイベントの開催なども考えてはどうかと考えるものです。イベントの面についての考え、これをお聞きしたいと思います。

3点目として、森林・林業基本計画において、木のよさや木材利用の意義を学ぶ木育推進、こういうこともうたわれてきていますが、岩出市として、この間の取り組みと検証、これをどう市として認識しているのかをお聞きをしたいと思います。

4点目として、木育を進めるという面から、行政が地域において子育てする場所を広げていく。こういう点で、スーパーなどの企業の一角に、子供たちが安心して遊べる場所を設けてもらう、そういう企業なんかに対する働きかけや、またNPO、こういう団体などに場所の提供を行って、木のぬくもりを感じられる場所の確保や、キッズスペースを自治体のあちこちにふやしていくなど、子育てしやすい自治体づくり、こういうものも各地で進められてきています。こういうことを行うことによって、同時に、人が集まることによって、地域経済の活性化も起きてきている、そういうことも今言われてきています。

岩出市政において、このような視点で、私は行政を進めていくという上においては、こういう点での視点というのが、弱点としてあるのではないかというふうに私は思うところがあります。地域経済の活性化面、子育てしやすい環境づくりやまちづくりについての考え方、今後、どのように進めようと捉えていくのかというものをお聞きをしたいと思います。

以上、木育の点での4つの点について、質問をしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員のご質問、1番目、子育て施策としての木育についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目と3点目についてでございますが、岩出市では、保育所において、小枝や木の実などの自然物をいろいろなものに見立てたり、工夫を加えて遊ぶなど、自然や物とのかかわりの中で、身体感覚や感受性を養っていきけるよう、野菜や花を植える体験や芋掘り体験、川べりへの散歩など、木に限らず、さまざまな体験ができるよう取り組んでおります。子供の成長にはさまざまな体験が必要であり、子育

て支援を目的として、特に、木育を取り出して行うことは考えてございません。

2点目につきましては、こうした考え方でございますので、子育て支援策として木育のイベントを開催する予定はありません。

4点目のご質問につきまして、キッズスペースにつきましては、平成27年度の新規事業である地域子育て応援環境促進事業において、岩出市内の店舗等に対し設置を推奨しておりますが、特に、木に限定するものではなく、どのような素材であれ、まずは設置していただくことが子育て支援につながるものであると考えてございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 増田議員ご質問の1番目の1点目、3点目についてお答えいたします。

1点目について、事業部といたしましては、森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が定めた計画のうち、地域材利用促進に係る政策の一部であると認識しています。

3点目につきまして、国の機関である林野庁において、子供たちが木のおもちゃに触れる機会を全国に広める木育キャラバン巡回事業、木育の取り組みを全国に普及するための拠点設置、木育インストラクターの養成支援など、木育の取り組みを実施していると認識しています。

しかしながら、森林・林業基本計画に基づく施策の実施については、県と同様に、岩出市としても考えておりません。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 ご質問の木育の1点目と4点目についてお答えいたします。

市では、市内の小学校を対象に、和歌山県が実施する紀の国緑育推進事業に参加し、森林や林業、山村に関する体験や学習を行っているところでございます。この事業を通し、山村の人々の生活や環境、森林と林業との関係について、理解及び関心が深められているものと考えております。

次に、4点目の木材を使用しての地域経済の活性化についてでございますが、平成28年度において、紀州材を使用した木のぬくもりが感じられる教育委員会棟を建設する予定となっております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、各部署での答弁をいただきました。積極的にその必要性や大切さと

いうふうに答えられた部署もありますし、一方で、事業部などのように、考えていないというような後ろ向きの、そういう答弁をいただいた部署もあります。その点で、今いただいた答弁の中から、生活福祉部のほうで、企業に対してもいろんな働きかけはしているんだということも言われました。この間、働きかけられた企業、どういうところに働きかけられてきたのかという点が、まずお聞きしたいと思います。

それと、教育委員会のほうで、教育委員会棟という言葉がちょっと出たんですが、これの説明も含めて、どういうことを考えておられるのかという点、これをまずお聞きしたいと思います。

木育という点においては、岩出市の行政そのもの自身の中で、先ほど事業部長のほうは、イベント関係なんかも含めて考えていないんだということをおっしゃられました。市民の方なんかからもよく聞くんですが、岩出市というのは、本当にイベントという面では、毎年、同じような内容でかわりばえのしない、そういうようなものが多いんじゃないかというふうに思う。もう少し工夫してほしいとか、子供たちを連れて遊びに行けるような場所も、もっとあればいいけどなという声もよく聞きます。

こういう点では、イベントという点、この点では、木育キャラバンということを行っている専門的なNPOの団体なんかもあります。移動おもちゃ館というところなんですけども、若干紹介しますと、日本全国、世界各地から集めた質の高い木製のおもちゃをそろえて、見る、聞く、参加するという形の遊びのライブステージやというようなことで、コンサートとか大道芸、紙芝居、手品というようなものから始まって、段ボールの秘密基地づくり、手づくりおもちゃのコンテストとか、子供がいろんなものになりきるといふ、なりきり変身遊びと。また、音遊びというようにおもちゃづくりというようなことなんかも含めて、見て、聞いて、歌って、踊ってと、みんなで遊ぼうというようなものを開催されている、そういうようなNPOの団体なんかもあります。

場所については、市民センターとか、いろんな会館などのホール、小学校の体育館とか、指定文化財のそういう建物、そういうところなんかでも開催しているそうです。それを行ったところなんかでは、大変市民の皆さんなんかにも好評を得ているというようなことです。

私は、岩出の行政においても、こういった専門的なそういう団体なんかへの協力なんかも含めて、イベントに取り入れていくと、市の行政の中に取り入れていく、

こういうようなことなんかも考えていってはどうかというふうに思うんです。

赤ちゃんというような部分なんかの点においても、赤ちゃん木育セミナーとか、赤ちゃん木育広場と、そういうような形で親子で、小さい赤ちゃんを抱えたそういった親子さんが、いろんなおもちゃで遊んだりとか、セミナーと言っていいんですか、そういうので子育て支援に役立てていくというような部分を含めて、本当に生活の中に木を取り入れていくことのよさ、そういうようなイベントを通じて、木育のおもちゃで、子供たち、本当に感性豊かな心を育もうというようなことも、いろんなところで、やっぱり行われているんですね。

そういう点では、こういうイベント面において、専門的に行っているそういうような方なんかも含めた、そういう点なんかを取り入れて活用していくという点についての考え方、これをお聞きしたいと思います。

そして、4点目に、経済の活性化、こういうことも、今、岩出市に求められていると思うんですね。経済の活性化に木育を生かす、こういう視点で、私は行政を進めてもらえたらなというふうにも思うんです。

例えば、岩出市においての財産というものは、その1つに、私は根来塗というものがあろうと思うんです。この根来塗を通じて、経済の活性化を図っていくという、そういう視点、こういうものも私は行政に持っていただきたいなというふうに思うんです。

根来塗というのは使えば使うほど味が出る。それが根来塗だと思うんですね。だから、そういう点でいうと、根来塗を通じて、そういった木のおもちゃづくり、こういうようなことなんかも考えていくというふうなことはされないのか、そういう点、少なくとも、経済対策面というようなところで生かしていくという、そういう協議や検討、こういうことを行っていく中で、また、いろんな形のヒントとか新たな発想、こういうことも私は生まれてくるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう点では、こうした根来塗という部分なんかも通じたそういう発想、調査や研究という方向性、こういうことを考えるおつもりはないのかどうか、この点もお聞きをしたいと思います。

それと、森林・林業基本計画という部分なんかも国のほうで定められて、同時に、和歌山県の中においても、和歌山県市町村森林整備計画というようなものも、また、関連性は実際にはあるんですけどもね、別の形で、材木という部分なんかも含めてやっていこうという、そういう計画もあるんですね。その計画の中身については、全部を言うのもちょっとあれなんで、幾つか言うんですが、伐採とか造林、保育、

その他森林の整備に関する基本的な事項というようなところとか、公益的・機能別における林業等の整備に関する事項とか、森林の保健機能の増進に関する事項とか、いろんな項目あるんですけども、そうした森林・林業整備計画、こういったものなんかもあわせて、木育という視点で、岩出の部分の中で生かす方法とか視点で取り組んでいくということも、私は岩出市としても本当に大事な部分があるんじゃないかなというふうに思います。

そういう点では、岩出市には、根来山げんきの森というようなところなんかも県の施設として、そういうものもあります。だから、根来山げんきの森の皆さんなんかもと、いろんなところで、私は知恵を出し合っていく。木育という視点で、県の施設のあるそういうところで、どういうことができるのか、そういうことなんかも研究されてはどうかかなというふうに思うんです。このこともお聞きをしたいと思います。

最後に、皆さんご存じかどうかかわかんですが、2014年に第1回の木育サミットというものも開催されてきています。第2回目は2015年に行われているんですが、その中では、企業と地域がコラボレーションをしながら、木育推進している全国各地の取り組みの事例、こういうものも紹介されてきています。観光とか学び、子育て、暮らし、こういう部分のところに木を取り入れて、木のよさを最大限に引き出しながら豊かなものにしていくと、そういう木育サミットというものも行われてきています。

岩出市としても、こういうようなサミットに参加をしていって、そして、岩出市として参考になるようなそういうものを、またヒントになるようなものをつかんでいく、こういうことも私は大事じゃないのかなというふうに、本当に思うんです。こうした木育サミットというものが、ある点において、岩出市としてもこういうところに積極的に職員を参加をさせて、そして、この岩出市の行政に生かしていく、こういうことを考えてはどうかというふうに思いますので、こうした木育サミットというものについての参加についての考え方、これを最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ただいまの再質問に対しまして、事業部から産業振興の観点からお答えさせていただきます。

事業部では、ねごろ歴史資料館に紀州材を活用するなど、地域木材利用の拡大へ

の取り組みを実施しているところでございますが、市内には林業を営む事業所がない状況でありますので、岩出市としては木育に取り組む予定はございません。

それから、根来塗に関してなんですが、根来塗については岩出市の特産品でありますので、木育と関係なく、積極的にPRしていきたいと考えております。

それと、木育サミットの参加についてであります。先ほど申しましたように、木育に取り組む予定はございませんので、事業部としては参加の予定もないと考えております。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

地域子育て応援環境促進事業について、まず説明させていただきます。

この事業は、応援サイトを開設して、市民に対し、子育てを支援するさまざまな情報を総合的に提供するとともに、安心して子育てできる環境づくりに取り組む事業者を子育て応援事業者として登録するというところで、それを市民の方に紹介する、そういう事業でございます。

3月10日現在であります。18社のほうから前向きな回答をいただいております。具体的に登録できるというか、18社の主な登録の内訳でございますが、民間の企業、それから商工会、それから個人商店、こういったところから、一応前向きな回答をいただいているというところでございます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、教育委員会棟を建築するという件でございます。平成28年度に計画を予定しております新庁舎の増築につきまして、紀州材を使用するということでもあります。その新庁舎に教育委員会が入る予定としているものであります。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、生活福祉部のほうからは、企業に対して働きかけをしている中で、18社の方から前向きなことが検討されているということも言われました。ことしというんですか、今後、こうした方々に対して、そういった市として働きかけを行って、その後、それを進めていくというふうにするのであれば、会議とか、また、いろんな組織づくりというんですか、立ち上げのそういった部分なんかも必要になってくるのかなというふうに思うんですが、そういう点では、今後、今の18社の民間の方とか商工会の方とか、いろいろなことを言われたんだけど、そういう方とは、

今後、どのような日程で、今後、進められようと考えておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

それと、事業部からの答弁、本当に、私、残念だなというふうに思うんです。例えば、木育サミットというようなことなんかも含めて、事業部長そのもの自身も木育サミットという中身、私、どこまで知っているのかなというふうに思うんですね。実際、木育サミットというものを知った上で、当然、答えられていると思いますので、事業部長に木育サミット、この中身、どういうものを部長として認識されているのか、この点、改めてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

もう1点は、NPOのそういう専門的なイベントなんかで、そういう方なんかも含めて取り組んでいくという点なんかは、ちょっと答えなかったのかなというふうには思うんですが、そういう木育という、そういうことを、私、本当事業部として、最初に考えていないということそのもの自身が、木育というものについての認識という点で、私はどうなのかなというふうに思うところもあるんです。

実際には、木育ということ、そのもの自身については大切なことなのか、それともそうではないというふうに思っておられるのか、この点もあわせて、もう一度、お聞きをしたいと思いますというふうに思っています。

以上です。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

子育て環境の応援事業といいますのは、企業さん、それから各種団体において、子育てに対する何らかの取り組みをしていただいているところを市のほうに登録いただいて、こういうことを取り組んでいただいていますよということ市ホームページ、今度つくりますですけども、子育ての支援サイトのほうで紹介させていただくという事業でございまして、木育についての事業ではございません。

その中で、私のほうで何十社か直接回らせていただいております、その中で働きかけをしておりますので、それは木がどうという働きかけではなくて、子育て支援について何かしていただだけませんかということで、その中でキッズスペースを設置しているところとか、もう既にございますので、それであれば登録しませんかという働きかけをさせていただいたというところがございます。

増田議員おっしゃられるとおり、いろんな取り組みが、市行政に限らず必要やと思っております、例えば、林業だけじゃなくて、農業の側面もあろうと思っておりますし、

各種いろんな企業さんからの側面もあると思いますし、そういう団体なり企業さんなりが、おのおの子育てに何か取り組んでいただくと。木に限らず、特に林業に限らず、林業だけでなく、農業、商業、あらゆる業種を含めて、子育てに取り組んでいただいているというのを支援していきたいという事業でございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

木育サミットの中身を知っているのかという質問なんですが、私、そのサミットに出席しておりませんので、木育の活動を広めていくことを目的として開かれている会議だということぐらいしか存じておりません。

ただ、木育なんですが、これは林業の振興を目的として行われている施策と捉えていますので、林業振興という意味では、岩出市には林業を営む事業所がないということですので、事業部としては、それに取り組む予定はないということです。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、小学校、中学校に冷暖房の整備という、この点についての質問を行います。

私たち日本共産党議員団、この間、一貫して、子供たちの教育環境の改善というものも求めてきました。私も、この間、林町長の時代、中村町長の時代、そして今の現市長の中芝市長の時代、ことしで28年目が始まってきているわけなんですが、この間、こうした教育環境の改善というものも求めてきました。この間、なぜ教育環境の改善を要求をしているのか。それは岩出市の将来を担う子供たちをしっかりと育てるために、また、人として健やかに育ち、人を思いやる心を育てるためにも、安心して教育を受けられる、そういう教育環境が必要だと思うから、この間、行政に対して、それを求めてきたわけです。

今、岩出市の教育環境、どうでしょう。県下1、2位の大規模校の実態を初めとして、今回取り上げる冷暖房設備面においても、他の市町村では年度計画を立てて整備を進めているのに対して、岩出市では、現時点でも全く取り組もうとする姿勢すらありません。当然、ことしの予算を見ても、そういうふうなところ全くありません。

このような教育委員会の姿勢が、今、自治体間格差としてあらわれてきています。教育委員会として、このような格差を生じている実態をどう認識しているのか、市

の認識、これをまず伺います。

2点目として、教育委員会として、岩出市での実態、これをどのようにつかんでいるのかをお聞きしたいと本当に思うんです。子供たちの声をどのように把握をし、現場の状況として、どうなっているのかということを確認しているのかを2点目にお聞きしたいと思います。

3点目として、教育委員会の認識として、以前から、冷暖房設備、これを設置しない、こういう理由として、この間挙げられてきているものに、暑さ寒さを体感することが必要だからという、こういう認識があります。市の方針として、このような暑さ寒さを体感する必要性において、子供たちが体感することによって、どういった効果があったのか、その成果の内容と、その後の教育委員会としての議論、これはどのように結果づけがされてきたのかをお聞きしたいと思います。

4点目に、他の自治体では、クーラーを設置することによって多くのメリットが生じてきているという、こういう報告がされてきています。例えば、子供たちが落ちついて授業を受けられるようになった。授業に集中できる子供が多くなった。子供たちが、冷暖房の設備によって、いろんな積極性が出るような状況が生まれた。これ以外にもさまざまな声があります。私は、この冷暖房設置によって、メリットの声はあっても、デメリット、こういう声は、私たちが調査した範囲ではどこにもないんですね。

この間、教育委員会として、こうしたクーラーなんかも設置した、こういう自治体の調査、こういう研究などもされてきていると思うんですが、実際に、市としても、このような調査研究した中身ですね、こういうものなんかはどういうふうに捉えられてきたのかという点について、お聞きをしたいと思います。

5点目として、こうした子供たちへの教育環境の改善に向けた取り組み、これについて、今後、岩出市としてはどのような対策が必要だと認識しているのかという点、教育委員会としても、今の状況がベストだというふうには、私は考えていないと思うんです。当然、行政としても、今よりもさらにもっと改善という部分を進めていく、そういう考えがおありだと思うんです。そういう点においては、今後の計画面、そういう面についても、今後どのような考えなのかという点を1回目の質問とさせていただきます。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の「小中学校に冷暖房の整備を」について、お答えいたし

ます。

1点目の認識といたしましては、小中学校の冷暖房の設置については、現在、普通教室に扇風機を設置するとともに、日差しの強い教室には、よしずの設置や遮熱フィルムの張りつけなどの対策を講じてございます。

2点目の現場の実態把握についてですが、校長の意見や現場の声を反映し、必要と思われる保健室や特別教室にはエアコンを完備してきております。そのため、現時点では普通教室への設置は計画しておりませんが、平成25年12月の三栖議員、平成26年3月の山本議員の一般質問でお答えしたとおり、引き続き研究検討してまいります。

3点目の暑さ寒さを体感することの成果ということではありますが、暑さ寒さに対する抵抗力を身につけるといことが考えられますが、特段成果を求めるものではございません。

4点目の調査結果ですが、平成26年4月1日現在、文部科学省の調査ですが、全国の公立小中学校の普通教室に対する普及率は32.8%、特別教室で27.3%となっており、和歌山県においては、普通教室で20%、特別教室で27.6%となっております。

5点目の今後の対策として、エアコンの設置については、全国的にも環境や予算、教育施策の優先順位等を総合的に勘案しながら進めており、本市におきましても、児童生徒の安全確保を第一義に、今後も諸状況を鑑みながら、教育施策を実施してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 一番最初に聞いた自治体間格差、この点について、どう考えているのかという点、残念ながら、全くお答えになられませんでした。通告を出しているのにもかかわらず、そういう答弁をされないという点、私は本当に残念だと思いますし、通告に従った部分については、しっかりと必ず答弁していただきたいというふうに思うんです。

私は、特に、近隣の自治体なんかでも、小学校、中学校、全てのところにこれを普及してきている、そういう自治体があると。その一方で、岩出市では、そういった自治体と雲泥の差がある。同じ子供たちが教室で勉強している環境において、雲泥の差が出ているという、こうした格差が生まれているじゃないかと。こういう格差について、市として、この格差についてどのような認識を持っているのかという点、これをお聞きしたんです。改めて、この格差という点についてお聞きをしたい

と思います。

そして、体感という点においては成果は求めないと、そういうような答えでした。成果を求めないのであれば、なぜそのような対応をとられているのでしょうか。じゃあ、これまで言っていた体感ですね、暑さ寒さを体感する必要がある。さんざんこれまでこう言っているながら、じゃあ、何のためにその必要性があるのかと。実施しているのか。実際にその状況はどうか。当然、研究して、どのような結果があったのか。当然、そういうことを考えていくべきだと思いますし、その成果というものがどういう結果だったのかと。この答えを出していく必要があるはずなんですよ。ところが、市当局は、成果は求めないものなんだと。全く言い分通らないんじゃないですか。成果を求めないのであれば、そういうことをする必要がないじゃないですか。この点、再度お聞きをしたいと思います。

それと、答弁の中で、和歌山県下でも、全国的にも、普及率、こういうようなものを言われました。普及率が低いから岩出市ではつける必要がないと。よそもつけてないから、うちもつける必要ないんやと。その程度なんですか。現実には、文部科学省における教室、この基準ですね、これは夏季では30度C以下であることが望ましいと。最もふさわしい温度は、夏季では25から28度Cと。ところが、岩出市内の学校の教室の気温、この気温も教育委員会自身もよく把握されているんじゃないですか。

朝の9時には30度Cを超えている、こういう状況があるんです。そして、もう汗だくになって授業を受けている、勉強しているんです。異常気象という言葉なんかも随分前から使われてきているんですけどもね。この異常気象という、こういう言葉も通り越している以上に、実際には去年でも、日中の気温、教室の気温ですよ、34度C、35度C、こういう猛暑日が続いて、本当に暑くて表にも出られないというような状況というのは、もう何年も続いているんですよ。このような暑い状況の中で、朝から晩までクーラーもない、こういうような状況に置かれているのが、今の岩出市の小学校、中学校の生徒さんなんです。

子供を大切に、そして、子供を育てていく。岩出市の教育委員会、例えば、卒業式なんかでは、子供たちに夢を持ってください、人を思いやる心を持ってくださいと言ってるじゃないですか。教育委員会こそ、こうした今の小学生、中学校の子供さんたちに対する思いやりの心、これを持つべきではありませんか。他の自治体の教育委員会、こんな今の教育環境、これをどうにかしようじゃないか。子供たちにしっかりと育ててもらおう。適切な気温の中で勉強してもらおう。こういう考

えがあるからこそ、改善策を今とってきているんですよ。普及率がどうのこうのと、関係ないんですよ。要は、子供たちに対して思いやりの心、これを持って、行政を進めることこそ大切ではないんでしょうか。

改めて、設置していくというような考え、こういうことなんかはないのか、この点、再度お聞きをしたいと思うんです。

それとあわせて、最初にも言ったんだけど、暑さとか寒さとか、これを体感する必要がある、こう言っていたことは、実際には、体育の授業でそういうことを体感しているんじゃないでしょうか。

今、教育委員会として、調査や研究、こういうものをやっている。これまでも、いろんな議員さんから聞かれたときにも、そう答えていますということを言われました。岩出市に対して、クーラーなんかをつけてほしいというようなことを要望している、そういう団体の皆さんなんかに対しての答弁なんかでも、さまざまな観点から、普通教室へのエアコンの設置については研究中ですということなんかも、これ答えられてきています。研究中、いつ結果出すんですか。研究中と言われて2年、少なくとも2年近く研究されているんです。この研究、いつになったら結論が出るんでしょうか。

当然、研究中ということですので、設置を前提とした調査や研究、岩出市としてどのようにすれば、岩出市内の小学校、中学校にクーラーを設置することができるのかと、こういう視点で、当然研究されていると思うんですが、この研究中という中身、岩出市として何をどう研究しているのか、この点について、再度、その中身、どのようなものを研究しているのか、この点お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、お断りしておきたいんですが、エアコンの設置のみを捉えて、ほかの自治体との格差がある、それから、教育委員会として思いやりのないというふうにご発言されたと思いますが、私ども、総合的にさまざまなことを勘案しながら取り組んでおりまして、やはり教育委員会としては、子供第一でございます。誤解のないように念のため申し添えておきます。

まず、格差の点について、最初の答弁がなかったというご指摘をいただいたんですが、今も少し触れさせていただいたように、増田議員は、エアコンを取り上げて格差とおっしゃっていますが、岩出市教育委員会としては、子供の安全確保が最優

先であるという観点から、他の自治体に先駆けて、校舎の耐震化を完了しております。また、図書館の司書派遣事業などにつきましても、他の自治体に先駆けて実施しているもので、総合的に教育施策を見て格差はないものと認識してございます。

それから、体感のことについてご質問あったかと思いますが、暑いときには暑い、寒いときには寒いというふうに感じることも大切であるという答弁を以前の教育部長がしてきたかと思えます。その答弁の中、それは理由の1つでありまして、財政面であったり、教育施策の優先順位であったり、そういった理由の中の1つとして取り上げたものでございます。特段成果を求めるものではございません。

それから、暑い日の例などを挙げられておりました。もちろん何も対応していないわけではなくて、先ほども申し上げたように、遮熱フィルムを張ったり、よしずをつけたり、あるいは全ての教室に扇風機をつけております。扇風機をつけたことによって、子供たちからは喜びの声も寄せられてございます。

それから、研究の中身につきましては、和歌山県内でもエアコンの設置が進んでいる自治体が確かにふえてきてございます。そうすることによって、夏季休業を短縮して、学力向上の1つの対策としている自治体もあることは調べてございます。また、国の補助金、設置費用等について、現在、研究しているところでございます。

いつになったらというご質問だったと思いますが、引き続き調査研究を行い、財政状況、補助金の有無、他の教育施策の優先度等を総合的に勘案して、適切な時期に判断したいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私は、この格差というところですね、これは他の自治体がクーラーを設置しているという自治体があると。岩出市では実施してませんと。そういう点で格差があるんじゃないかというふうに指摘をしてきているんですよ。

教育委員会は、そういう部分だけじゃなしに、総合的な部分の中で格差はないというような答弁をいただいているんですが、私は限定して言ってるんです。クーラーという部分について、他の自治体と、実際に岩出市とでは、れっきとした差があるんじゃないですかと。こういう点についてどうなんですかと。この格差というものがあるんじゃないですかと。そして、その格差を解消していく、そういう考えはないんですか、こういう形で質問をしているんです。

実際には、市当局自身も、今、適切な時期ということを改めて言われました。教育委員会として、財源の確保とか、そういうものなんかは調査しているとよく言わ

れるんだけど、そういう調査に何年もかかるもんなんですか、実際に。1つの学校で何教室あって、そして国の補助金というのはどのぐらいもらえる。市として計画すれば、1つの小学校で、大体、東京で1つのクラスで300万と言われてます。計算してみると、岩出市で全部で6億円。6億円あれば、どう見積もっても、全ての小学校、中学校、クーラー設置できる。計算上、そういうふうな形になるんですね。それを適切に、市として進めていこうとすれば、何年の年には幾らを使って、どこの学校で、どこの学年の、そういうところにつくっていく。そういうことなんかは、計算上すぐできるはずじゃないんですか。

実際には、議員がどうなんですかと聞いて、今、調査研究中ですと。何年も何年も、これ答えられている。今も適切な時期に、それを判断しますというお答えでした。だから、私さっきも言ったんですよ。いつぐらいにその結論出るんですか。市が言う適切な時期、いつごろ、その適切な時期として判断できるのか、時期について、再度お聞かせをいただきたいというふうに思っています。

要するに、市としては、考え方としては、以前とはちょっと違って、設置の必要性はある。こういうふうに思っているんですけども、今の状況では設置できない問題がある。実施できないようないろんな問題があるから、実施できないんだという状況というふうに私は捉えるんです。そういう点では、適切な時期、こういう時期もあわせて、いつごろになるのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

格差のことにつきまして、議員はエアコンのみで格差を言っているんだとおっしゃいました。エアコンについての県内の状況を見ますと、普通教室で20%、特別教室で27.6%、これは先ほど申し上げたとおりです。岩出市では、特別教室の設置率は51.3%となっております。こういった意味からも、エアコンに限って申し上げても格差はあるとは考えてございません。

時期につきましては、調査研究については、どんどん進めていく必要があると考えておりますが、先ほども言いましたように、財政状況、それから市の他の施策の優先度、そういったことを総合的に判断する必要があると考えますので、時期については適切な時期に判断したい、そのように考えます。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時5分から再開します。

休憩 (14時50分)

再開 (15時05分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず1つ目の質問は、労働安全衛生（ストレスチェック）についてであります。

厚生労働省の資料から、近年、仕事や職業生活に関して、強い不安、悩み、またはストレスを感じている労働者が5割を超える状況にある中、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図るため、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月31日付 健康保持増進のための指針 公示第3号）「以下「メンタルヘルス指針）」を公表し、事業場におけるメンタルヘルスケアの実施を促進してきました。

しかし、仕事による強いストレスが原因で、精神障がいを発病し、労災認定される労働者が平成18年度以降も増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することがますます重要な課題となっているとされています。

こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律においては、心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容したストレスチェック制度が新たに創設されました。

この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること、一次予防を主な目的としたものとなっております。

ストレスチェックの制度の基本的な考え方として、事業場における事業者による労働者のメンタルヘルスケアは、取り組みの段階ごとに労働者自身のストレスへの気づき及び対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となる

ことを未然に防止する一次予防、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う二次予防、及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する三次予防に分けられます。

新たに創設されたストレスチェック制度は、これらの取り組みのうち、特に、メンタルヘルス不調の未然防止の段階である一次予防を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、みずからのストレスの状況について気づきを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計、分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることを事業者に求めるものとなっております。さらに、その中でストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

事業者はメンタルヘルス指針に基づき、各事業場の実態に即して実施される二次予防及び三次予防も含めた労働者のメンタルヘルスケアの総合的な取り組みの中に、本制度を位置づけ、メンタルヘルスケアに関する取り組み方針の決定、計画の作成、計画に基づく取り組みの実施、取り組み結果の評価及び評価結果に基づく改善の一連の取り組みを継続的かつ計画的に進めることが望ましいとされております。

今後、岩出市の市職員のストレスチェックについて、どのように取り組まれていくのか、これをまずお聞きをいたします。

2点目は、この実施目的は、メンタルヘルス不調の未然防止とされるが、高ストレスを個人の問題として終わらせることなく、職場改善につなげることが大切だと考えているが、どのような形で行っていくのか、これについての考え方をお聞きします。

3点目は、50人未満の事業所はストレスチェックの義務づけがありません。学校現場におけるストレスチェックの実施についてどうか。

この3点をお聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員ご質問の1番目、労働安全衛生法（ストレスチェック）について、お答えいたします。

まず、1点目の取り組みについてでございます。ストレスチェックについては、労働安全衛生法が改正され、毎年1回検査実施を義務づけられたことから、市職員

については、平成28年7月の職員健康診断と同時期にストレスチェックを行い、その後、結果に基づく面接を計画しております。

次に、2点目につきましては、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、1点目が、労働者のメンタルヘルズ不調の未然防止、2点目が、労働者自身のストレスへの気づきを促す、3点目が、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるということを目的に創設されたもので、職員のストレスへの気づきを促し、原因となっている職場環境の改善につなげるということによって、メンタルヘルズ不調に陥ることを未然に防止するという意味を持つものであります。

市といたしましては、ストレスチェックにより、職員にストレスへの気づきを促し、職員自身が自分のストレスに適切に対処し、自己管理を行うとともに、職場全体としてストレスを軽減し、明るい職場づくりを推進するために、職場環境などの把握と改善につなげてまいりたいと、このように考えております。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員ご質問の3点目、学校現場におけるストレスチェックについてお答えいたします。

現在、労働安全衛生法で義務づけられている事業所として、岩出中学校と岩出第二中学校があります。これらの中学校につきましては、岩出市に準じたストレスチェックを行います。それ以外の小学校については、ストレスチェックを行う予定はございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 ストレスチェックを7月の職員健診のときに、同時期に同じような形でやられるという答弁が行われまして、結果と面接を順次されるということですが、まず面接指導は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者に対して、医師が面接を行い、ストレス、その他の心身の状況及び勤務の状況等を確認することにより、当該労働者のメンタルヘルズ不調のリスクを評価し、本人に指導を行うとともに、必要に応じて、事業者による適切な措置につなげるためのものである。このため、面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、できるだけ申し出を行い、医師による面接指導を受けることが望ましいとあるが、こうした環境をつくり出していくという点で、岩出市として、その環境、速やかに行える体制づくり、これについてどのように、今後図っていくのかということは1点です。

ストレスチェックの結果、集団ごとの集計、分析及びその結果を踏まえた必要な措置、規則第52条の14の規定に基づく努力義務とありますが、事業者は、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましいとあります。

岩出市では、その集団分析を、前回、同僚議員が質問したときにおいて、集団分析を行うという、このように答弁がされております。この結果の取り扱いです。まず、分析については誰が行うのか。また、その結果の取り扱いに関する注意点、対策等々はどのように行っていくのか。これを2点目、聞きたいと思います。

3点目は、学校現場でのストレスチェックについてです。50人以上の義務化だから中学校ではやるが、小学校ではやらないという答弁でした。文科省の教職員のメンタルヘルス対策についての最終まとめにおいて、精神疾患により休職している教職員、人事行政状況調査結果によると、平成4年度から平成21年度にかけて17年連続して増加傾向にあり、深刻な状況とされております。

学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることが極めて重要である。また、児童生徒に対する影響だけではなく、教職員自身にとっても意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことが重要だと考えております。当然、先生を通して子供たちが学び、成長していく。そのためには教職員の健康は極めて重要だと言えます。

中学校は50人を超えているから市に準じて実施するが、小学校は必要ないという考え方自体、ちょっと私には許されないのではないかなというふうに思うんです。教職員のメンタルヘルス不調の背景には、業務量の増加及び業務の質の困難化があり、また、こうした状況は、小学校だからとか、中学校だからとか、関係ないのではないのでしょうか。

また、文科省の資料、教職員のメンタルヘルス対策についての中の文面に、市町村教育委員会によっては、県費負担教職員は、市町村の職員であるにもかかわらず、都道府県の職員であるかのように受けとめている場合も見られ、教職員の健康管理面まで十分に対応できてないこともあるため、市町村教育委員会が、県費負担教職員の服務監督検査として、健康管理面に対応していくことが求められると書かれておりました。

これに対して、小学校の教職員に対して、メンタルヘルスチェックを行う場合、実施には幾ら必要なのか、費用ですね、この辺についてお答えを求めたいと思いま

す。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、職場環境づくりをどういうふうにするのかということでございます。それにつきましては、部下が上司に相談しやすい環境、それから雰囲気、これを整えるということです。したがって、日常的に部下からの自発的な相談に応じる体制づくり、こういうふうなことを努めていかなければならないと思います。また、積極的に声かけなどを行って、心の健康問題などについて、早期発見、適切な対応を行っていく必要もあると。そういう面での環境の整備ということであります。

それから、ストレスチェックの分析についてでございます。これについては、委託先を和歌山県の県民総合健診センターにおいて行って、厚生労働省から示された評価基準に準拠して判定をさせていただくということであります。

それから、あと、注意点についてでございますけれども、職場環境などの評価のための調査とかストレスチェックを実施するに当たっては、個人のプライバシーの保護、これが一番重要かと思えます。そういうことを留意しながら、職員からの相談対応に当たっては、そこで知り得た個人情報の取り扱いに当たって、関連する法令等を遵守し、他に漏らすことのないよう対応してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、職場の改善等についてですけれども、それぞれ個人の持つストレスによりまして、内容が異なってくるかと思えます。したがって、個別の対応が必要となるケースが想定されると。それに応じて対応していきたいと、このように考えます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

対象外の小学校の先生についてということで、ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法の規定によって制度化されたものでありますが、それ以前から教員のメンタルヘルスについては、さまざまな対策を講じてきてございます。ストレスチェックのみを重視するのではなくて、むしろ今までの取り組みを充実させることが重要と考えております。

例えば、議員も一次予防が大変重要であるとおっしゃっていましたが、そういった観点から、公立学校共済組合が実施する教職員健康相談24、あるいは県教育委員

会が実施するストレス相談、こういうのも活用しておりますし、また、教員一人一人がふだんのストレスの状態に気づくために、個人用チェックリスト、こういうのも配布して、メンタルヘルスに気を配っているところでございます。

なお、1人当たりの費用につきましては、約810円を見込んでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 小学校の教師の1点だけなんですけど、今までやってきたことをさらに充実する必要があるという形で言われたと思うんです。私、それはそれですごく大事なことだと思っています。ただ、先ほど、文科省の資料の中にあった教職員のメンタルヘルスの対策についての中でも、どちらかといえば、県費負担の教員だから、市町村がやらないという、どっちかという、岩出市の今さっきの答弁では、それに近いのかなという形がされたんです。

お金が1人当たり810円という形で聞いているんですが、私が調べたところ、共済の組合に入っている先生では97円で、講師の場合は129円でできるというふうな形で聞いているんですが、ちょっとこことはまた全然違ってらんで、この辺が810円とのずれが生じているわけですが、これが1人当たりのお金ができる。だから、例えば、やったとしても、1人当たり129円で計算したとしても、そんな予算的にお金がいくというわけじゃないんですね。だとしたら、それでやめるんじゃないかと考えるわけです。

現段階において、県教委が把握しているところでは、10の市町村が、このメンタルヘルスチェック、50人以下であっても、小学校、中学校で取り組む方向を示しているという形で言われておりました。実施の費用も数万円程度で済むだろうと、しかなかからないことがわかっております。教員の健康管理面に、私は、しっかり対応していただき、子供と向き合うことが大事だと。それが子供の成長につながっていくと。そういう点では、中学校は50人を超えているからやる。だけど、小学校は50人を超えていないからやらないというのではなくて、やっぱり市の職員と同様、同じように中学校の先生、小学校の先生にもしっかりメンタルヘルスチェックを行って、自己の管理に備えていただきたいと思うんですが、再度、その辺についての答弁をお願いをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

国、県あるいは周辺の市町村全体の状況を鑑み、今後、検討してまいりたいと考えてございます。もちろん県費教職員であっても、服務監督権は岩出市にある、それは承知してございます。

○井神議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 和歌山市滝畑・山口地域への産廃最終処理施設建設について、お聞きをしたいと思えます。

これまでも2回、この問題について質問をいたしました。この問題は和歌山市だけの問題ではなく、身近な岩出市民の生活、環境にも深くかかわる重要なことだと考えております。この間、和歌山市内で行われました学習会にも参加させていただきましたが、こうした場所にも岩出市民の住民の方々、数名ではございますが、参加をされておりました。大変身近な問題として捉えていることがうかがえます。

まず1点目は、現況の把握ということで、産廃処理施設における情報収集、経過報告を初め、市としてどのような形で知り得ているのかという点です。和歌山市からの説明など、どのように伺っているのか、内容等をお聞かせください。

2つ目は、平成28年1月20日に、中芝市長名で和歌山市尾花市長宛てに要望書を提出されております。こうした要望書は、岩出市内の近隣自治会から意見が出され、市として対応されたものです。住民要望を和歌山市に提出したことは大変評価できるものであると私自身思っております。そこで、提出された内容について、和歌山市及び事業所から何らかの回答をいただいているのかということです。

要望書の内容を3点、1. 最終処分場への搬入ルートは、小中学校通学路や生活道路として重要な役割を果たす道路であるため、和歌山県側からの搬入を変更し、別ルートで搬入すること。2. 最終処分場の排水による水質及び浸透水による地下水への影響が懸念されるため、環境監視等を行い、岩出市及び岩出市内の近隣自治会に報告すること。3. 岩出市内の近隣自治会に十分説明し、理解を得ること。こうした文書が出されておりますが、これらの回答についてお答えください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市來議員のご質問2番目の1点目と2点目について、一括してお答えします。

平成27年12月4日付で事業者から和歌山市に生活環境影響調査の結果と和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例第5条に規定する事業計画書が提出されております。

岩出市では、和歌山市から資料を収集した上で、近隣自治会に報告したところ、近隣自治会から岩出市長宛て要望書が提出されましたので、これらの意見を集約し、平成28年1月20日付で和歌山市長宛てに、①として、先ほどおっしゃられました、和歌山県側からの搬入を変更し、別ルートで搬入すること。2つ目に、排水による水質及び浸透水による地下水への影響が懸念されるため、環境監視等を行い、市及び近隣自治会へ報告すること。それから、3つ目、近隣自治会に十分説明し、理解を得ることの3点について、要望しているところです。

現在、要望に対する和歌山市からの文書回答はいただいておりませんが、事業者に対し強い指導をしていただいているものと考えております。

なお、事業者から和歌山市に、平成28年2月3日付で周知計画書が提出され、また、28年2月9日付で説明会変更届が提出されております。

説明会は、滝畑地区住民を対象とし、平成28年2月20日19時から和歌山市北コミュニティセンターで開催予定となっておりますが、開催日時についての調整不足及び関係住民の範囲が不足であることから、平成28年2月16日付で条例に基づく助言として、説明会は十分な時間を確保し、住民が納得できるよう、また、多くの住民が参加できるよう周知計画の再検討をされたい。対象地域として、和歌山市山口地区、阪南市及び岩出市について、再検討されたい旨の文書を和歌山市長名で事業者宛てに発送されております。

また、事業者は、2月20日に説明会を強行しましたが、出席者はなかったとのことであります。

この助言に対する事業者からの文書回答が3月3日にあり、当市に係る部分としては、阪南市と岩出市の住民に対しては、条例第8条第1項に基づく説明会を開催する必要はないと考えているが、和歌山市の強い指導があるため、自主的に説明会を開催したい。ついては、和歌山市が業者の間に入って指導いただきたい旨の回答であったとのことで、3月15日付で、再度、条例に基づく助言として、条例第8条第1項に基づく関係住民とは、和歌山市域内の住民だけがその対象ではないと考えているので、紛争の予防を図るため、対象地域の設定について再検討されたい旨の文書を和歌山市長名で、事業者宛てに発送されております。

今後も市といたしましては、市民の安全・安心の確保が図られるよう、情報の取

集に努め、許可権者である和歌山市に対し要望してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 情報を和歌山市からいただいているということでございまして、私が知り得てる情報も、今の岩出市の生活福祉部長が答弁されたとおり、私もそのことについては知っております。

一番大事なことは、和歌山市に要望書を上げたんですが、事業所からというのは回答はいただけていないということで、ある意味、道路に対する、要望に対する返答だとか、その辺は全くないということなんです。今後、それについてどう岩出市が対応していくかということが重要になってくると思います。

和歌山市長も、しっかりと事業所のほうには、岩出市、また阪南市も含めて、説明会を行うように指導をされているんですが、今後、岩出市は、先ほどの答弁では、和歌山市に対して、また、さらに要望を上げるというようなことをおっしゃっているんですが、それだけではなく、事業所に対して出すような検討というのは考えていないのか。実際には、要望書を和歌山市に上げたところで、実際は事業所から返答というのではなく、和歌山市からの返答しかないということです。

ということは、実際の道路の問題であったり、排水の問題であっても、直接事業所からの回答がなければ、その部分については、全く何のお返事ももらえてないということになります。ではなくて、和歌山市には、当然、説明会等々に関してはしっかりと要望書を上げることはもちろんですが、しかしながら、やはり事業所に対して、岩出市からしっかりと住民の生活を守るために要望書を上げるという、そういったお考え、今後お持ちにはならないでしょうか。この辺だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、市といたしましては、市民の安全・安心の確保が図られるようということで、情報収集に努め、許可権者である和歌山市に対して要望することが、いわゆる成果としてというんか、実効ある市のとり方だと考えてございます。したがって、事業者宛てには、特に要望は考えてはございません。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これでは、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 子供の貧困について、お聞きをしたいと思います。

私は、この子供の貧困に関する質問を平成26年12月議会でも取り上げました。子供の貧困問題は、今、深刻な課題でもあります。親の失業や低収入、病気、離婚、死別など、家庭の経済状況の悪化でもたらされる子供の貧困は、日本では年々深刻となってきています。

国の貧困の実態を示す国際的な指標に、相対的貧困率があります。日本政府は、2009年に初めて、公式に相対的貧困率を発表しましたが、子供の貧困率、2006年は14.2%、約7人に1人でした。当時、経済協力開発機構、OECD諸国の中でも、最悪水準に位置しているとして大問題となりました。その後も悪化傾向を続け、最新数値では、2012年ですけれども、子供の貧困率は16.3%、約6人に1人へ拡大しております。国民全体の貧困率そのものが悪化しており、貧困解決は社会全体の課題であることは当然ですが、貧困を次世代に連鎖させないという点で、子供の貧困打開は待ったなしの課題として、政治に迫られていることは明らかです。

貧困問題解決に取り組む市民などの運動を背景に、2013年に成立した子どもの貧困対策法は、事態打開の第一歩となる法律です。貧困の基本概念の定義をしていない関係者が強く求めた貧困率削減の数値目標の設定はされておらず、不十分ではございますが、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図ることを目的に掲げ、子供の貧困対策の総合的な策定、実施に対する国、地方自治体の責務などを明記しています。

岩出市でも貧困大綱に沿った取り組みを進めると、前回答弁されております。前回は、子供の貧困対策推進にかかわる法律についてお聞きをいたしました。子供の貧困問題に対する市長の認識、岩出市における子供の貧困問題に対する認識について、お聞きをしたいと思います。

2つ目は、岩出市の子供の貧困の把握、調査、人数について、お聞きをします。

3つ目は、貧困問題解決に向けた取り組みの施策についてお聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の子供の貧困問題に対する市長の認識、市における子供の貧困問題に対する認識はについて、お答えをいたします。

市といたしましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は、極めて重要であると認識しております。国において、平成26年8月に「子供の貧困に関する大綱」が閣議決定され、市におきましても、その目的及び理念に沿って総合的に取り組んでいかねばならないものと考えてございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 ご質問の2点目についてお答えいたします。

岩出市における状況についてでございますが、昨年度の生活保護世帯に属する子供の高校進学率は100%、2人中2人でございます。高校中退率は9%、11人中1人、大学等進学率は40%、5人中2人となっております。また、生活保護世帯に属するひとり親家庭の子供の就園率は、平成28年2月1日現在、100%、7人中7人でございます。就業率は26.3%、19人中5人となっております。

次に、ご質問の3点目、貧困問題解決に向けた取り組みとしての施策についてでございますが、市といたしましては、平成27年3月に策定した岩出市子ども・子育て支援事業計画において、子供の貧困問題への取り組みの推進を掲げ、子供の貧困対策に取り組んでおり、平成27年度から、新たに複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、課題を分析し、包括的な支援を行う自立相談支援事業及び妊娠・出産・育児期に養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援員が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う養育支援訪問事業を開始しております。実績としましては、自立相談支援事業は、平成28年2月末現在で8件、養育支援訪問事業は244件となっております。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員ご質問の2点目、子供の状況についてお答えいたします。

平成26年の12月議会においてもお答えしましたとおり、「子供の貧困対策に関する大綱」の中にある子供の貧困に関する指標に関連する次のような状況を把握してございます。すなわち、平成27年4月1日時点でのひとり親家庭の割合は、児童生徒数で計算しますと、小学校では11.6%、中学校では13.4%となっております。就学援助率は、平成27年2学期末の時点で、小学校で10.9%、中学校では13.3%です。また、平成26年度のひとり親家庭の高校進学率は97.1%です。

次に3点目、貧困問題解決に向けた取り組みにつきましては、就学援助制度の実施や特別支援教育、就学奨励費の支給、放課後補充学習、土曜学習教室、放課後子

ども教室の実施など、大綱に盛り込まれている諸施策を実施しています。また、市独自の施策として、公益財団法人上田徳一・千代子育英奨学会において、低所得者層を対象に、奨学金を給貸与しているところであります。

今後も福祉関連部局と連携のもと、各施策に総合的に取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 貧困の把握という点におきまして、前回同様、数字的なこと、各生活保護世帯の進学率などもあわせて数字をお聞きをしたんです。私、こういった数字というのは、つかむことというのは大変大事だと思うんですが、しかし、一番大事なのは実態の調査という点なんです。全国でも生活困窮で死に至るケース、また、子供をあやめてしまうような事件等々が発生しています。そこには、見えない隠れた困窮者がいる、そういうことが言えると思うんです。

例えば、生活保護対象にならない方や、数字として見えてこない部分をつかんでこそ自立に向けた支援が行えたりできるのではないかと。今みたいに支援事業等々もありますが、そこにつながったら、当然何らかの支援策、一緒に考えていただいたりという対策が打てます。ところが相談に来れない、来てない、相談に行く手だてを知らないという人たちがどんだけ埋もれているのかというのをわからなければ、すぐにそれが支援に結びつくという可能性が低く、それが全国的にも問題となっている子供、例えば、手をかけてしまったりとか、虐待につながったりだとか、当然、生活困窮で食べるものがなくといったような事件につながっていくということが考えられるんです。

私が受けた相談者の中にも、生活保護の対象者とならず、制度が受けられない。でも、実際お金がなく、自立支援もうまくいかず、家は電気とまり、食べるものもない。子供を育てる環境とは、大変思えない状況等々もありました。このケースに至っては、市の職員を初め学校、そして、地域の方々が本当に連携を図って対応していただくことによって救われていく。また、対応がとれていくという形があるんです。

また、ケースは違いますが、ひとり親家庭のお母さんは病気がちではあるが、生活のため働いて頑張っていたが、当然、正社員ではなく、非正規雇用で、ところが、突然仕事が打ち切りとなった。このショックで持病が悪化し、精神的に一時しんどい時期があった。生活保護の申請と考えたけど、車を保有していたため申請できず、車がなくなったら、当然働きにくくなるからと考えて諦めたというなどのケースが

あります。

結局、誰かに相談をすることによって、行政につながることができれば、支援というのは確実に何らかの形で前に進んでいきます。ところが、それすらもわからない。一人で思い悩んでいるケースというのが、やっぱりひとり親家庭のお母さんだったりというのは非常に多いです。そうしたことをどう行政としてつかんでいくのかというのが、子供の貧困に対して対策を打てることができると思うんです。自立支援のケースだったり、また、支援相談員ですか、行っていただいたりということというのは、行政につながったからこそ対応ができるんであって、そこにつながらない何らかの形である悩んでいる方々をどう行政と結びつくかという点を考えていただきたいなというのが私の思いです。

今後、こういう実態の調査もあわせて、どのように行政とつなぎとめることをしていくのかという点で、さらに何か政策、そういった考え方があるんですから、それについてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、こども食堂というのをお聞きしたことがあるかという点です。

今、関東を中心に、こども食堂や子供の居場所づくりについて、民間団体の取り組みが全国に広がってきております。朝食を食べていない子、学校給食だけが唯一の食事という子供もいます。母親が仕事に出ていて、一人でパンをかじっている子供、給食のない夏休みはどうしているのでしょうか。

こうした中で、各地でこども食堂の取り組みが広がり、子供だけでなく、近所の高齢者も集まり、大家族のような雰囲気でも家庭的な食事が提供され、放課後の子供の居場所づくりがつくられております。

こうしたことに率先してやられているのが堺市で、堺市が、こども食堂設置予算500万円を新年度の当初予算に計上するとの記事を見ました。民間団体から委託先を公募し、夏にはスタートさせ、月1回以上開設するという話です。堺市は、こども食堂を平日の夕方に地域会館などで開き、中高生までの子供には無償で提供、大人には約300円を払ってもらうことを検討中とか、同時に学生ボランティアと連携し、宿題などの学習支援も視野に入れているそうです。

こうした堺市の取り組みを受け、ほかの自治体でも、初年度は個食や貧困の実態を探り、再来年度以降は市が運営費の全額を負担するのか、民間団体の活動費の一部に補助を出すのかなど、実施方法をあらゆる方策を考えて検討しているところ、自治体もございます。

子供の貧困はわずかであっても放置できません。どの子の成長も発達も保障され

なければならないという立場から、岩出市でも子供が多く、また、ひとり親世帯も大変多いです。こうしたこども食堂の取り組み、この研究をする必要性が私はあると考えておるんですが、こうした情報、各地の状況をつかみ、今後に活かすために、ぜひ岩出市としても研究を行っていただきたいんですが、これについてお答えをいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、数字の把握も大事であるが、それ以上に実態を把握することが何よりも大切であるということのご質問でございます。

市といたしましては、当然、個々に理由や事情があると考えられます。そのため、制度の周知、各種の福祉施策等、ここらあたりは、当然、周知・啓発しかないのかなど。1軒1軒尋ね歩くというわけにはいかないということで、皆さんに知っていただくという意味で、広く制度を周知・啓発していくということは、これは引き続き大事なことだということで、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、また関係各機関、こことの、やはり連携というのも非常に大切なことかなど。いろんな情報を入手するというんですか、共有すると。その上で、やはり対応するというのも大事だろうということで、関係機関との連携、ここも、やはり大事なかなどというふうに考えてございます。そういう意味で、その意見について、今後も引き続き取り組んでいきたいなど、このように考えてございます。

それから、こども食堂の例を挙げられて、子供の居場所づくり、いわゆる今後研究していく、そういう考えはということでございます。

確かに、そういう取り組みをされているということについては理解はしてございます。ただ、この制度自体というのか、子供の貧困に関しては、本来、もっと早くから取り組むべきところであったんだろうというふうには思います。しかしながら、最近になって、この問題が取り上げられるようになってきているというのも事実ということでございます。

市といたしましては、やはり子供の貧困というのは、貧困の世代間連鎖というのを引き起こしていくということもありますので、やはり本当に真剣に向き合っていく必要があると、このように考えてございます。

具体的に、こども食堂云々という話についてどうこうという、現時点においては、お答えする段階ではございませんが、引き続き前向きに、この問題に積極的に取り

組んでいきたいという考えには変わりはありません。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 こども食堂についてなんですが、何も子供の貧困ということが大きくなったためにやり始めたという事業ではなくて、個々で民間の方々が、例えば、ボランティアだったりという方々が、子供たちの今置かれている状況、ひとり親家庭だったり、お母さん、お父さん方が共働きで大変で、ご飯が食べれてない。食べれてないんじゃないんですよ。遅くにご両親が帰ってくるから、温かい家庭環境をつかって、ご飯を食べさせたりという、そういった形で始まっているものなんです。

ただ、自治体が、このようにお金を出そうというのは、貧困の問題というのをしっかりと受けとめた上で、何か対策をしていかないといけないということで始まったという形なんです。何も突然のように、こども食堂というのが出てきたわけでもなく、民間で細々とやってこられたという点が注目を集めて、やっぱりこれは自治体としても必要な違うかという点から、補助金を出したり、どうしようかと考えているという自治体が出てきているということなんです。

ぜひ、こども食堂についても、私は、この問題について、しっかり研究も含めて、今後の動向もあわせて、しっかりと調査もして行ってほしいなと思うんで、そのことを理解して、ぜひお願いをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

子供の貧困に関しては、実態把握をしていく中で、当然、出てくるんだろうと思うんですが、さまざまな事情を抱えておられるケースが多いということでございます。したがって、やはり各種相談事業の周知・啓発、先ほども申し上げました。それに既存施策の充実、関係機関との連携強化、それから、国・県の動向を踏まえた対応など、児童福祉施策を総合的に取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○井神議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いま

して、総括方式で3点質問いたします。

まず1点目は、岩出駅前通りの活性化についてであります。

一乗閣を初め、ねごろ歴史資料館の完成を初め、根来周辺の観光事業の進捗は目覚ましいものがあり、今後大いに期待されるところであります。しかし、当市の南側に位置するJR岩出駅周辺も、観光事業にとっては、今後大切な位置を占めております。最近の傾向として、駅前通りや周辺の空き家が多くなってきており、その実態と対応はどのように考えているか、お答えを願います。

また、その空き家などを有効利用し、にぎわいの一助として、B級グルメ等の飲食店や集客力の見込める出店希望店に対し、市として助成をしてはどうか、お尋ねいたします。

また、活性化のためには、顧客の駐車場が必須であります。現在は皆無の状態であり、岩出公民館の駐車場を安価な有料コインパーキングにし、公民館利用者には無料にし、市の資源の活用を考えてはどうだろうかと要望いたします。

また、そして観光及び商業の活性化には、商工会や観光協会も大切な団体であり、とりわけ観光協会は、現在、ボランティアの方々で頑張っていていただいております。しかし、今後、現在の体制では対応し切れなれないと思われまますので、組織の充実と体制の強化も必要ではないでしょうか。

ぜひとも、今後の観光事業を考える上で、いずれも大切な要望でありますので、前向きに検討いただきたいと思えます。

2点目、医療用ウィッグの助成についてお尋ねします。

国立がん研究センターの最新のデータによりますと、日本では、生涯でがん罹患する確率は、男性で約60%、女性で約45%と言われております。つまり、おおよそ2人に1人はがんになる可能性があることとなります。当市においても、がん検診やさまざまな施策によって、早期発見・早期治療に取り組んでいただいているところであります。こういった多施策に加えて、現在、がんと闘っている方への支援の1つとして、抗がん剤治療等によって脱毛が生じた方への精神的苦痛の緩和の一助として、ウィッグ、いわゆるかつらの購入費用の一部の助成はできないか、お尋ねいたします。

3点目に、当市の消防団の活動と消防車についてお尋ねいたします。

常日ごろ、消防団の方々には、有事の際、大変お世話になり、市民の皆様も感謝し、私も大変ありがたく思っております。

そこで、消防団員数及び組織と、その主だった活動はどういったものがあるか、

お答えください。

また、消防車の配置はどのような形で配置がなされ、老朽化した車に対し、市はどのように助成されているのでしょうか。また、近年、その助成方式も変更になったと聞いておりますが、その点を詳細にお答え願いたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 田畑議員ご質問の1点目、岩出駅前通りの活性化についての1点目、2点目、4点目についてお答えします。

1点目の駅前通り及び周辺の空き家状況でございますが、本年度、市職員により、岩出駅前通り及び大和街道沿いを対象として、目視調査を行ったところ、25軒の空き家・空き店舗を確認しております。これら物件のうち活用の見込まれる空き店舗が11軒あり、そのうちの7軒の所有者から今後機会があれば貸し店舗等として活用していきたいなどの回答を得ました。

次に、2点目の空き家などを利用した駅前活性化につきましては、貸し店舗等として活用したいとの意見もあることから、商工業、観光、まちづくりなど、多様な観点から取り組んでいく課題であると認識しております。これに対する助成につきましては、現在、市と岩出市商工会が連携して、産業競争力強化法に基づく、創業支援に取り組んでいるところであり、一定の条件を満たせば、中小企業庁から、創業・第二創業促進補助金を受けることができる制度がございますので、創業の際にはご利用いただけます。

次に、4点目についてお答えします。

議員ご質問のとおり、岩出市観光協会は、市の観光振興に欠かすことのできない重要な団体であると認識しております。来る4月1日にオープンする、ねごろ歴史資料館並びに旧県議会議事堂などを中心とした、ねごろ歴史の丘を観光の拠点としての利活用のため、また、岩出市全域での観光振興を図ることを目的として、現在、岩出市観光協会、岩出市商工会、JA紀の里、根来寺など、市の観光にかかわる各種団体等で、観光振興団体の設立準備が進められています。岩出市観光協会には、この中心的な役割を担っていただく必要があります。

観光地域づくりを実現するためには、各種データ等の収集・分析、データに基づく戦略の策定など、観光振興団体の中心として、かじ取り役となるべき人材の育成が不可欠であり、市も積極的に支援を行い、組織の確立、充実、体制の強化を図っ

ていくものであります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 田畑議員ご質問1番の3点目、駐車場についてお答えいたします。

岩出駅周辺には、個人が営む貸し駐車場やコインパーキングが存在してございます。また、岩出地区公民館の駐車場につきましては、公民館利用者のために設置されたものであり、公民館利用者との選別や管理運営などの問題点が多く、現時点での計画はございません。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目、医療用ウィッグの助成についてお答えいたします。

医療用ウィッグ購入費助成制度につきましては、山形県において、抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛に悩む患者に向けて、がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上を図るため、平成26年4月から全国で初めて導入されたと聞いております。

現在、国のがん対策推進基本計画においては、がん患者の就労を含めた社会的な問題が取り上げられており、就労や社会参加と療養生活との両立は重要なことと考えております。

本市といたしましては、医療用ウィッグの購入費助成制度は新しい取り組みであることから、先行自治体における効果等を踏まえて研究するとともに、和歌山県や近隣市町村の動向を見て、必要に応じ検討してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員ご質問の3番、消防団の活動と消防車についてお答えいたします。

1点目の消防団員数及び組織と、その主だった活動についてでございます。

平成28年1月1日現在の消防団員数は330名で、団長1名、副団長2名のもとに、岩出、山崎、根来、上岩出の各地区に、分団長、副分団長を各1名を置き、その下に26の部隊を組織してございます。主な活動といたしましては、火災発生時の消火活動や大雨などによる災害出動はもとより、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のレッドパトロールや防火啓発活動、年末警戒、1日防火デイ、地域防災訓練への参加のほか、各地区での消火訓練活動など、昼夜を問わず献身的に活動いただいております。

次に、2点目の消防車の配置についてでございますが、部隊に各1台、合計26台

の車両を配備してございます。

次に、3点目の消防車に対する市からの助成についてでございます。

平成24年度までは、地元での購入に対し、市から補助金を支出しておりましたが、市で購入し、貸与してほしいとの要望が寄せられていたことから、平成25年度に制度の見直しを行い、計画的に年式の古い車両を更新すべく、毎年2台ずつ、軽四車両を購入し、貸与しているところであります。

ただし、更新時期が数年先になる部隊では、地元での購入を希望するところも一部にあったことから、平成25年度から平成27年度までの3年間は、市からの補助金制度を残して運用してきたところであります。

今後も計画的に消防団車両の更新を行い、消防団装備の充実強化を図ることにより、市民の安全・安心に寄与してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の岩出駅前通りの活性化についてであります。現在、岩出駅のバリアフリー化につきまして、ちょっとお聞きしましたら、JRのほうでエレベーター棟を設置するに際し、地質調査を今現在行われておるということで、遅かれ早かれ、かなりすばらしいバリアフリーが完成するんだろうと思います。それに合わせて、恐らく、岩出駅として非常に大事な位置を占めてくるんだろうと思います。

そういうことで、先ほども答弁いただきましたが、実は和歌山県に観光に来られている方の人数、びっくりしました。3,000万人だそうです。そのうち宿泊されている方が500万人、和歌山県に来られているそうです。大変な方が、年々ふえているそうなんです。観光客の方が。だから、恐らく、南紀のほうを中心だろうかと思います。また、高野山等のそういうところなんだと思いますが、その中でも、やっぱり岩出というのは、先ほどからいろんな質問にもありましたように、和歌山県としての玄関口でもあります。地の利は非常に高いものがございます。あとは、岩出の地の利プラス希少価値といいますか、付加価値のついた何かを提供していくというのが、これから大事になってくるんだと思います。

そういうことで、こういう提案をさせていただいているわけですが、残念なのが、公民館は公民館の駐車場として当然利用するというお話であります。それは当然当たり前なんです。市の社会資源の活用という観点から、それはいろんな条例があり、また、いろんな制約等々があって難しい部分もあろうかとは思いま

すが、その辺を市としていろいろ駆使をしていただいて、観光客の利便性に役立つような、ひいては、それが市全体としての税収につながっていくところになるわけですから、その辺も、これは公民館だからというよりも、公民館の方は公民館で利用を十分していただくような配慮をしながら、24時間体制で駐車をできるような、そういうところをやると、あの駅前がうんと利便性が変わってくるわけですね。そういうところら辺も、これから恐らく絶対に必要じゃないかなと思います。

それと、観光協会の件ですけど、観光協会、先ほど、体制の強化を図っていかねければならないと、また、組織の充実を図っていくという答弁ありました。ちょっと私調べました。観光協会の他市、和歌山は別格でしょうけど、和歌山市は18名、観光協会の職員がいらっしゃって、うち市の職員のOBが1名ということですね。海南市は市の職員が2名です。橋本市は観光協会の職員が3名です。有田市の観光協会は市の職員が3名、御坊市は市の職員が1名プラス観光協会の職員があと2名いらっしゃるといことです。田辺観光協会は市の職員が1名で、ほか11名いらっしゃるといことですね。そのように、大体、市の職員の方が1名ないし2名、やっぱり張りついて、観光協会の職員と一緒に、いろいろなことを発信したり、また考えて動いていらっしゃるようです。

ということで、岩出の場合、先ほども言いましたように、ボランティアの方だけで対応し、観光協会の職員はゼロであります。商工会の職員の方が兼務をなさってやっているということで、市が補助金を出して運営をしていただいているという、そろそろ本格的に観光協会として動いていただく体制強化が図られなければいけない時期に来ているんじゃないかなと。また、一乗閣の中にも観光協会の拠点として配置する可能性も十分考えられますから、その辺も、これから岩出市として考えていただきたいなと思います。

それと、ウィッグの件ですが、ウィッグは福祉部長が言われましたように、山形県下は全市町村、全部やっています。あと、主だったところでは、秋田県の能代市とか、岩手県の北上市とか、神奈川県の大和市とか、佐賀県の伊万里市とか、大体1万円から3万円ぐらいの助成をしているようでございます。あるところは、所得制限をかけているところもあります。そういうことで、このウィッグというのは大体1万円から50万円、非常に幅の広いものだそうです。

そういうので、先ほども部長言われてましたように、どうしても抗がん剤を打ちながらお仕事をやらなければいけないという、そういう方が結構多いみたいです。そういった方も、やっぱりなかなか頭が全部毛が抜けてしまって働きに行けないと

いう方は、どうしてもこういうものが必要になってきます。そういうことで、全額というにはいきませんが、お見舞い程度のもんでありますけれども、頑張っていたきたいということで、一度、また研究、検討していただけたらなと思います。

あと、消防団のほうですが、年に2台、軽自動車の消防車をこれから貸与していくということなんですが、以前は普通車に対しても助成がなされておったということですね。それが補助金のあれが変更になって、これからは現物、車を貸与して、普通車には助成しないというふうに変更になりました。3年間は猶予期間として、一応見てましたということで、そういうことであるんですが、中には、どうしても普通車で対応したいという、そういう自治会もあるようでございます。

その辺で、軽と普通車との違いというのは、恐らく、乗る人員の確保の人数が違うので、その辺で、例えば、那賀消防で消した後に、消防団の方が、あとぼやにならないかどうか見守りをされているようです、3時間なり4時間なりずっと。そのときに非常に寒いときであったりとか、非常に暑いときであったり、そういったときに、やっぱり軽自動車ですと、お二人に限定されてしまいますんで、あとの方は外で待ってるというか、その辺では普通車で待っていると4人から5人ぐらい乗れるそうなんですけども、その辺の関係かどうかわかりませんが、中には普通車のほうがいいんだよなという、そういう班の方もいらっしゃるようでございます。

その辺で、補助が変わったというところ辺の説明は、軽を2台貸与にしたと。なぜ、そういう体制が変わったのかというところ辺をもう一度説明いただきたいなと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、観光協会への職員への張りつけというお話があったと思うんですが、現在のところ、事業部の人員にも余裕がありませんので、職員の張りつけというのは考えておらないんですが、先ほどお答えしたとおり、岩出市の観光振興を図る目的として、今、観光協会、商工会、JA紀の里、根来寺などで、観光振興団体というのをつくろうとしています。もちろん、その中にはやる気のある方もいらっしゃいますし、市も積極的に関与していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいなと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 駐車場の件について、再質問にお答えいたします。

議員ご提案のように、玄関口として集客を考えた事業展開を考えていくようになれば、駐車場は必要になってくると思います。それにあわせて検討が必要になるかなと考えます。ただ、先ほどもお答えしたとおり、公民館利用者のために設置したものであるということ、あるいは地元根づいた施設という意味合いから、地元への行事に貸し出しを行ったり、保育所や小学校に貸し出しを行ったり、駅前ライブラリーの利用者の方にもご利用いただいている、こういったことから現時点では難しいと考えております。ご理解、よろしくお願いいたします。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

基本的な考え方は、先ほどお答えしたとおりで変わるところはないんですが、がん患者の皆さんというのは、やはり痛みや吐き気といった、いわゆる症状よりも、外見の変化のほうが、やはり苦痛に感じている方が多いようにというふうに聞いてございます。そういう意味で、就労や社会参加と療養生活の両立というのは、やはり必要やというか、大切であると。そういう意味での一助として、今回、ご提案いただいているウィッグの助成という部分になるのかなというふうに考えてございますが、現在、市のほうでは、いわゆるウィッグに関してのそういう意見要望というんですかね、そういうものは、ちょっと今まで聞いてはないという事情もございません。

したがって、お聞きして、すぐに、はい、わかりましたというわけにはいかないということで、先ほどから申し上げましたように、県や近隣市町村の動向、そういうようなものを見ながら、また、実際、先行自治体で、もう既に導入されているところはございますので、そういったところの経緯、そういうようなものも踏まえた中で、必要に応じて検討はしていきたいと、このように考えてございますので、ひとつご理解いただきたいと、このように思います。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、市からの助成についてですけれども、先ほども答弁させていただいたとおりなんですけれども、平成24年度までは、地元での購入に対して、市から補助金を支出していました。補助金は3分の2です。市で購入してほしい、貸与してほしいと、こういう要望が自治会あるいは消防団のほうから寄せられたことから、平成25年度に制度を見直しして、計画的に古い年式の車両から更新すると、

こういうことになりました。

次に、普通車でなくて、なぜ軽四輪車両になったのかについてです。軽四車両につきましては、岩出市内の道路整備は進んでおるわけですが、道路幅の狭い箇所も一部にありますので、その辺のところを勘案すると、機動力のある軽四車両と、こういうふうに考えました。

次に、普通車、軽四車両の配備の状況なんですけども、普通車については機動隊、4つ機動隊ありますけど、機動隊には普通車両を配備します。その他の部隊については軽四車両ということになります。軽四車両につきましては、車内に2人、それから車外の運転席・助手席後部に2人、合計4人の乗車ができると、こういうことになってます。

ご質問にあるように、火災とか鎮火後の見守り、それから風水害等の現場待機などにおいては、非常にご苦勞はかけますけども、機動力や、それから道路幅、こういうふうなものを勘案しますと、軽四車両で対応していきたいということでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、車両については、4人でしたら不足する場合もございまして、これは従来も同じですけども、全員が、その車に乗れるというわけじゃないので、あとは別車両として使用していただくと、こういうことで対応を指導しているところがあります。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

副市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

副市長。

○中畑副市長 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私は、3月31日を持ちまして4年間の任期を満了し、副市長を退任いたすこととなりました。中芝市長のもとで副市長として、市民福祉の向上と市政の発展に、私なりに全力で取り組んでまいりましたが、その職責を十分に果たせたかどうか、じくじたる思いでございまして。

在任中、議員の皆様を初め市民の方々や各団体、そして、市役所の職員に支えられ、この間、温かいご指導、ご協力を賜りましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

就任をして以来、私にとって職員は宝であり、そのためにも人をつくる役所でなければならぬ。また、市民の役に立つ職員になってほしい、こういう思い、観点から市役所の活性化、職員の人材育成、意識改革にも力を入れて取り組んでまいりましたが、職員はよく頑張っていて取り組んでくれているものの、まだまだ道半ばだと感じております。

議員の皆様方には、市政の発展のためにも、今後とも市の職員に対しまして、至らぬ点については厳しいご指導とともに、日ごろは温かいご支援をお願い申し上げます。次第であります。

岩出市は、重点事業であります道路網の整備、また渋滞対策、河川改修と浸水対策、耐震化を初めとする防災・災害対策、下水道の整備、社会保障の充実に向けてなどなど、着実に前進が図られているというふうに思います。

こういう中で、間もなく、旧県議会議事堂（一乗閣）や市のねごろ歴史資料館がオープンされ、市制施行10周年を迎えることとなります。観光振興策にも十分な取り組みがなされると思っておりますが、ますますの市の発展を期待するところです。

私は、振興局長時代を含め6年間、岩出市で勤務をさせていただきましたが、この6年間、岩出市は本当にすばらしいまちだというふうに思っています。これからも、誰もが支え合いながら、安全で楽しく生活ができ、全ての市民が誇りに思うような岩出市のまちづくりに向けて、一丸となって取り組んでいかれることをご祈念申し上げます。

最近、私は、ちょこちょこ物忘れをすることが生じてきておりますけども、この大好きな岩出市を忘れるまで忘れないと思っております。

結びに、議員の皆様方のご健勝ご多幸とますますのご活躍を、そして、岩出市並びに岩出市議会のますますの発展を心からご祈念申し上げ、感謝とお礼のご挨拶とさせていただきます。

4年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。

○井神議長 中畑副市長、4年間、本当にご苦労さまでございました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。  
これにて、平成28年度第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。  
慎重審議、どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時25分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成28年3月22日

岩出市議会議長 井神 慶久

署名議員 宮本 要代

署名議員 玉田 西紀